

独立行政法人 国際協力機構

国別農業・農村開発に係る案件発掘・形成のための  
執務参考資料

- 国別農業・農村開発指針策定調査 -

トルコ共和国 農業・農村開発指針  
(ファイナルレポート)

平成17年8月  
(2005年)

財団法人 国際開発センター

農 村

J R

05-47

トルコ国地図



Base 505579 (A01410) 4-83

## 本指針について

### 執務参考資料としての「指針」の策定レベル

それぞれの国の事情により、在外事務所の必要とする「農業・農村開発分野における案件の発掘・形成のための執務参考資料」としての「指針」に対する要望は異なる。指針策定対象国は各々の国の事情に即して、大きく次の4つのレベルに分けられる。トルコ国は「レベル B」に相当する。

表1 指針策定対象国のウェイト付けに関する提案(案)

レベル	レベル分けの根拠
A	農業・農村開発分野における協力の必要性が高いにも関わらず、大使館、事務所の人員数の制限等により、現地 ODA タスクフォースの活動が行われていない、同分野における協力方針の更新、見直しが必要な国。
B	現地 ODA タスクフォースにおいて、協力方針・案件形成にかかる取り組みが行われているが、具体的な案件形成を活発に行うために、本部との連携により指針を策定する意義が高い国。
C-1	現地 ODA タスクフォースにおいて、個々の案件形成に関わっており、案件採択率も高い国であるが、協力内容の多様化を図るための基礎情報として指針を策定する意義がある国。
C-2	農業・農村開発分野における必要性は高いが、現時点では、既存の情報の整理によりマクロ的な状況分析及び大まかな農業・農村開発の方向性を示すレベルを求めている国。

注：レベルC レベルAの順にJICA本部の投入が大きくなることを想定している。

出所：第2回国別農業・農村開発指針策定検討委員会資料。

### 本指針の想定する受益者層

基本的に「農業を主たる生業とする農村（都市でない地域）に居住する貧困層」を、JICA が支援する農業・農村開発案件の主な受益者として想定する。一般に貧困率が高いと言われる土地なし層や都市の失業者層に対する協力の重要性についても十分に認識し、対象地域の事情によっては取り組む場合もあるが、最初からそれらの層に限った協力を検討する指針ではない。

### 本指針の使い方

- ・本指針は案件の発掘・形成及び実施を担う在外事務所の職員が、農業・農村開発分野の案件を発掘・形成する際の視点と方法を提示する手引書である。
- ・各々の職員がその国における駐在経験を十分に活かすとともに、必要に応じて対象地域にも足を運び、関係者との意見・情報交換を通じて対象地域の現状を把握し、それに基づいて現実的な案件を形成する。
- ・採択された後は、その案件が形成の段階で意図したように実施され、対象地域や周辺地域の人々の生計の維持・向上に貢献しているかを検討する際にも活用する。
- ・案件を形成・実施する過程で在外事務所に蓄積される知見や経験を反映して本案を適宜改訂し、各国の実情に即したより実用的なものにしていく。

### 本指針の有効期限

基本的には日本の協力方針（国別援助計画、現地 ODA タスクフォースの協力指針など）に照らして、5年前後を想定する。しかし、本指針が目指す「対象地域の人々の生計の維持・向上手段（方法）の強化」には5年以上かかる場合も多い。従って、案件を発掘・形成する際には、対象地域の子供、あるいはその孫世代へ与える影響にも留意すべきである。

## 本指針作成の背景と目的

多くの途上国において農業は主要産業であり、国は農業に経済開発の重点を置いている。また、農村人口も依然全人口の大半を占め、その多くは貧困層である。そのため、多数の途上国政府は、農業・農村開発を貧困削減の重要な手段として位置付けている。また、JICA も、2000 年 9 月に国連によって採択された「ミレニアム開発目標 (MDGs)」の一つである「極度の貧困と飢餓の撲滅」を達成するための重要な手段として農業・農村開発を位置づけている。

JICA は、自然条件、社会・経済条件といった地域性に著しく左右される農業・農村開発の特性に鑑みて、国別・地域別アプローチと課題アプローチを融合した取り組みを強化している。その一環として、2004 年 8 月に「開発課題に対する効果的アプローチ〈農業開発・農村開発〉」(以下、「効果的アプローチ」)を策定し、課題横断的な協力方針を網羅的に提示するとともに、開発手法の大枠を示している。

また、JICA はより現地の実情に合った協力を迅速に展開することをめざして、現在、本部にある地域部の機能を在外事務所に移管しつつあり、今まで以上に在外事務所が個々の農業・農村開発協力案件の形成や実施の中心となることが予想される。そのため、「効果的アプローチ」や「国別事業実施計画」に基づくとともに、当該国の実情を十分に踏まえた案件の発掘・形成に役立つ具体的な指針が求められている。

### 「農業開発」及び「農村開発」の定義

本指針では、「農業開発」を狭義の農業に限らず、小規模内水面養殖や社会林業などを含む農家の生業全体の生産と所得の向上をめざすもの、また、「農村開発」を農村部の住民(特に貧困層)の基礎的な教育、保健医療、飲料水等へのアクセスの改善を含む農村部全体の生活の質の向上をめざすものと捉える。

### 本指針がめざすもの

トルコは、中所得国の中位レベルに位置づけられる。一人当たり GDP は 2004 年で 3,381 ドルに達する。しかしながら、地域別ではイスタンブール、イズミール等の大都市を有する商工業の発展した西部地域と、山岳地帯で経済開発から取り残された東部及び南東部アナトリア地域との間では、10 倍以上の所得格差が発生している。また、同地域から西部地域への人口流出が恒常化し、域内においても農村部から地方都市部への人口流出が続いている。東部及び南東アナトリア地域と西部地域間における地域格差の是正と農村部の貧困削減は、国家開発計画においても重要な課題として取り上げられている。

このような状況から日本政府は、中所得国レベルとしての経済成長を達成しているトルコの経済力を評価しながら、同国のオーナーシップを重視するとともに、地域間格差是正に向けた協力支援を基本方針に据えている。地域格差是正においては、JICA が実施した東部黒海沿岸地域における総合開発計画である DOKAP の開発コンセプトに基づき、農業生産の多様化、農産加工業の振興などによって伝統的な農業形態からの脱却を支援することを協力の骨子としている。

本指針は、トルコに対する援助方針の根底には、東部及び南東アナトリア地域における「貧困削減」が基本的かつ重要な課題であると認識する。貧困とは、経済面ばかりではなく、社会面、心理面など多面的に把握されるべき問題であり、その削減のためには包括的なアプローチが必要であることを前提とした上で、本指針は策定されている。したがって、本指針では、トルコ国の農業・農村開発分野における課題を様々な側面から示した上で、開発目標や課題を絞り込んだ。そして、それらの課題への取り組み方、本分野における案件の発掘・形成に資するべく、プログ

ラム案及び案件の形成・実施上の留意点を提示した。

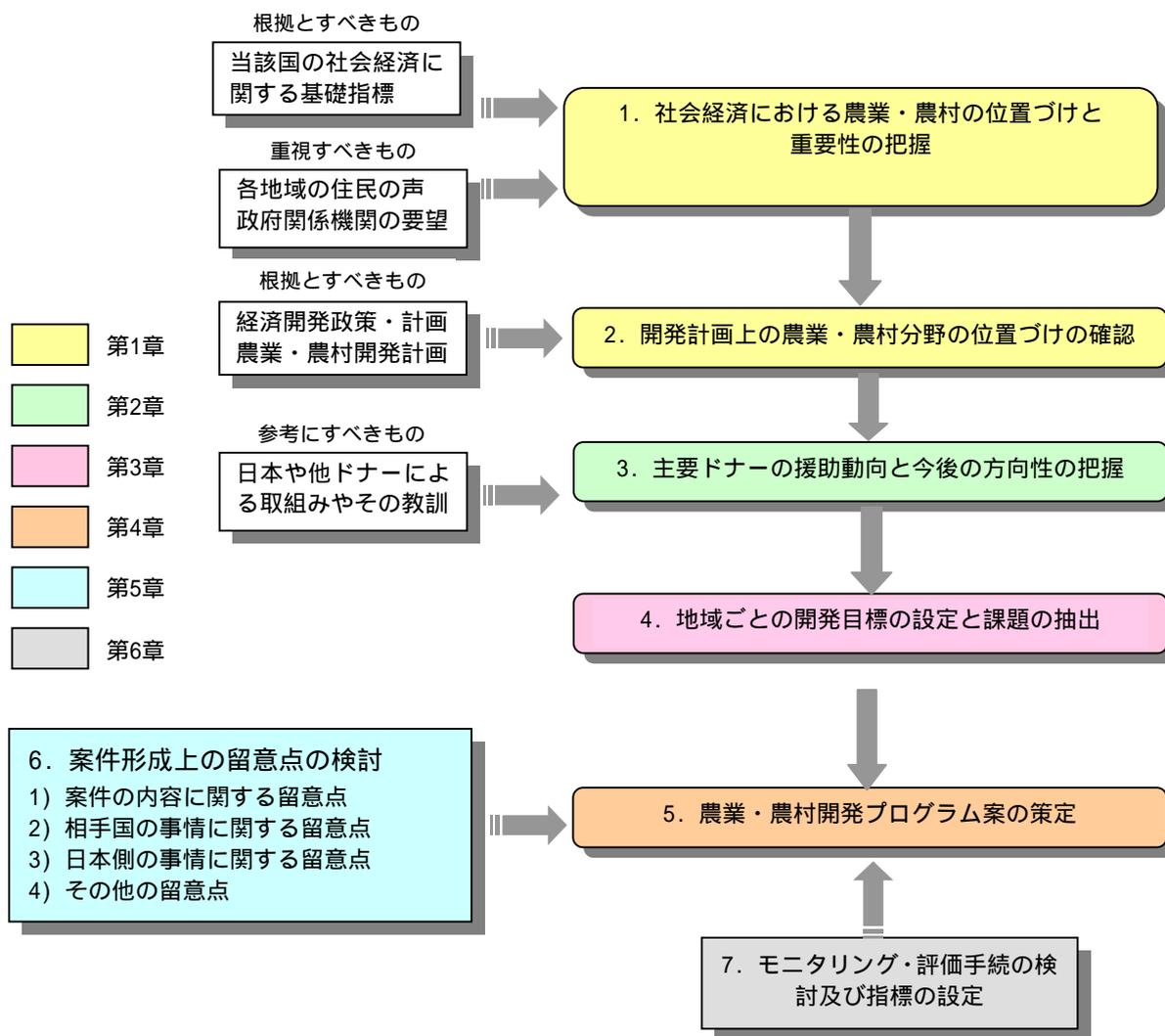
#### 案件形成の流れと本指針の構成

農業・農村開発分野における案件発掘・形成の基本的な流れと視点及び本指針の構成を以下に示す。本指針では、この流れに沿って、トルコの国家開発計画と地域的な農業・農村開発の特徴及び日本を含む主要ドナーの援助動向を把握した上で、問題分析と開発課題の設定を行い、課題に関するプログラム案を提示する。将来、トルコの社会経済情勢や政策及び現地 ODA タスクフォースの対処方針や、JICA 国別事業実施計画に変更があった場合には、本プロセスに戻って適宜プログラム案を修正することになる。

作 業	視 点	本指針の章/節
1. 国家経済における農業・農村の位置づけを把握	農業セクターの国家経済における位置づけの変化の把握。トルコの農業地域区分に基づく農業・農村特性を把握し、開発課題検討の視座とする。	第1章
2. トルコにおける現行の国家開発計画の基本方針と農業・農村の位置づけの把握	トルコにおける中長期の開発計画と DOKAP 及び GAP の開発コンセプトを把握し、開発の方向性を明らかにする。	第1章
3. 日本及び他の主要ドナーの援助動向と今後の方向性の把握	必要性及び実施可能性の高い案件を形成するためには、ドナーが農業・農村開発分野でこれまでに行なってきた支援や今後の方向性を踏まえる必要がある。日本及び他ドナーの協力の動向や方針・戦略などを把握する。	第2章
4. 地域毎の農業・農村開発の課題の把握	国家開発計画の考察を通じて開発課題を整理し、課題間の因果関係を分析して重要問題を把握し、それに対する開発目標と課題を把握する。	第3章
5. 課題に対するプログラム案の策定	JICA の国別事業実施計画と上記3の問題分析を通じて抽出された課題に対するプログラム案(事例)を提示する。	第4章
6. 案件形成上の留意点の検討	案件形成にあたり留意すべき点を、案件(プログラム・プロジェクト)の内容、相手国の事情、日本側の事情およびその他(先の3つに分類できないもの)という4つのカテゴリーに分けて述べる。また、それぞれの項目について関連する要請案件調査票の項目も示す	第5章
7. モニタリング・評価手続の検討及び指標の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリング・評価は、在外事務所が一貫性のある案件管理を行うために最も重要な業務のひとつとなる。</li> <li>・案件管理のフローの各段階における機能移管後に想定される在外事務所の役割、各段階における評価ツールと適用範囲、指標案、指標の入手可能性の検討方法などを示す。</li> </ul>	第6章

なお本来、指針は現地調査を行い、最新の資料やデータ及び関係機関によるヒアリングに基づいて作成されるべきであるが、本指針は日本国内で入手した限定的な資料や報告書に基づいて作成していることにご留意願いたい。

下図はプログラム案の策定までの作業の流れを示したものである。前ページで述べた案件発掘・形成の基本的な作業のうち、「6. 案件形成上の留意点の検討」と「7. モニタリング・評価手続の検討及び指標の設定」は、プログラムを策定する過程で並行して行うべき作業である。



農業・農村開発プログラム案を策定するまでの流れ

## 要 約

## JICA の協力の基本的な考え方 -JICA 国別事業実施計画の要点-

開発重点方針	支援方針と協力の重点（プログラム）
環境改善	都市廃棄物処理改善、大都市における交通渋滞緩和改善、エネルギーの安定確保及び効率的利用を目的としたエネルギー消費による環境負荷軽減分野の協力、東部黒海地域における森林・土壌保全支援。
人材育成	将来的な EU 加盟を視野に入れた経済の国際化、及び広範な構造改革を実施中。産業高度化に対応した技術協力・先進技術導入に係る人材育成の支援、道路・橋梁、港湾・電力等の経済インフラ整備に係わる人材育成及び研究開発の支援のための研修員の受け入れ、社会保障分野の人材育成を専門家派遣、技術協力プロジェクトを通じた支援。
地域間格差是正	東部及び南東アナトリア及び黒海沿岸地域の地域開発、主要産業である農業を軸としつつ、複数セクターに対する支援を組み合わせた協力。総合的な地域開発に必要なセクター間、県政府・自治体間の連携・調整の促進。農業・漁業等の研究開発・普及の拠点となる機関の能力強化支援。協力手法としては、地域総合開発アプローチによる開発調査、保健医療、農林水産分野での技術協力プロジェクト等を通じた協力の実施（治安情勢を考慮しながら実施）。
南南協力支援	トルコが進めている中央アジア諸国及び周辺諸国への協力を支援するために、日本の技術協力の成果を活かした第三国研修等の実施を通じた南南協力の支援。従来のトルコ国際協力庁(TICA)に加えて BSEC 等の地域機構との連携も検討。
地域災害復興・防災制度強化	地震工学センタープロジェクトを通じた工学的な手法構築協力の成果の都市部への応用。内務省に対する防災行政官育成支援。

出所：「JICA国別事業実施計画（2004年度版）」

また、「地域格差是正」における重点地域である東部黒海地域に対する農業開発支援としては、次の2点を掲げている。

- a) 農業をベースとした経済開発の制度能力の強化  
モノカルチャー農業からの脱却、農業の多様化、農産加工業の振興に必要な制度能力の強化。
- b) 農業生産の多様化と農産加工の振興  
DOKAP の沿岸地域と内陸地域における地域農業特性を活用した農業開発の推進。

## 開発目標と課題

DOKAP 地域における一般村落地域を対象とした「農産加工業を起点とした地域農業・農村開発の推進」と内陸部に分布する森林村落地域を対象とした「生計の維持と安定化を前提とした生産力の強化」を主要な開発目標として設定した。また、これらの開発目標を達成するための開発課題を大項目と小項目に分けて提示した。大項目は開発目標に直接対応し、小項目の課題は大項目から導き出される。さらに、これら開発課題が「効果的アプローチ」の開発戦略目標と中間目標及びそのサブ目標とどのように対応しているかを確認するために併記した。

表2 開発目標と課題(1)

開発目標：一般村落地域【農産加工業を起点とした地域農業・農村開発の推進】				
トルコにおける農業・農村開発の課題			開発課題に対する効果的アプローチ	
大項目	開発課題 小項目	対応する問題 (図3-1参照)	開発戦略目標	中間目標/サブ目標
1. 生産性の向上による生産拡大と競争力の強化	1.1 土壌劣化の防止支援 1.2 適切な肥培管理技術の開発・普及支援 1.3 耕地利用率・作付率の向上 1.4 ポスト・ハーベスト技術の改善 1.5 農畜産技術の普及と人材の育成・強化支援 1.6 灌漑整備/維持管理体制の整備	・土壌劣化が進んでいる ・技術開発・普及の遅れ ・生産基盤整備の遅れ ・生産性(収量)が低い ・生産性が低い	1. 持続可能な農業生産	1-2 農業生産の拡大と生産性の向上 1-2-1 生産基盤の整備と維持管理 ・灌漑・排水施設の整備 ・水利組合の育成 1-2-2 試験研究・技術開発の強化 ・生産技術の改善 ・ポストハーベスト技術の向上 1-2-3 農業普及の強化 ・普及体制の整備
2. 生産コストの削減	2.1 適切な輪作体系技術の開発と普及支援 2.2 生産資材の共同購入体制の強化支援 2.3 不耕起栽培技術の開発普及支援 2.4 共同集出荷体制の強化 2.5 流通・販売体制の整備支援(農道、貯蔵サイロ等の整備)	・輸入資材への依存が高い ・低コスト技術が未発達 ・流通システムが未整備	2. 安定した食料供給	2-2 食料流通機能の整備 ・流通市場ハードインフラの整備 ・輸送体制の整備
3. 農畜産加工業の振興	3.1 加工用原料の質的向上 3.2 農畜産加工技術の改善・強化 3.3 農畜産加工製品の検査制度の強化支援 3.4 民間企業の活性化	・加工用農産原料が不足 ・加工関連産業が未発達 ・加工用生産技術の遅れ ・雇用機会の不足	3. 活力ある農村の振興	3.1 農産加工業の振興 ・加工施設の整備 ・加工安全基準の整備

表3 開発目標と課題(2)

開発目標：森林村落地域【生計の維持と安定化を前提とした生産力の強化】				
トルコにおける農業・農村開発の課題			開発課題に対する効果的アプローチ	
大項目	開発課題 小項目	対応する問題 (図3-1参照)	開発戦略目標	中間目標/サブ目標
1. 生活環境改善 1.1 飲料水供給・衛生改善 1.2 集落レベルの地域保健衛生改善 1.3 職業訓練の強化	1.1 飲用水施設の整備拡充 1.2 地域保健医療ネットワークの強化 1.3 職業能力の開発支援(農業技術、小規模農畜産加工、裁縫技術)	・基本的な農村生活インフラ整備の遅れ ・生活の質が低い ・職業訓練の不足(特に若年層と女性)	3. 活力ある農村の振興	3-4 農村インフラの整備 ・給水施設の整備 ・集落公共事業の実施 3-8 住民の保健水準向上 ・保健・医療サービス向上 3-9 住民の教育水準向上 ・基礎教育の充実 ・基礎サービスの拡充

2. 持続的な農業生産活動の推進	2.1 土壌劣化の防止支援 2.2 肥培管理技術の適切な開発・普及支援 2.3 耕地利用率・作付率の向上 2.4 有機農業技術 / 集約の業技術の普及支援 2.5 農畜産技術の普及人材の育成・強化支援 2.6 灌漑整備 / 維持管理体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浅く不毛な表土</li> <li>・土壌劣化が進んでいる</li> <li>・技術開発・普及の遅れ</li> <li>・農地が細分化している</li> <li>・生産量が少ない</li> <li>・農業適地が限定</li> <li>・生産基盤が不足</li> <li>・生産性（収量）が低い</li> <li>・自給食料の確保が困難</li> </ul>	1. 持続可能な農業生産	1-2 農業生産の拡大と生産性の向上 1-2-1 生産基盤の整備と維持管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>・灌漑・排水施設の整備</li> <li>・水利組合の育成</li> </ul> 1-2-2 試験研究・技術開発の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産技術の改善</li> <li>・収穫処理技術の向上</li> </ul> 1-2-3 農業普及の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・普及体制の整備</li> </ul>
3. 農業収入の改善	3.1 地域特性のある高収益農林作物の導入・普及支援（特殊作物）	・収益性の高い代替作物の開発が遅れている		1-2-2 試験研究・技術開発の強化 ・生産技術の改善
4. 環境保全対策の推進	4.1 森林保全対策の強化 4.2 土地利用計画・規制制度の強化支援	・森林伐採による環境悪化	3. 活力ある農村の振興	3-5 農村環境の保全

## 案件形成上の留意点

分類	項目	留意点
1. 案件の内容	協力目的	日本側の国別援助実施計画及びトルコ側の国家開発計画である長期戦略（2001-2003年）及び第8次5ヶ年計画（2001-2005年）の中期戦略と整合的でないといけない。
	対象地域	重点支援地域 DOKAP 地域の農村は、一般農村と森林村落に区分され、それぞれ異なった開発アプローチが不可欠である。なお、一般農村に対しては、農業省が主管省庁であり、森林村落は環境・林業省である点を踏まえた対応が必要となる
	受益者	限定された地域での農業開発は、小規模かつ特産物に特化した農業にならざるを得ない面と受益者に配慮した案件形成に留意する必要がある。
	協力内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象地域にそれまでになかったような新規の活動を導入する場合は、そこでの人々の生計維持方法、リスクヘッジの仕方等を十分に把握し、受け入れやすい内容、規模、スケジュールで試みることが重要である。</li> <li>地域格差是正を行う際に東西・南北関係を考慮する。</li> </ul>
	ジェンダー格差解消への取り組み/環境保全	大部分の女性が農業生産における意思決定に参加していない傾向がある。そのため、農村部での案件の形成には、案件形成の初期段階から女性が参加できるような配慮をする必要がある。
	住民の組織化	過去の共同作業推進の試みにおいて成功した農村とそうでない農村があることから、農業組合の創設などにあたっては、あらかじめ対象地域の状況を把握することが必要である。
	持続性を確保するシステムの構築（参加型の重視とその方法の確立）	<ul style="list-style-type: none"> <li>従来のトップダウン方式に加えて、ボトムアップ手法と参加型手法の適用を積極的に検討する必要がある。</li> <li>これまでトップダウン方式を用いてきたトルコ政府の各省庁では、参加型手法の必要性は認めている。しかし、その具体的な方法についての理解が不十分である。このため、案件形成段階でのワークショップや開発調査段階における実地訓練を通じた技術移転が重要である。</li> </ul>
2. 相手国の事情	連邦政府・地方政府の開発計画	中長期にわたる国家開発計画を策定しており、その中で地域開発政策の主眼を西部の発展地域と東部の低開発地域との地域間格差の是正、EU加盟を目指してこれまでの伝統的なトップダウン方式から、ボトムアップによる案件形成に配慮する方向にある。
	地方分権化	「地方分権化法」が検討されているものの、未だに実現には至っていない。地方自治体（市）の予算は中央政府交付金と住民税から構成され、市長も公選であるが、一般的に教育、保険医療、農業などのセクター関連予算は中央省庁が管轄する。案件実施にあたり、農業関係の予算であれば農業村落省に働き掛ける必要がある。
	市場経済化	EU加盟促進の取り組みの1つとして、農産物の輸出振興に係る農業基準の策定などが行われていることにも留意する。
	財政赤字・債務	財政赤字削減を中心とした経済構造改革を推進中であり、今後の経済政策を十分に踏まえる必要がある。
3. 日本側の事情		特記事項なし。「要請案件調査票作成のためのチェックリスト」を参照。
4. その他	現地コンサルタントの発掘・確保	ローカル・コンサルタントは比較的能力があり、活用は有益である。JICA事務所スタッフの人数が限られているため、調査にあたってはローカル・コンサルタントの活用が望ましい。

## 目 次

トルコ国地図	
本指針について	i
要約	v
目次	ix
略語表	xi
1. 農業・農村の位置づけ	TUR-1
1.1 国家経済と農業・農村	TUR-2
1.2 トルコの国家開発計画	TUR-2
1.2.1 中・長期計画の概要	TUR-2
1.2.2 DOKAP と GAP 計画	TUR-4
1.3 農業地域区分	TUR-7
1.4 農村社会 - 北東部及び黒海南方のチョルフ川流域の森林村落を中心として -	TUR-9
2. 現行の開発戦略と開発の方向性	TUR-11
2.1 日本の援助の基本方針	TUR-12
2.1.1 基本方針	TUR-12
2.1.2 日本の農業・農村開発支援の方向性	TUR-12
2.2 他ドナーの支援戦略	TUR-13
3. 農業・農村開発の課題	TUR-15
3.1 課題提示の手順	TUR-16
3.2 「開発課題に対する効果的アプローチ〈農業開発・農村開発〉」の反映	TUR-16
3.3 農業・農村開発の重要問題と開発目標	TUR-18
3.3.1 重要問題を検討する上での視点	TUR-18
3.3.2 重要問題と開発目標	TUR-19
3.4 農業・農村開発の課題	TUR-20
4. 課題に対するプログラム案（事例）	TUR-23
4.1 農産加工業を起点とした地域農業・農村開発の推進	TUR-25
4.2 生計の維持と安定化を前提とした生産力の強化	TUR-26
5. 案件形成上の留意点	TUR-27
5.1 案件の内容に関する留意点	TUR-28
5.2 相手国の事情に関する留意点	TUR-30
5.3 日本側の事情に関する留意点	TUR-31
5.4 その他の留意点	TUR-31

6. モニタリング・評価手続き .....	TUR-33
6.1 モニタリング・評価の手続き .....	TUR-34
6.2 成果指標の設定及び適用 .....	TUR-35
6.3 成果指標例 .....	TUR-36
6.4 成果指標データの入手可能性の検討 .....	TUR-37

付録1 「バングラデシュ・モデル」及び同モデルの他国の案件発掘・形成手法への  
応用性に関する調査報告書要約

付録2 農業・農村開発分野の調査分析手法（チェックリスト）

付録3 「開発課題に対する効果的アプローチ〈農業開発・農村開発〉」  
農業開発・農村開発 開発課題体系全体図

## 略語表

AKP	: Justice and Development Party	/ 公正発展党
BHN	: Basic Human Needs	/ 人間の基本的ニーズ (ベーシック・ヒューマン・ニーズ)
CEC	: Commission of the European Communities	/ 欧州共同体委員会
DOKAP	: Regional Development Plan for the Eastern Black Sea Region	/ 東部黒海沿岸地域開発計画
EU	: European Union	/ 欧州連合
GAP	: Southern Anatolia Project	/ 南アナトリア開発計画
GDP	: Gross Domestic Product	/ 国内総生産
GNI	: Gross National Income	/ 国民総所得
GTZ	: Deutsche Gesellschaft für Technische Zusammenarbeit	/ ドイツ技術協力公社
IMF	: International Monetary Fund	/ 国際通貨基金
IT	: Information Technology	/ 情報技術
JICA	: Japan International Cooperation Agency	/ 国際協力機構
NGO	: Non-Governmental Organisation	/ 非政府組織
ODA	: Official Development Assistance	/ 政府開発援助
PDM	: Project Design Matrix	/ プロジェクト・デザイン・マトリックス
R/D	: Record of Discussions	/ 合意議事録
S/W	: Scope of Work	/ スコープ・オブ・ワーク
TOR	: Terms of Reference	/ 業務指示書
UNDP	: United Nations Development Programme	/ 国連開発計画
UNHCR	: United Nations High Commissioner for Refugees	/ 国連難民高等弁務官事務所
UNICEF	: United Nations Children's Fund	/ 国連児童基金
WID	: Women in Development	/ 開発における女性支援

# 本 編

## 1. 農業・農村の位置づけ

### <本章で行う作業の要点>

#### 1.1 国家経済と農業・農村

農業・農村部門の位置づけを国レベルで捉えるために、基本指標に基づいてトルコの社会経済における同部門の重要性を明らかにする。トルコ国では GDP における農業のシェアが近年低下し、開発の重点は製造業に移りつつある。

#### 1.2 トルコの国家開発計画

トルコでは、国家開発計画として、長期的戦略（2001-2003 年）と第 8 次 5 ヵ年計画（2001-2005 年：Preliminary National Development Plan：pNDP）の中期戦略が策定されている。これら開発計画の骨子は、経済成長を通じた貧困削減と地域格差（西部と東部）の是正であり、EU 加盟へ向けた基本政策が開発戦略の根底にある。また、JICA が重視し、開発の指針として活用している DOKAP 開発の概要を検討し、国家開発計画との整合性を検討した。

#### 1.3 農業地域区分

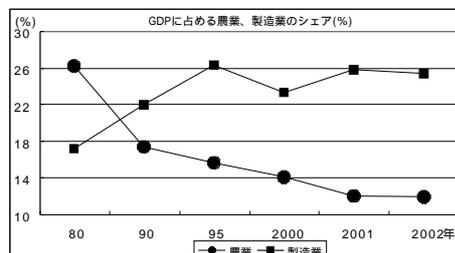
開発の現状や問題点は、地域により大きく異なる。地域の実情に応じた案件を形成するために地域区分を行う。トルコでは、西部と東部の地域間格差が明確であり、東部の貧困対策が重要な政策課題となっている。地域区分した上で、各地域の特性を基本指標に基づいて把握する。地域特性の把握を通じて、地域に応じた農業・農村開発の必要性を認識する基礎資料とする。地域特性を把握する上で用いた基本的な指標は、国土面積比率、自然条件（標高、平均降雨量、気候特性）、社会特性（総人口シェア、農村人口のシェア）、主要な農産物の生産状況である。

#### 1.4 農村社会 - 北東部及び黒海南方のチョルフ川流域の森林村落を中心として -

トルコ国内の農村は一般農村と森林村落に区分され、森林村落の貧困度は一般村落よりも高い。ここでは、森林村落の現状を、社会経済、農業生産、生産及び社会インフラの側面から検討する。

## 1.1 国家経済と農業・農村

トルコの一人当たり GDP は 3,381 ドル(2004 年)に達しており、世界銀行の分類では中所得国の中位レベルに位置づけられる。国家経済は、1960 年代まで国家資本主義の下で、国内総生産(GDP)の 40%以上を算出し、総就業人口の 77%を占める農業セクターが主体であった。しかし、第 1 次経済 5 力年計画(1963-1967 年)で国内農業の改善と生産拡大を達成した後の経済開発計画では、工業部門を重視する方針へ転換した。また、1980 年より始められた「経済安定プログラム」と 1983 年の民政移管を契機として、それまでの国营企業を中心とした経済政策から、民間主導による市場競争原理を尊重する政策へと転換した。その結果、外資の導入、EU 加盟を目指した積極的な開放型社会経済への移行を推進している。このような状況から農業セクターの GDP におけるシェアは、1980 年の 22%から 2002 年には 12%へと低下している。



出典: World Bank, World Development Indicators, 2003.

図 1-1 対 GDP 農業比率

総経済活動人口に占める農業セクターのシェアは、同時期の 50%から 33%まで減少している。これは、それまでの労働力の吸収先であった農村部から都市部への労働力流出が大きな原因となっている。その影響もあり、都市部と農村部の人口比率は 1975 年の 42 対 58 から、1990 年には 60 対 40 へと逆転した。農村部からの人口流出は、農家戸数の減少をもたらす結果となった。1991 年の農業センサスでは、全国の農家戸数は 422 万戸であったが、この 10 年間で 110 万戸減少し、2001 年には 310 万戸となっている(2001 年農業センサス)。

表 1-1 主要社会経済指標

	1989	1999	2000	2001
人口(100万) (増加率%)	54.9(2.2)	66.3(1.5)	67.4(1.4)	68.5(1.4)
GDP 成長率(%)	0.3	-4.7	7.4	-7.4
1人当り GNI	1,910 ドル	2,880 ドル	3,080 ドル	2,530
産業別成長率(%)				
農業	-7.8	-5.6	3.8	-5.5
工業	5.1	-6.3	5.5	-7.3
サービス業	0.8	-2.9	6.6	-6.0
成人非識字率(%)	23.0	15.6	15.0	14.5
一人当たりカロリー摂取量 (kcal)	3,530	3,355	3,374	3,343
初等教育就学率% 男/女	n.a	105.5 / 96.2	104.7 / 96.3	n.a
失業率(%)	8.6	7.3	8.3	n.a
インフレ率(%)	63.3	64.9	54.9	54.4

出所: World Bank, World Development Indicators, 2003を基に作成。

## 1.2 トルコの国家開発計画

## 1.2.1 中・長期計画の概要

トルコでは、国家開発計画として、長期的戦略(2001-2023年)と第8次5力年計画(2001-2005年: Preliminary National Development Plan: pNDP)の中期戦略が策定されている。中・長期戦略の概要は以下のように要約される。これら開発計画の骨子は、経済成長を通じた貧困削減と、地域格差(西部と東部)の是正であり、EU加盟へ向けた基本政策が開発戦略の根底にある。

中期戦略：2001～2005年	
目的と優先課題	EU加盟のための開発軸 (pNDP)
1. 持続的で高経済成長率の達成 ・安定したマクロ経済の維持発展 ・投資環境の改善 ・経済効率の向上と支援策の促進	
2. 世界市場と競争できるハイテク経済の育成 ・農業の再構築 ・工業とサービスの競争力と生産性の向上 ・知的経済への移行を支えるインフラの構築	1. 企業間の競争力を促進 ・中小企業部門の (SME) の競争力強化 ・技術・品質改善と EU 規格 (環境部門) を重視した農業・工業セクターの競争力強化
3. 人材開発及び雇用機会の増加 ・教育サービスの開発 ・雇用機会の促進及び公平化 ・保健サービスの改善	2. 人材開発及び雇用機会の増加 ・活気ある雇用市場政策 ・教育システムの強化
4. インフラサービスの改善及び環境保全 ・公共投資の増加と効率向上 ・適正価格及び高品質のエネルギー供給 ・輸送サービスの効率化 ・環境保全	3. インフラサービスの改善と環境保全 ・高速道路の安全の向上 ・国家道路網と Trans-Europe / Europe 中東部網の統合化のための技術調査の作成 / 近い将来に EU 基金を使用する見込みがあるプロジェクトの検討 ・港湾の輸送能力改善と海上保安強化によりハブ港を設置し、EU 輸送網の効率化の推進 ・都市輸送サービスの質と効率を改善 ・鉄道施設の維持管理を民間セクターに移転 ・水資源の保全、飲料水の供給体制改善 ・下水・廃棄物処理能力の拡大
5. 地域格差の是正、農村開発の改善 / 貧困の削減 / 地域間収入の不公平さによる社会的格差の是正 ・地域間の開発ポテンシャルを向上し、開発レベルの格差を是正 ・持続的な農村開発の推進 ・社会保険と支援システムの保証	4. 地域経済の活性化、地域開発格差の是正と農村開発の促進 ・農村部での SME の支援及び強化 ・小規模インフラ建設への支援 ・地方からの開発事業の発案とその支援 ・組織制度の構築・強化
長期戦略：2001～2023年	
目的	主要戦略
・より競争力がある生産体制 ・収益の増加と公平な分配 ・情報社会への移行を確定 ・人権・法律の尊重、参加型民主主義、持続的な憲法及び宗教の自由化	・参加型手法による経済・社会改革 ・統一性を損なわない構造改革 ・地域格差の是正 ・教育レベルの向上 ・保健サービスの強化 ・化学・技術能力の強化 ・インフラサービスの効率向上 ・環境保全

地域格差是正を目指し東部地域を中心とする開発地域においては、農業収入及び雇用機会の増加が促進されている。このための戦略としては、低開発地域の開発奨励と生産施設に対する補助である。低開発地域における開発の基本は工業化（農産加工業も含む）に重点が置かれている。農業開発に対する政府支援のプログラムは、農家への直接補償制度であり、1ha 当たり 1 億 3,500 万トルコリラ（2003 年）の支援を行っている。一方、農山村地域で重要な牧畜部門では、牧畜生産補助金、人工授精補助金、繁殖補助金等の支援が行われている。また、地域総合開発の構成要素として、天然資源の復旧、農山村地域の収入機会の拡大、農村インフラ整備が重視されている。

### 1.2.2 DOKAP と GAP 計画

トルコでは、上述の中長期の開発計画のほかに、具体的な地域を特定した総合地域開発計画として、「DOKAP（東部黒海沿岸地域開発計画）」と「GAP（南アナトリア開発計画）」がある。これらの開発計画は、西部地域に比べて相対的に開発が遅れ、貧困度が高く、人口流出が続く東部地域の経済開発を主目的とする。1987年に実施された貧困調査では、西部のエーゲ海及びマルマラ海地域では貧困率が1.4%であるのに対して、東部、南東部アナトリアでは30%に達すると報告されている。また、1994年の貧困調査では、農村部の貧困率はさらに上昇しているとの報告がおこなわれている（JICA「国別事業支援計画」、2000年）。国家開発計画の主眼となっている地域格差是正を目的に策定されたこれらの開発計画の概要は以下のとおりである。

#### (1) DOKAP（東部黒海沿岸地域開発計画）

DOKAPの対象地域は黒海沿岸の7県（province）であり（図1-2参照）、その目的は以下のとおりである。なお、本開発計画は、JICAが開発調査を通じて策定した総合開発計画である。

経済構造の強化：雇用機会の増大、所得水準の向上、地域内の資本の蓄積

地域社会の統合及び住民参加の促進：地域内格差及び人口流出の抑制

社会経済活動の多様化：資源及び環境の回復と維持



図1-2 DOKAP対象地域

これらの目的を達成するための基本的な考え方は、幹線道路・通信基盤の強化、多目的水資源開発・管理、土地所有権の改善、地方行政組織の強化であり、制度的問題からインフラ・資源開発に至るまで多様な課題の実現を目指している。また、DOKAPの開発シナリオとしては、以下のようにフェーズ1から3に分けてその実現を目指している。

- フェーズ1（2001年～2005年）： 実施に向けた準備
- フェーズ2（2006年～2010年）： 本格的にプログラムを実施
- フェーズ3（2011年～）： 持続可能な開発の実現と質的向上

DOKAPの開発戦略は以下に示す経済開発、社会開発、環境保全、空間及びインフラ開発の4つのセクターを対象に策定されている。また、各開発戦略は、複数の分野の開発を支援する形態がとられている。

表 1-2 DOKAP のセクター別戦略

経済開発戦略	農業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業の多様化と集約化</li> <li>・ 農産企業家の育成</li> <li>・ 土地所有権の改善</li> <li>・ 農業試験研究・開発の推進</li> <li>・ 農民参加による技術指導</li> <li>・ サブセクターの戦略的な開発(作物・畜産物・水産別)</li> </ul>
	林業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 私有林の開発</li> <li>・ 森林管理の強化</li> <li>・ 研究・開発の向上</li> <li>・ 土地所有権の改善</li> </ul>
	水産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資源インベントリー</li> <li>・ 養殖の実験</li> <li>・ 淡水養殖の支援</li> </ul>
	工業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存工業の拡張</li> <li>・ 新規業種の選別的導入</li> <li>・ 産業支援策</li> </ul>
	観光	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農村観光としての商品開発</li> <li>・ 市場の開拓</li> </ul>
	貿易その他のサービス業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 構造変化</li> <li>・ 国際貿易の増加</li> <li>・ 特定サービス業の成長</li> </ul>
社会開発戦略	教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 8年間の義務教育</li> <li>・ 教育サービスの委譲(地方分権化)</li> <li>・ 革新的な教育システムとプログラム</li> </ul>
	職業訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 価値観教育</li> <li>・ 職業技術教育の拡大</li> </ul>
	保健サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コミュニティー参加を伴う権限委譲</li> <li>・ 保健教育</li> <li>・ 保健リファーマル・システム</li> <li>・ 保健・医療技術者の配置</li> </ul>
環境開発戦略	森林生態系	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林資源のインベントリー</li> <li>・ 総合森林管理計画</li> <li>・ 黒海工科大学の学部の拡張</li> <li>・ 保全地区の運営システムの改善</li> </ul>
	海洋生態系	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合沿岸管理計画</li> <li>・ 地方自治体の連携による汚水処理と廃棄物管理</li> <li>・ 黒海工科大学の学部の拡張</li> </ul>
	都市環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ウォーターフロント開発計画の作成</li> <li>・ 中核都市地区及び都市施設の提供</li> <li>・ 自治体間の競争的協力</li> </ul>
	農村環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農村観光の推進</li> <li>・ 土地所有権の改善</li> <li>・ 農業用土地利用の合理化</li> </ul>
空間及びインフラ開発戦略	交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制度面の改善</li> <li>・ 自然・社会環境に対する環境影響評価</li> <li>・ 港湾管理</li> <li>・ マルチモード輸送</li> </ul>
	通信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多目的マルチメディア通信システム</li> <li>・ 中核機能の構築(IT等)</li> </ul>
	都市システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市の階層的発展</li> <li>・ 地方自治体の連携の促進(給水、汚水・廃棄物処理等)</li> <li>・ 内陸部における大都市の創出</li> <li>・ 都市計画及び規制の強化</li> </ul>

水資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多目的ダム及びコミュニティー開発</li> <li>・ 流域管理</li> <li>・ 灌漑による作物多様化</li> <li>・ 地方自治体の連携による給水</li> </ul>
エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水力発電開発における住民参加</li> <li>・ 隣国との電力交換の増大</li> <li>・ 再生可能エネルギー資源の開発</li> <li>・ 需要側管理(電力料金等)</li> <li>・ 価格規則(料金の透明化)</li> </ul>

(2) GAP 計画

GAP (Southern Anatolia Project) は、南東アナトリアの 9 県を対象に、総開発面積 7.5 万 km<sup>2</sup> をカバーした総合開発計画である。本開発計画は、Dicle 川 (Tigris) と Firat 川 (Euphrates) のダム建設、水力発電プラントと灌漑施設及び農業、工業、教育等の開発計画とインフラ開発を含んでいる。GAP の調査は、1970 年代に行われ、当時は灌漑・水力発電の開発が主要な計画内容であった。しかし、1980 年代には、社会・経済開発の側面を多く取り入れた多面的な計画内容に変更された (図 1-3、表 1-3、表 1-4、BOX1-1 参照)。

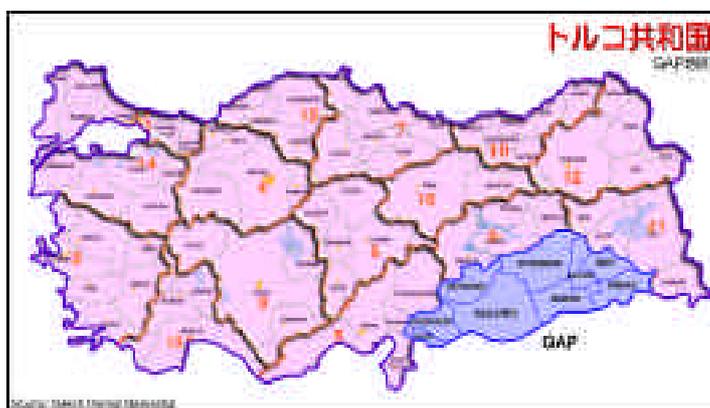


図 1-3 GAP 対象地域

表 1-3 GAP プログラムの目的

部 門	目 的
全体目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 南東アナトリア地域の生活水準及び生産部門の収益性改善</li> <li>・ 地域経済開発に伴う西部地域との地域格差の是正</li> <li>・ 国家目標へ貢献 (生産性向上と農村地帯での雇用機会の拡大による社会的安定と経済成長)</li> </ul>
農業部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農村地域における雇用の拡大と農業収入の向上 (生産性向上と農業の多様化の促進)</li> <li>・ 農産加工用の原料生産の増大</li> <li>・ 農村住民の都市への流出を減少させる</li> <li>・ 農産物輸出の生産拡大とその支援</li> </ul>
工業部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工業 (農産加工業を含む) 発展による地域経済開発の推進</li> <li>・ 工業開発による地域格差の是正</li> <li>・ 輸出の促進、外貨獲得による国家経済への貢献</li> </ul>
社会開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会開発を重視した経済開発の推進支援</li> <li>・ 社会サービスの拡大と裨益人口の増大</li> <li>・ 住民参加型手法による社会開発</li> <li>・ 多様な社会グループや階層による開発プロセスへの参加</li> <li>・ 開発に伴う社会的なマイナスインパクトの軽減</li> <li>・ 開発の全工程への住民参加が確実に行われる方法を特定</li> </ul>

表 1-4 GAP プログラムの内容

分野	内容
土地資源と水資源開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地資源の有効な活用のためのダム建設による水資源開発</li> <li>水力発電開発による電力の供給など社会開発への貢献</li> <li>灌漑システム（170万ha）整備による農地開発と農業生産の拡大</li> </ul>
農業	<ul style="list-style-type: none"> <li>農村部住民の収入向上</li> <li>域内における農畜産加工業も含めた工業分野への原料供給能力の向上</li> <li>農村住民の流出を防ぐための雇用機会の拡大</li> <li>輸出向け農畜産品生産の促進</li> </ul>
工業	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業をベースとした工業セクターの強化</li> <li>「GAP 地域輸送・インフラ開発調査(1992年)」により地域内の経済活動を把握し、開発ポテンシャルが高い9地区の重点開発を行う</li> <li>「GAP 企業家支援・ガイドセンター(GAP-GIDEM)」による、当該地域へ投資意欲のある地方・国内・外国投資家へ情報提供・コンサルサービスを実施</li> </ul>

## BOX 1-1 GAPの現在までの達成項目

GAPによる現在までの達成状況は以下のとおりである。

- 開発資金の利用率は43%に達し、エネルギー部門で12%と社会部門で58%に達成した。
- 2001年に地域のダムは1.84億kWhの蓄積エネルギー生産を行った。金額に換算すると110億ドルに相当する。
- 2001年には215,080haが灌漑された。さらに、現在までに、12%の灌漑プロジェクトが稼働中、8%が工事中、25%が入札中で残りの55%は計画済み。
- 5つの「組織化工業団地(OIZ)」を建設（現在544企業が稼働し、43,500人を雇用）。
- GAPの諸計画が2010年を目標に完了するための「GAP2010・総合計画と実施計画」を作成中。

## 1.3 農業地域区分

国内の農業地帯は気候条件に準じ、4地方に区分（アナトリア、東南部平原、地中海、黒海沿岸）され、さらに各地方を分割し、9区分化（I～IX）して理解するのが一般的である。また、9地域は行政区分に基いて16のサブリージョンに分けられる。各地では、基礎食料作物であるコムギが最大の作物となっており、次いでオオムギとマメ類が多い。食料作物は、アンカラ、イスタンブールの大消費地を背後に控えた中央北地域やエーゲ海及びマルマラ地域を主体に生産されており、これら地域が国内の穀倉地域を形成している。農家の90%以上は自作農である。平均所有面積2～5haの小規模の農家層が最も多く、5ha未満の農家が全体の70%を占めている。東部及び南東アナトリア地域ほど小規模農家のシェアが高くなっている（図1-4）。



図 1-4 農業地域区分図

表 1-5 農業地域区分（県）からみた農業の特性

農業地域区分（県）	国土面積 シェア(%)	総人口 シェア(%)	農村人口 シェア(%)	農業特性
アナトリア高原地方	38.4	29.0	30.4	平均標高：750～1,000m、 年間平均気温：9～12℃ 年間降雨量：300～500mm
中央北地域(I)： (アンカラ、ビレジキ)	15.3	13.9	11.9	年間降雨量：300～500mm
中央南地域(IX)： (コンヤ)	12.7	8.2	9.7	主要生産物：穀物、野菜、果物、豆類、畜産物 国内で最も重要な農業地域である。海に注がない川が数多くあり、塩湖を形成している。
中央東地域(VIII)： (アダヤマン)	10.4	6.9	8.8	
東南部平原地方(VI)： (ピンゴル、ビットリス)	14.1	8.9	11.2	夏期高温(40 )、冬期低温(-7 )、乾期明瞭(6-7月)。 年間降雨量：100mm、河川水量は豊富。 主要農産物：コムギ、マメ、オオムギ。灌漑の実施によって農業開発のポテンシャルが高い。
地中海地方	29.0	47.2	34.8	年間を通じて農業用の降水量に恵まれ、国内で肥沃な地域の一つである。
マルマラ海沿岸部(III)： (イスタンブール、エディルネ)	5.7	19.0	8.6	主要農産物：コムギ、ヒマワリ、トウモロコシ、野菜、果実。 国内最大の消費市場イスタンブールを域内に抱える。
エーゲ海沿岸部(II)： (アイドウ、バルケイシー)	12.8	14.3	14.3	年間降雨量：500-1,000mm。 主要農産物：オリーブ、タバコ、メンカ、野菜、果実、マメ類。 国内で最も肥沃な農業地帯であり、生産インフラの整備が高く、生産性も高い。
地中海沿岸部(IV)： (アダナ、アンタルヤ)	10.5	13.9	11.9	年間平均気温：18 (亜熱帯性気候)、 年間降雨量：1,000-2,000mm。 主要農産物：野菜、果実。コムギ、油科種実。
黒海沿岸部(VII)： (ギレスン)	8.9	11.0	16.1	年間降雨量：2,000mm以上、国内最大の多降雨地帯。 平坦地が少なく山岳地が多い。 主要生産物：ヘーゼルナッツ、茶、トウモロコシ。
計	78万km <sup>2</sup> 100.0	6,850万 人 100.0	1,666万 人 100.0	

出所：Bakim Dairesi Baskanligi、農業センサス、2001等を基に作成。

## 1.4 農村社会 - 北東部及び黒海南方のチョルフ川流域の森林村落を中心として -

トルコの北東部及び黒海南方に位置するチョルフ川流域におけるエルズルム、アルトピン、パイブルトの3県における、森林村落の村落社会の概要を下記に要約する。トルコでは、農村地帯を一般村落と森林村落に区分して開発に取り組んでいる。森林村落とは、森林法（法令 6831 号）によると「森林内及び森林に隣接（現実的には 5km 以内と判断されている）して存在する村落」と定義されている。また、森林村落の開発を担当するのは、農業省ではなく環境・林業省であり、農村生活面の支援は主に山村振興総局（ORKOY）が実施している。

	概況
社会経済状況	<p>1) チョルフ川流域の総人口は 432,259 人で、森林村落の人口は 156,130 人である（2000 年）。最近 10 年間に 10.2%の人口が減少しており、現在は年平均 1.1%の割合で減少している。</p> <p>2) アルトピン県、エルズルム県、パイブルト県の人口の中間年齢値は、最近 20 年間に上昇している。3 県とも都市部で男性の割合が大きく、農村部では女性の割合が大きい特徴がある。平均家族数は、アルトピン県 4.5 人、エルズルム県 5.7 人、パイブルト県 5.6 人であり、どの県でも県中心部で最低である。</p> <p>3) 3 県とも都市部での雇用機会は限られている。労働力人口の 63%が農業部門に従事している。農村部では自営農が多いが、多くの場合、女性は無給家族労働者である。農村経済は、農業部門に大きく依存している。</p> <p>4) 3 県の 6 歳以上人口に対する識字率は 84.4%であり、男性 92.7%、女性 75.7%である。農村部での女性の識字率は、都市部と比較してかなり低い。</p>
森林村落	<p>チョルフ川流域には 832 村落が存在し、そのうち 62%が森林村落である。アルトピン県では、合計 254 村落のうち 250 が森林村落である。また、エルズルム県では、合計 403 村落のうち 228 が森林村落である。一方、パイブルト県では、合計 175 村落のうち 37 が森林村落である。最近 10 年間の非森林村落の人口減少率は 2.27%であるのに対して、森林村落は 3.14%である。</p>
農業生産	<p><b>主要作物</b> 3 県の全耕地面積は 308,798 ha（2000 年）であり、うち 62%では小麦・大麦等の穀物が、18%では飼料作物が栽培されている。主要作物の収量は、一般的に全国平均より低い。農家当たりの平均農地面積は 2.5 ha である。</p> <p><b>灌漑</b> 畑作地の 33%で灌漑が行われている。永年作物では 53%、野菜では 88%が灌漑されている。1980 年代から 1990 年代半ばにかけて、村落サービス総局（GDRS）は、取水工や水路等の灌漑施設を建設したが、一般的にこれらの施設は適切に維持管理されてこなかったため、多くが機能を十分に発揮していない。村落サービス総局は、山村振興総局（ORKOY）と共同で、小規模灌漑施設も整備している。</p> <p><b>マーケティング</b> 調査対象地域で生産される農産物の流通量は限られている。マーケティングを困難にしている原因は、主要市場まで遠距離であること、道路状況が劣悪であること、安定的に供給できないこと、非効率な販路システムであること、農産物の質が悪いこと等である。果実や野菜の需要の増加は、現在のエルズルム卸売市場の処理能力を超えている。秋季から冬季の野菜の価格は、夏季の 2 倍以上になる。</p> <p><b>農業金融</b> 山村振興総局は、森林村落の農家に対して、農業生産の向上による収入増を目的とした融資支援を行っている。山村振興総局の融資は、融資効果の大きい協同組合が対象となっている。山村振興総局の融資は年利 10%である（2002 年会計年度）。一方、国立農業銀行（TCZB）の年利は 65%から 75%の間である（2002 年会計年度）。</p> <p><b>家畜と放牧地管理</b> 3 県の牛・羊・ヤギの頭数は、最近全て減少している。1991 年には 321,043 頭（家畜単位換算）であったが、2001 年には 216,273 頭に減少した。最多の家畜は常に牛であるが、近年、家畜の中で牛の占める割合がさらに増加している。調査対象地域の羊やヤギの頭数は、家畜単位換算で少なく、最近 10 年間で着実に減少している。伝統的な放牧方法で飼育される在来種の雌牛は、年間 816（推定）の牛乳を生産する一方、集約的に飼育される血統種の雌牛は年間 4,080（推定）の牛乳を生産する。</p> <p><b>養蜂</b> チョルフ川流域では、全村落の 72%で養蜂が行われている（1997 年）。農業省（MARA）や環境林業省による融資支援や技術指導の他、トルコ浸食撲滅天然資源保全基金（TEMA）を初めとす</p>

る非政府組織により、養蜂は普及振興されてきた。アルトピン県の Borcka 郡や Savsat 郡に元来生息するコーカサスミツバチ (Apis Mellifera Caucasia) は、女王蜂が活発で高い生産性を有していることから、飼育人気が高い。

## 生活及び社会インフラ

- 1) アスファルトまたはコンクリートで舗装されている道路は、全道路の 5.7%である。3 県の道路網密度は、全国平均と同程度である。冬季の積雪や洪水、それによる道路の損壊は、農産物の出荷や日常生活の障害となっている。
- 2) 殆ど全ての村落において燃材は、暖房や調理の主要なエネルギー源であり、チヨルフ川流域の村落の 85%が、暖房用として燃材を利用している。
- 3) チヨルフ川流域には、117 箇所の診療所があり、178 箇所の衛生施設がある。しかし、手術が行えるような病院はなく、重症な場合には 3 県のうち最大の都市であるエルズルムへ搬送される。

## Province Roads Conditions

unit: km

Province	Asphalt road	Concrete road	Stabilized road	Graded road	Others	Total extension
Artvin	96	123	3,046	426	1,447	5,138
Erzurum	386	0	3,318	2,603	633	6,940
Bayburt	164	0	905	365	83	1,517
Total	646	123	7,269	3,394	2,163	13,595
	4.8 %	0.9 %	53.5 %	25.0 %	15.9 %	100.0 %
Turkey	85,563	1,717	131,817	60,623	11,497	291,217
	29.4 %	0.6%	45.3 %	20.8 %	3.9 %	100.0 %

出所 : Service Implementations General Inventory; GDRS, 2002.

## Drinking Water Facility Conditions

Province	Locality	Drinking water facility	Non-drinking water facility
		No. of villages	No. of villages
Artvin	Coruh catchment	190	16
	Province total	230	16
Erzurum	Coruh catchment	333	13
	Province total	913	41
Bayburt	Coruh catchment	151	1
	(Province total)		
Total Coruh River catchment		674	30
Province total		1,294	58

出所 : Prepared from Village Inventory, Artvin, Erzurum, Bayburt, 1997; SIS.

## Electricity Usage in the Study Area

	No. of villages with access to electricity	No. of settled households	No. of households using electricity	Rate of household using electricity (%)
Artvin	251	22,453	20,501	91.3
Erzurum	399	26,677	26,324	98.7
Bayburt	175	9,265	9,037	97.5
Total	825	58,395	55,826	95.7

出所 : Prepared from Village Inventory, Artvin, Erzurum, Bayburt, 1997; SIS.

## 2. 現行の開発戦略と開発の方向性

### <本章で行う作業の要点>

#### 2.1 日本の援助の基本方針

2000年にトップドナーとなった、日本の援助方針を検討し、DOKAPに基づく農業開発の方向性を明らかにした。

#### 2.2 他ドナーの支援戦略

世界銀行、ドイツ、英国の支援戦略の検討を行い、重点分野を整理した。

## 2.1 日本の援助の基本方針

## 2.1.1 基本方針

日本のトルコに対する援助実績は、2000年に1億4,450万ドルに達し、トップドナーとなった。JICAの技術協力だけでも最近5年間の累計は350億円に達している。JICAの「国別事業実施計画」(2004)では、対トルコ協力の基本方針として、「中所得国の中位レベルにあるトルコの経済力を踏まえて、トルコ側のオーナーシップを重視しながら、重点課題に対して我が国に比較優位のある分野での援助を実施する」と強調されている。主要な援助対象地域としては、DOKAP地域があげられ、援助重点分野としては次の5点が基本方針として示されている(表2-1参照)。

表2-1 国別事業実施計画(2004)概要

開発重点方針	支援方針と協力の重点(プログラム)
環境改善	都市廃棄物処理改善、大都市における交通渋滞緩和改善、エネルギーの安定確保及び効率的利用を目的としたエネルギー消費による環境負荷軽減分野の協力、東部黒海地域における森林・土壌保全支援。
人材育成	将来的なEU加盟を視野に入れた経済の国際化、及び広範な構造改革を実施中。産業高度化に対応した技術協力・先進技術導入に係る人材育成の支援、道路・橋梁、港湾・電力等の経済インフラ整備に係る人材育成及び研究開発の支援のための研修員の受け入れ、社会保障分野の人材育成を専門家派遣、技術協力プロジェクトを通じた支援。
地域格差是正	東部及び南東アナトリア及び黒海沿岸地域の地域開発、主要産業である農業を軸としつつ、複数セクターに対する支援を組み合わせた協力。総合的な地域開発に必要なセクター間、県政府・自治体間の連携・調整の促進。農業・漁業等の研究開発・普及の拠点となる機関の能力強化支援。協力手法としては、地域総合開発アプローチによる開発調査、保健医療、農林水産業分野での技術協力プロジェクト等を通じた協力の実施(治安情勢を考慮しながら実施)。
南南協力支援	トルコが進めている中央アジア諸国及び周辺諸国への協力を支援するために、日本の技術協力の成果を活かした第三国研修等の実施を通じた南南協力の支援。従来のトルコ国際協力庁(TICA)に加えてBSEC等の地域機構との連携も検討。
地域災害復興・防災制度強化	地震工学センタープロジェクトを通じた工学的な手法構築協力の成果の都市部への応用。内務省に対する防災行政官育成支援。

出所：JICA「国別事業実施計画」、2004に基づき調査団作成。

## 2.1.2 日本の農業・農村開発支援の方向性

JICAのトルコに対する開発支援は、DOKAP地域を主要な対象地域としている。このうち農業・農村分野への協力方針は、これまでのトルコ政府と日本政府との協議から、トルコ側が期待し、JICAが目指す協力の方向性として、次のように要約される(「指針の策定レベルや内容についての要望調査(アンケート)」に対するJICAトルコ事務所の回答に基づいて作成)。

## (1) 農業をベースにした経済開発の制度能力強化

DOKAPの地域経済は農業生産性に大きく依存している。伝統的な主要作物であるヘーゼルナッツ、茶などから代替作物の開発を通じた転換と農業生産の多様化、さらには農産加工業の振興による付加価値の高い生産への移行が求められている。現在実施中の第8次国家開発計画では、生産要素の効率的な使用と市場開発を目指した農民の能力強化、制度的改善、農業協同組合の強化等が重視されている。同様に「農業セクター構造改革」を支援している世界銀行もコンピューター・システムの改善、農業協同組合の改善、農民の生産・販売体制改善の重要性を指摘している。

## (2) 農業生産の多様化と農産加工の振興に重点を置いた支援

DOKAP 地域のうち黒海沿岸に位置する 4 県は特に、ヘーゼルナッツや茶からの脱却による農産物多様化が求められている。キーウイは有力な代替・転換作物と考えられている。一方、一部の黒海沿岸地域の県と内陸部の県では、農業多様化の施策として、グリーンハウスによる集約的な野菜栽培、有機農業の振興、畜産振興、淡水魚養殖、養蜂の推進が求められている。さらに、薬草やキノコなど自生する植物や林産資源の開発利用も考えられている。ただし、キーウイなどの転換作物が増産された場合、生産過剰による市場価格下落などの問題もあるため、中・長期的な視点からの代替作物の検討が不可欠となる。

また、ハウスを活用した集約農業も、エーゲ海や地中海地域に比べてエネルギーコストを考慮に入れると、価格面の比較優位性が低くなる。このため他地域との競合を避ける作物の選択が必要となる。このような状況から DOKAP に位置する全県を対象に多様化をベースとした農産加工業振興を基本とした農業開発の強化を目指す考えである。

DOKAP 地域における基本的な農業開発は、伝統的なモノカルチャー農業からの脱却、農業生産の多様化、農産加工業の振興などによって伝統的な農業に依存する DOKAP の経済開発を効果的に推進できるような制度能力を強化する方針といえる。制度能力の強化に重点を置いた支援方針は、前項「2.2.1」で述べた「中進国であるトルコ側のオーナーシップを重視しながら、重点課題に対して効果的・効率的に援助を実施する」ことを踏まえた考え方である。

## 2.2 他ドナーの支援戦略

最近 3 カ年（1998～2000 年）のトルコに対する上位 3 カ国の援助国は、以下のとおりである。

1998 年：フランス（2,800 万ドル）、オーストリア（670 万ドル）、オランダ（280 万ドル）

1999 年：フランス（2,340 万ドル）、オーストリア（970 万ドル）、ドイツ（56 万ドル）

2000 年：日本（1 億 4,450 万ドル）、フランス（780 万ドル）、カナダ（510 万ドル）

また、国際機関では、世界銀行、CEC、UNHCR、UNDP 及び UNICEF が主要援助機関となっている。このうち世界銀行、ドイツ、英国の援助方針と主要分野は以下のとおりである。

### (1) 世界銀行

トルコ政府が 2001 年に発表した「新経済プログラム」の支援を行うことが世界銀行の基本方針となっており、特に以下の分野からのアプローチを重視している。

- ・ 経済危機への対応可能な経済体制の構築
- ・ 持続的な経済成長の確立支援
- ・ 人間開発（人材育成）の推進
- ・ 地域格差の是正
- ・ エンパワーメントの向上

世界銀行は、上述の新経済プログラム実施にあたって、「マクロ経済的な不安定要因が続く」、「政治的・社会的なコンセンサスがとれなくなる」、「開発プログラム実施上の組織体制の不備」の 3 点が最も重視されるべきリスク管理であると指摘している。また、これまでの開発援助の実績から、「投資分野を限定し、ある程度の規模を持った開発投資が有効である」こと、つまり、

小規模な投資を数多く行うことは非効率であるとの認識を示している。

(2) ドイツ (GTZ)

GTZ が重点を置いている援助支援分野は、「環境」と「経済改革」である。このうち環境では、未開発地域の都市におけるゴミ処理、安全な水の供給である。経済改革としては次の点をあげている。

- ・ 経済の自由化の進展により被害を受け、恩恵を享受できない低所得者層の支援
- ・ 総人口における高所得者層の 20%が総所得の 55%を独占している。低所得者層は 22%の人口で 5%の所得しか得ていない現状の改善
- ・ 地域別では、国家所得の 27%をイスタンブールが独占している状況の改善（地域格差の是正）
- ・ 特に東部アナトリア地域住民の自給自足レベルの生活改善

(3) 英国

イギリスは、2004 年の「UK Action Plan for Turkey」で以下の開発分野の支援を優先することを明示している。

- ・ 経済改革への支援（国内投資、地域開発）
- ・ 環境保全（持続的森林管理、環境法、EU 加盟支援、NGO の強化支援）等

### 3. 農業・農村開発の課題

#### <本章で行う作業の要点>

#### 3.1 課題設定の手順

農業・農村開発の課題を設定する手順を示す。この手順に従って、本指針では、開発課題の設定を行うが、実際の案件形成においては対象地域の現地踏査、日本の過去の援助実績や相手国の政府関係機関との緊密な協議が必要となる。

#### 3.2 「開発課題に対する効果的アプローチ<農業開発・農村開発>」の概要

JICA は、開発課題に対するアプローチを強化する目的で、標記の効果的アプローチに関する報告書を2004年に作成している。ここでは、この効果的アプローチの特徴を概説し、本指針策定報告書における開発課題と併記することの必要性を説明する。

#### 3.3 農業・農村開発の重要問題と開発目標

第1章と第2章までの考察を踏まえて、トルコにおける農業・農村開発の問題点と開発の方向性を検討した。最初に農業・農村開発の重要問題に係る問題系図を作成し、問題の構造と問題間の因果関係を考察する。また、問題分析から明らかとなった重要問題に対する対応策として開発目標を設定する。

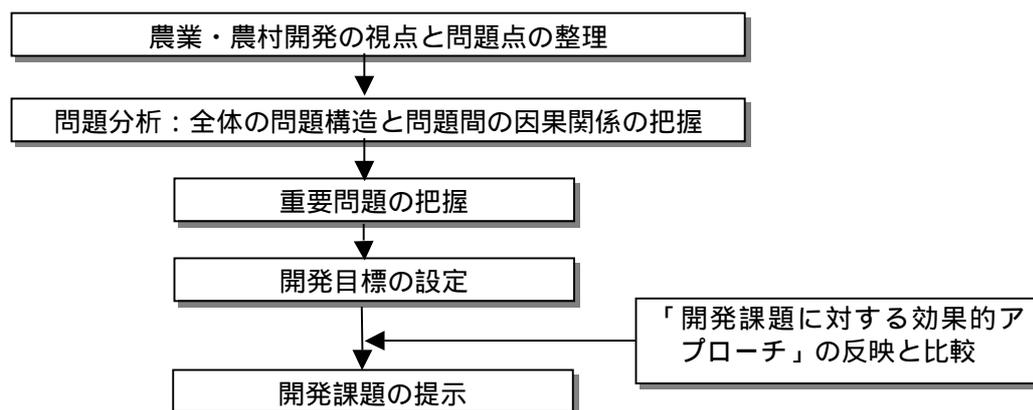
#### 3.4 農業・農村開発の課題

上述の問題分析を通じて設定された開発目標を達成するために取り組むべき課題を提示する。あわせてそれらの課題が導き出される根拠となった問題も示す。

なお、ここに提示した問題分析は、国内で入手した資料で作成しているため、トルコの農業・農村開発に関する問題を必ずしも詳細かつ全般的に網羅しているわけではない。また、提示した問題系図は、問題の抽出と開発目標を設定する手順としての例示であることに留意願いたい。実際の案件形成では、文献調査、現地踏査、関係機関からのヒアリング等に基づいた支援対象地域の問題分析を行い、そこから課題を明らかにして、それらに対応するプログラム案の策定が必要である。

## 3.1 課題提示の手順

前章までに、a)トルコは東西間で大きな地域格差があり、国家計画においても地域格差是正を政策課題に定めていること、b)JICA はこれを支援するために DOKAP 地域における農業・農村開発を援助協力の基本方針としていることを明らかとした。本章では、DOKAP 地域における農業・農村開発の問題把握と開発課題の検討を以下の手順でおこなう。なお、検討作業は、既存文献の考察を中心におこなっている。実際の案件形成においては、対象地域の現地踏査、日本の援助実績、他ドナーの援助動向の正確な把握作業のほか、現地 ODA タスクフォース及びトルコ政府との詳細かつ綿密な協議を踏まえて、問題の把握と開発課題の提示を行う必要がある。



## 3.2 「開発課題に対する効果的アプローチ&lt;農業開発・農村開発&gt;」の概要

JICA は、開発課題に対する課題別アプローチの強化を通じて、国別アプローチの強化を図る目的で、2004年8月に「開発課題に対する効果的アプローチ<農業開発・農村開発>」(以下「効果的アプローチ」と略す)を作成した。その活用方法として、以下が想定されている<sup>1)</sup>。

- ・ JICA 国別事業実施計画の開発課題マトリクスを作成・改訂する際の基礎資料とする。
- ・ プロジェクト形成調査や案件形成、プログラム策定の際の基礎資料とする。
- ・ プログラム評価や国別評価を行う際の基礎資料とする。
- ・ JICA 職員や調査団員、専門家等が相手国や他ドナーとの協議の場において JICA の課題に対する考え方を説明する際の資料とする。
- ・ 分野課題データベースに格納し、課題に対する考え方やアプローチを JICA 内で共有する。

なお、「効果的アプローチ」の枠組みは、次頁の開発課題体系図の例に示すように「持続可能な農業生産」、「安定した食料供給」、「活力ある農村の振興」の3つの開発戦略目標と問題解決のための方針・方向性として、「中間目標/中間目標のサブ目標」から構成されている。トルコの農業・農村開発の目標と課題は、このような「効果的アプローチ」の特性を踏まえて、開発課題を構成する開発戦略目標/中間目標/中間目標のサブ目標の内容と比較する形で併記して提示する。これによって、JICA が指向する農業・農村開発課題における位置づけが明確となり、このことによって、「効果的アプローチ」との論理的な関係が確保されることとなる。

<sup>1)</sup> 独立行政法人国際協力機構国際協力総合研修所「開発課題に対する効果的アプローチ<農業開発・農村開発>」、2004年8月、p. 1。

開発課題体系図の例<sup>1)</sup>

開発戦略目標	中間目標	中間目標のサブ目標	プロジェクト活動の例 <sup>2)</sup>
1. 持続可能な農業生産	1-1 マクロレベルでの農業政策立案・実施能力の向上	農業政策能力の向上	農業開発計画の策定 農業関連の法制度整備 農地改革の推進
2. 安定した食料供給	1-2 食糧需給政策の策定	国民栄養状態の把握	国民栄養調査の実施 栄養状態分析能力の向上 コミュニティワーカーの配置・育成
3. 活力ある農村の振興	3-1 農村振興関連政策の振興	国レベルの調整・実施能力の向上	行政官の人材育成 参加型開発の理解促進 参加型村落開発計画の策定

注： 1) 開発課題体系図の詳細は「資料編」に掲載した。

2) JICA の取り組みとして；多く取り組んでいる、いくつかの協力事例はある、プロジェクト活動の一部として実施している例がある、x ほとんど取り組みがないを示す。

出所：独立行政法人国際協力機構国際協力総合研修所「開発課題に対する効果的アプローチ〈農業開発・農村開発〉」、2004年8月、pp. v-viii。

## 3つの開発戦略目標と中間目標の要旨

<p><b>開発戦略目標 1: 持続可能な農業生産</b></p> <p>持続可能な農業生産を行うことが安定的な食料供給と活力ある農村振興の前提となる。このアプローチとしては、以下の中間目標が設定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自国のマクロ・レベルにおける農業セクターの状況を的確に捉え、それらに即した適切な農業政策を立案し、実施する（中間目標 1-1 マクロ・レベルでの農業政策立案・実施能力の向上）</li> <li>・生産基盤の強化と維持管理、技術開発・普及、経営能力の向上などにより、実際に農業生産の拡大と生産性の向上を図る（中間目標 1-2 農業生産の拡大と生産性の向上）</li> <li>・輸出振興による外貨獲得、経済発展を志向する場合には、輸出体制の整備や輸出競争力といった輸出促進に係わる取り組みを強化する（中間目標 1-3 輸出促進策の強化）</li> <li>・長期的に農業生産を行い続けるには、環境への配慮も不可欠である（中間目標 1-4 環境配慮の向上）</li> <li>・農業セクター全体に関わる将来にわたる持続的発展を確保するには高等学校・大学・大学院レベルの農業・農業教育の充実による人材育成も欠くことができない（中間目標 1-5 農業関連高等教育の強化）</li> </ul>
<p><b>開発戦略目標 2: 安定した食料供給</b></p> <p>都市を含む国全体（マクロ・レベル）の食料安全保障を確保するには、国内の農業生産の安定・向上と併せて、安定的輸入先の確保及び適正水準の備蓄を組み合わせることが基本である。このため以下の中間目標が設定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民の置かれている現状や国内農業生産力を把握して国家としてどのような食料を確保するかについての戦略（中間目標 2-1 食料需給政策の策定）を策定する。ミクロレベルでの公平な分配を達成するためには地域間流通を中心とした国内流通システムの整備が不可欠である（中間目標 2-2 食料流通機能の整備）</li> <li>・必要な食料を国内で確保できない場合は他国からの輸入によって代替するための体制整備が必要（中間目標 2-3 輸入体制の整備）。食料援助を受けている場合は、供給された食料を適切に配分する（中間目標 2-4 援助食料の適正な利用）。</li> </ul>
<p><b>開発戦略目標 3: 活力ある農村の振興</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農村の飢餓と貧困を解消し活力ある農村を振興するためには、地域の実情に即した農村振興施策を策定推進する（中間目標 3-1 農村振興関連政策の推進）とともに、農村の現場においては貧困解消・経済力強化の観点から農業生産の改善や農産物の利用・販売のほか、手工業や小商いなどの農業以外の多様な経済活動の振興（中間目標 3-2 農外所得の向上）なかでも住民に身近な農産品加工の振興を図ること（中間目標 3-3 農産加工業の振興）が有効である。</li> <li>・生活水準向上のため、生活道路や飲料水確保などの農村インフラ整備を推進する（中間目標 3-4 農村インフラ整備）とともに、村落内や周辺地域の環境保全を図り（中間目標 3-5 農村環境の保全）生活技術や生活環境の改善に取り組むことも重要である（中間目標 3-6 生活改善の推進）</li> <li>・伝統的な集落や地縁集団などを活用した住民組織化（中間目標 3-7 村落共同体活動の推進）や保健水準の引き上げ（中間目標 3-8 住民の保健水準の向上）及び教育水準の引き上げ（中間目標 3-9 住民の教育水準の向上）などにより住民エンパワーメントを図ることが重要である。</li> </ul>

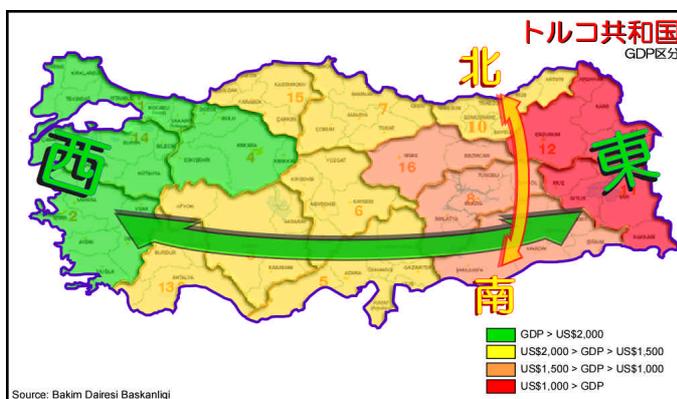
出所：「開発課題に対する効果的アプローチ〈農業開発・農村開発〉」、前出、pp. 13～69。

### 3.3 農業・農村開発の重要問題と開発目標

#### 3.3.1 重要問題を検討する上での視点

##### 1) 東部における域内格差への視点

トルコには特有の「東西問題」が存在する。ヨーロッパと呼ばれるほどに発展した西部地域と、所得水準が西部の 1/10 程度の東部地域との地域格差である。例えば、農業区分より詳細な地域区分により、1 人当りの GDP を基にして地域を分けると右図のような区分化ができる。GDP を基準にするとトルコは、東西に 3 つの地域に分けられる。「先進（緑）」、「中間（黄・橙）」と「低開発（赤）」地域であり、西から東へと開発度が低下する（図 3-1、表 3-1 参照）。



出所：Bakim Daires Baskanligi等より調査団作成。

図 3-1 GDP による地域格差の区分

このうち中間地域は、「中間・上」と「中間・下」にも分けられる。前述の DOKAP は「中間・上」に位置し、GAP は主に「中間・下」に位置している。両開発計画地域は、「中間」地域の北と南に位置する。ここで、DOKAP と GAP の間に挟まれた地域と、イラク国境に接する低開発地域が開発計画から外れている点に留意が必要である。国内の地域格差是正を検討する際には、東西間の地域格差が重要となるが、DOKAP と GAP の関係を明確化し、両開発計画から外れている地域に如何にインパクトをおよぼすか、開発によるシナジー効果の発揮を考慮した課題の設定が必要である。

##### 2) 一般村落と森林村落の村落形態の相違を考慮した開発の視点

a) DOKAP 地域では、沿岸部と内陸部で異なった開発手法が必要である。農村の形態で大まかに分類すれば、一般農村と森林村落に区分される。

b) 一般農村は、黒海沿岸部とその周辺部に多く分布している。比較的平坦な地形に農地があるため、土地利用型農業の展開が可能である。大都市であるトラブゾン県やリゼ県への食料作物の供給のほか、既にある農産加工業施設への原料の供給基地としての発展を志向した対策が不可欠である。

表 3-1 地域別人口と GDP 比（2002）

地域	人口 (千人)	1人当りGDP(ドル)		平均1人当り GDP(ドル)
		Max	Min	
1	13,587	6,164	2,108	3,304
2	7,560	3,307	1,435	2,428
3	3,717	2,012	966	1,449
4	5,743	4,216	1,142	2,669
5	7,717	2,452	1,156	1,814
6	2,671	2,116	852	1,609
7	4,110	1,679	1,064	1,444
8	2,414	1,704	795	1,283
9	4,658	1,313	638	1,045
10	2,357	2,137	1,017	1,512
11	1,987	859	578	730
12	2,107	1,061	568	842
13	2,546	2,193	1,510	1,885
14	4,720	3,462	1,804	2,450
15	1,659	2,969	1,061	1,707
16	1,067	1,158	1,398	1,278

出所：State Institute of Statistics.

c) 森林村落は急峻な山岳地帯にあるため耕地面積が限定的であり、農地保有面積が 0.5ha にも満たない農家が多く点在する。厳しい地形条件に加え、主要都市から遠距離にあり、道路アクセスの悪さ、基礎生活インフラの不足が不法な森林伐採を促し、貧困を助長する状況にある。

d) このような状況から森林村落では、人口流出が恒常化しており、海外への出稼ぎとその

送金により生計が維持される傾向が強い。このため、同地域では基本的な生活環境の整備と生計維持を優先し、その上で、小規模な農地を活用した野菜・果実などの労働集約的な農業や薬用植物や蜂蜜及びキノコなどニッチ市場を指向した産地形成の検討が必要である。

- e) 森林村落では、生活難から森林の過剰伐採にともなう土砂災害や農地の劣化等の環境破壊が顕著となっている。

これらの課題に対しては、地域の農林業の特性を活用した、経済面からの取り組みによる農業収入の向上支援が不可欠である。

### 3.3.2 重要問題と開発目標

上記の重要問題に関する視点で述べたように、DOKAP 地域で農業・農村開発を進めるには一般村落と森林村落の2地域に区分して重要問題を把握する必要がある。また、重要問題は、図 3-2 と図 3-3 に示す問題系図の作成を通じて、問題構造と問題間の因果関係を考察することにより把握する。農業・農村開発に関する問題分析から浮き彫りとなった、重要問題とその対策として掲げる開発目標は、以下のとおりである。

	重要問題	開発目標
一般村落地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 伝統的な農産物（ヘーゼルナッツや茶）に依存したモノカルチャー構造の転換が進んでいない</li> <li>・ 農業多様化と収益性のある作物転換の遅れによる低い農業収入</li> <li>・ 農業構造転換に向けた制度及び体制の不備（農産物市場、流通体制等）</li> </ul>	<p>「農産加工業を起点とした地域農業・農村開発の推進」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業多様化に向けた制度支援</li> <li>・ 農業生産性の向上と生産量の増</li> </ul>
森林村落地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本的な生活環境が未整備で生計の維持が困難であり、貧困度が高い</li> <li>・ 農業生産力が低く、持続的な農業の実施が困難</li> </ul>	<p>「生計の維持・向上を前提とした生産力の強化」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集落レベルでの生計の維持支援</li> <li>・ ニッチ市場を指向した地域農林業の小規模開発</li> </ul>

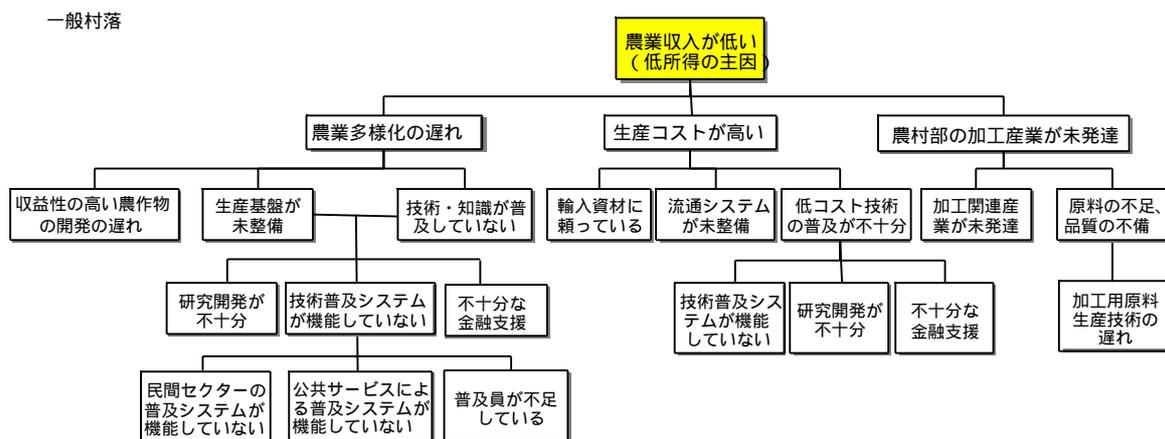


図 3-2 問題と因果関係：DOKAP 一般村落

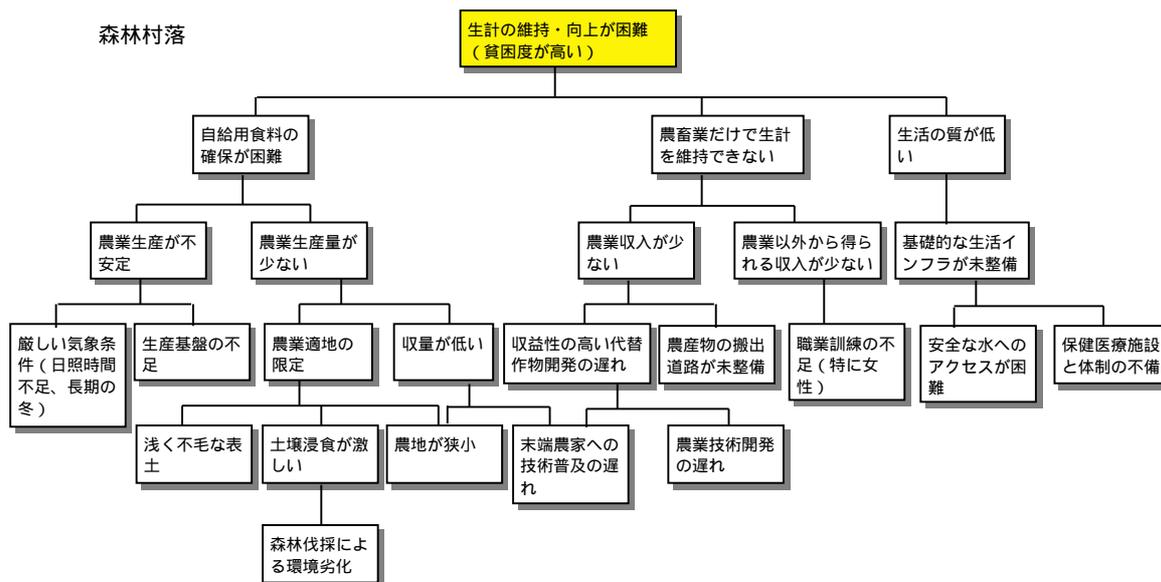


図 3-3 問題と因果関係：DOKAP 森林村落

注：ここに提示した問題分析は、国内で入手した資料で作成しているため、トルコや DOKAP 地域の農業・農村開発に関する問題を必ずしも詳細かつ全般的に網羅している訳ではない。また、提示した問題系図は、問題の抽出と開発目標を設定する手順としての例示であることに留意願いたい。実際の案件形成では、文献調査、現地踏査、関係機関からのヒアリング等に基づいた支援対象地域の問題分析を行い、問題系図を作成し、そこから課題を明らかにし、それらに対応するプログラム案の策定が必要である。

### 3.4 農業・農村開発の課題

開発課題は、上述した一般村落と森林村落において以下の開発目標を達成するために設定する。

- a) 一般村落地域では、「農業多様化に向けた制度支援」、「農業生産性の向上と生産量の増大」を主目標とした「農産加工業を起点とした地域経済開発の推進」を図る。
- b) 森林村落地域では、「集落レベルでの生計の維持・向上」、「ニッチ市場を指向した地域農林業の小規模開発」を主目標とする「生計の維持と安定化を前提とした生産力の強化」を達成するために設定する。

これら開発課題は表 3-2(1)と(2)に示すように、大項目と小項目に分けて提示している。大項目は開発目標に直接対応し、小項目の課題は大項目から導き出されている。これら開発課題が「効果的アプローチ」の開発戦略目標と中間目標及びそのサブ目標とどのように対応しているかを確認するために併記した。

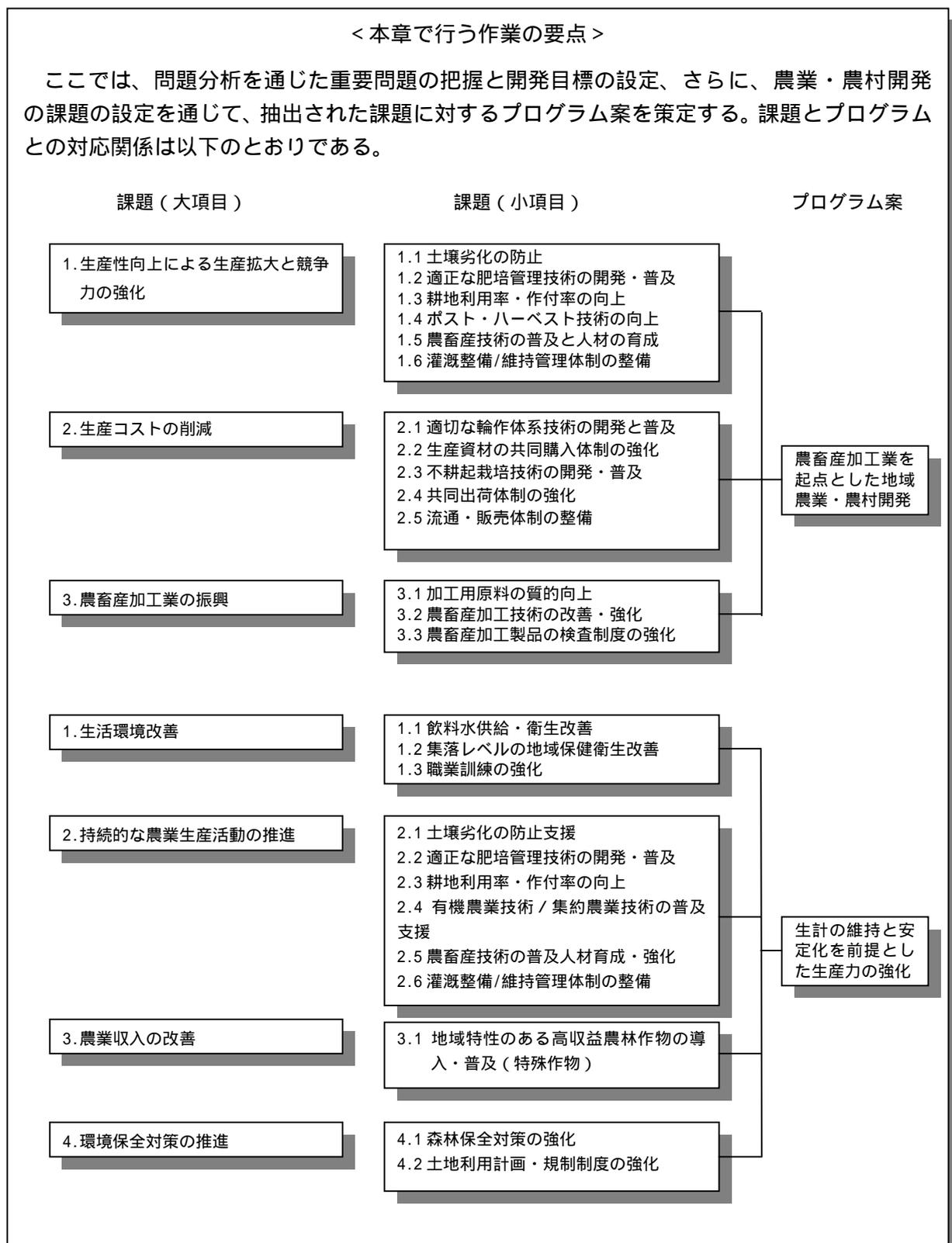
表 3-2 開発目標と課題(1)

開発目標：一般村落地域【農産加工業を起点とした地域農業・農村開発の推進】					
トルコにおける農業・農村開発の課題			開発課題に対する効果的アプローチ		
大項目	開発課題		対応する問題 (図 3-1 参照)	開発戦略目標	中間目標/ サブ目標
	小項目				
1. 生産性の向上による生産拡大と競争力の強化	1.1 土壌劣化の防止支援 1.2 適切な肥培管理技術の開発・普及支援 1.3 耕地利用率・作付率の向上 1.4 ポスト・ハーベスト技術の改善 1.5 農畜産技術の普及と人材の育成・強化支援 1.6 灌漑整備/維持管理体制の整備	・土壌劣化が進んでいる ・技術開発・普及の遅れ ・生産基盤整備の遅れ ・生産性(収量)が低い ・生産性が低い	1. 持続可能な農業生産	1-2 農業生産の拡大と生産性の向上 1-2-1 生産基盤の整備と維持管理 ・灌漑・排水施設の整備 ・水利組合の育成 1-2-2 試験研究・技術開発の強化 ・生産技術の改善 ・ポストハーベスト技術の向上 1-2-3 農業普及の強化 ・普及体制の整備	
2. 生産コストの削減	2.1 適切な輪作体系技術の開発と普及支援 2.2 生産資材の共同購入体制の強化支援 2.3 不耕起栽培技術の開発普及支援 2.4 共同集出荷体制の強化 2.5 流通・販売体制の整備支援(農道、貯蔵サイロ等の整備)	・輸入資材への依存が高い ・低コスト技術が未発達  ・流通システムが未整備	2. 安定した食料供給	2-2 食料流通機能の整備 ・流通市場ハードインフラの整備 ・輸送体制の整備	
3. 農畜産加工業の振興	3.1 加工用原料の質的向上 3.2 農畜産加工技術の改善・強化 3.3 農畜産加工製品の検査制度の強化支援 3.4 民間企業の活性化	・加工用農産原料が不足 ・加工関連産業が未発達 ・加工用生産技術の遅れ ・雇用機会の不足	3. 活力ある農村の振興	3.1 農産加工業の振興 ・加工施設の整備 ・加工安全基準の整備	

表 3-2 開発目標と課題(2)

開発目標：森林村落地域【生計の維持と安定化を前提とした生産力の強化】				
トルコにおける農業・農村開発の課題			開発課題に対する効果的アプローチ	
開発課題		対応する問題 (図 3-1 参照)	開発戦略目標	中間目標 / サブ目標
大項目	小項目			
1. 生活環境改善 1.1 飲料水供給・衛生改善 1.2 集落レベルの地域保健衛生改善 1.3 職業訓練の強化	1.1 飲用水施設の整備拡充 1.2 地域保健医療ネットワークの強化 1.3 職業能力の開発支援 (農業技術、小規模農畜産加工、裁縫技術)	・基本的な農村生活インフラ整備の遅れ ・生活の質が低い ・職業訓練の不足(特に若年層と女性)	3. 活力ある農村の振興	3-4 農村インフラの整備 ・給水施設の整備 ・集落公共事業の実施 3-8 住民の保健水準向上 ・保健・医療サービス向上 3-9 住民の教育水準向上 ・基礎教育の充実 ・基礎サービスの拡充
2. 持続的な農業生産活動の推進	2.1 土壌劣化の防止支援 2.2 肥培管理技術の適切な開発・普及支援 2.3 耕地利用率・作付率の向上 2.4 有機農業技術 / 集約の業技術の普及支援 2.5 農畜産技術の普及人材の育成・強化支援 2.6 灌漑整備 / 維持管理体制の整備	・浅く不毛な表土 ・土壌劣化が進んでいる ・技術開発・普及の遅れ ・農地が細分化している ・生産量が少ない ・農業適地が限定 ・生産基盤が不足 ・生産性(収量)が低い ・自給食料の確保が困難	1. 持続可能な農業生産	1-2 農業生産の拡大と生産性の向上 1-2-1 生産基盤の整備と維持管理 ・灌漑・排水施設の整備 ・水利組合の育成 1-2-2 試験研究・技術開発の強化 ・生産技術の改善 ・収穫処理技術の向上 1-2-3 農業普及の強化 ・普及体制の整備
3. 農業収入の改善	3.1 地域特性のある高収益農林作物の導入・普及支援(特殊作物)	・収益性の高い代替作物の開発が遅れている		1-2-2 試験研究・技術開発の強化 ・生産技術の改善
4. 環境保全対策の推進	4.1 森林保全対策の強化 4.2 土地利用計画・規制制度の強化支援	・森林伐採による環境悪化	3. 活力ある農村の振興	3-5 農村環境の保全

#### 4. 課題に対するプログラム案（事例）



プログラム案の見方は次の通りである。

プログラム名	プログラムの目的や内容を明快に示すものにする。
援助戦略の方向性	PRSP や JICA の「国別事業実施計画」の方針による支援の方向性との整合性を明確にする。
開発課題（現地 ODA タスクフォースによって抽出されたもの）	現地 ODA タスクフォースがトルコ政府との政策協議を通じて明確とした開発課題のうち、当該プロジェクトに関連するものを示す。
対応する課題（第 3 章の開発課題から抽出されたもの）	第 3 章でおこなった問題分析によって抽出された課題のうち当該プログラム案が対応しているものを示す。
プログラムの目的	本プログラムの目的についての記述
優先対象地域	対象地域のうち、特に優先すべき地域あるいは地区があれば記載。
プログラムの内容	想定されるプログラムの活動内容を示す。活動の一環として、開発計画を策定する際に、支援対象地域の現状に関する分析に基づいてより具体的な活動内容を決定する。
達成目標（成果指標）例	プログラムの実施によって想定される達成目標を直接的な面と間接的な面から記載する。
想定されるカウンターパート機関	本プログラムの形成と実施に当たって、想定される政府機関のカウンターパート及び関連機関を記載する。
留意点	当該プログラムを形成する上で特に留意すべき点を提示する。
「開発課題に対する効果的アプローチ（農業開発・農村開発）」との関連性	JICA が作成した「開発課題に対する効果的アプローチ＜農業・農村開発＞」（2004 年 8 月）が設定した 3 つの開発戦略目標 - 「1. 持続可能な農業生産」、「2. 安定した食料供給」、「3. 活力ある農村の振興」を達成するためのアプローチとして示されている中間目標及びサブ目標の中から、本プログラムに関係する項目を示す。

## 4.1 農産加工業を起点とした地域農業・農村開発の推進

プログラム名	農業収入の改善プログラム
援助戦略の方向性	農業生産の多様化、生産性の向上を農産加工業の振興に集約することにより、新たな市場の確保と農業収入の増大に直結させる。
開発課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域格差の是正、</li> <li>・農業収入の向上による生活水準の改善</li> <li>・地域経済の活性化、</li> <li>・行政支援制度の強化</li> </ul>
対応する課題（第3章の開発課題から抽出されたもの）	1.4 ポスト・ハーベスト技術の改善 1.5 農畜産技術の普及と人材の育成・強化支援 2.4 共同集出荷体制 2.5 流通・販売体制の整備支援（農道、貯蔵サイロ等の整備） 3.1 加工用原料の質的向上 3.2 農畜産加工技術の改善・強化 3.3 農畜産加工製品の検査制度の強化支援 3.4 民間企業の活性化
プログラムの目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農産物の多様化と生産性の向上を通じて農業収入の増大を図る</li> <li>・農産加工業を起点として生産物の安定的な市場の確保を図る</li> <li>・農産加工業の振興により地域経済の持続的な発展に寄与する</li> </ul>
優先対象地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業生産は主に DOKAP の黒海沿岸とその周辺の農村地域</li> <li>・農産加工業は、トラブゾン及びびりゼを中心とした都市近郊</li> </ul>
プログラムの内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DOKAP を構成する各県の農業生産多様化、生産性向上の制約要因とポテンシャルの詳細な把握とモデル計画地域の選定（各県の比較優位性分析）</li> <li>・農業生産力強化に必要な制度構築、農民組織強化</li> <li>・農産加工業振興のための制度構築（品質基準、検査体制等）</li> <li>・地域経済開発に必要な関連インフラ施設の開発状況と課題の分析</li> </ul>
達成目標（成果指標）例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業生産性、生産量の向上、農業生産の多様化（農業・畜産・水産）</li> <li>・農畜産加工品の生産増大と販売目標の設定</li> <li>・農業収入と農家所得の変化</li> <li>・インフラ整備率の向上</li> <li>・農家組織の強化</li> <li>・制度組織の整備状況</li> <li>・地域経済力（RGDP）の変化</li> </ul>
想定されるカウンターパート機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業省</li> <li>・DOKAP 各県の県庁</li> <li>・各県の大学及び研究機関</li> </ul>
留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農産加工業の振興には、民間企業の参画とそのためのインセンティブが不可欠である。このための制度は、行政の責任として構築する必要がある。</li> <li>・農産加工業の振興には、生産原料の品質の向上と一定量の確保が不可欠である。戸別農家の対応では困難なため、農民組織や農業協同組合の形成が不可欠となる。</li> <li>・農村部での農産加工業は、農村女性の活用が成否の鍵となる。イスラム圏における女性の労働については課題が多く、域内住民の合意形成が重要となる。</li> <li>・持続的な経済発展を可能にするには、EU 加盟を前提とした地域開発を指向する必要があり、競争力強化に向けた経済構造の改善が必要である。</li> </ul>
「開発課題に対する効果的アプローチ〈農業開発・農村開発〉との関連性	1. 持続的な農業生産 1-1 マクロレベルでの農業政策立案・実施能力の向上 1-2 農業生産の拡大と生産性の向上 3. 活力がある農村の振興 3-3 農産品加工業の振興 3-4 農村インフラの整備

## 4.2 生計の維持と安定化を前提とした生産力の強化

プログラム名	森林村落地帯における生計の維持と農業収入向上
援助戦略の方向性	森林村落地帯における基礎的な生活環境の改善を通じた人間の安全保障の確保。これを前提とした持続的な小規模農業開発による生計の維持・向上。
対応する課題（第3章の開発課題から抽出されたもの）	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.1 飲用水施設の整備拡充</li> <li>1.2 地域保健医療ネットワークの強化</li> <li>1.3 職業能力の開発支援</li> <li>2.1 土壌劣化の防止支援</li> <li>2.2 適切な肥培管理技術の開発・普及支援</li> <li>2.3 耕地利用率・作付け率の向上</li> <li>2.4 農畜産技術の普及人材の育成・強化支援</li> <li>3.1 高収益作物の導入・普及支援</li> </ul>
プログラムの目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基礎的な生活環境の整備による生計の維持と人口流出の軽減</li> <li>・ 地域農林業資源の有効利用による持続的な農村開発と生計レベルの向上</li> </ul>
優先対象地域	主に DOKAP 地域の内陸部に位置する森林村落部一帯
プログラムの内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基礎的な生活基盤整備と維持管理体制の確立</li> <li>・ 持続的な農業生産のための住民参加による自然資源の保全策</li> <li>・ ニッチ市場向け地域特産品の開発と販売</li> <li>・ 農民組織化を通じた生活及び生産活動に関する制度構築</li> </ul>
達成目標（成果指標）例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活施設の整備状況（整備率の変化）</li> <li>・ 維持管理組織の活動状況</li> <li>・ 住民の定着率</li> <li>・ 農業収入の変化</li> <li>・ 耕地利用率の変化</li> </ul>
想定されるカウンターパート機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境・森林省</li> <li>・ 大学及び研究機関</li> </ul>
留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林資源を中心とする自然資源の保全と生産活動を調和させる制度の確立</li> <li>・ 地域資源の開発ポテンシャルの把握を通じた開発計画の策定と実施</li> <li>・ 集落レベルで異なる文化、生活習慣に配慮した支援体制の確立</li> </ul>
「開発課題に対する効果的アプローチ<農業開発・農村開発>」との関連性	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 持続可能な農業生産</li> <li>1-2 農業生産の拡大と生産性の向上</li> <li>1-4 環境配慮の向上</li> <li>3. 活力ある農村の振興</li> <li>3-2 農外所得の向上</li> <li>3-5 農村環境の保全</li> <li>3-7 村落共同対活動の推進</li> </ul>

## 5. 案件形成上の留意点

## &lt;本章で行う作業の要点&gt;

本章では、トルコで農業・農村開発分野の案件を形成するにあたって留意すべき点を、以下のように、案件（プログラム・プロジェクト）の内容、相手国の事情、日本側の事情及びその他（先の3つに分類できないもの）という4つのカテゴリーに分けて述べる。また、要請案件調査票を作成する際の参考になるように、それぞれの項目について関連する要請案件調査票の項目も示す。

<b>5.1 案件の内容に関する留意点</b>
・ 案件の背景と問題
・ 協力目的
・ 対象地域
・ 受益者
・ 協力内容
・ 類似案件からの教訓
・ 他ドナーとの棲み分けと協調
・ 民間セクターとの連携
・ ジェンダー格差解消への取り組み
・ 住民の組織化
・ パイロット実施から本格実施へ
・ 持続性を確保するシステムの構築
<b>5.2 相手国の事情に関する留意点</b>
・ 連邦政府・地方政府の開発計画
・ 地方分権化
・ 市場経済化
・ カウンターパート機関
・ 財政赤字・債務
・ トルコ政府の案件承認プロセス
・ トルコ政府の援助に関する指向
・ 治安・生活環境の問題
<b>5.3 日本側の事情に関する留意点</b>
・ 援助方針
・ JICAの予算
・ 援助方針以外の政策
<b>5.4 その他の留意点</b>
・ 現地コンサルタントの発掘・確保
・ 本部と在外事務所との情報共有

なお、JICA 本部における農業・農村開発分野の案件検討に関する基本的な考え方ならびに案件の発掘・形成を行う際の一般的な留意点については、別冊の『『バングラデシュ・モデル』及び同モデルの他国の案件発掘・形成手法への応用性に関する調査報告書』、本指針に添付する同報告書要約（付録1）及び「農業・農村開発分野の調査分析手法（チェックリスト）」（付録2）を参照されたい。

## 5.1 案件の内容に関する留意点

項目	関連する要望調査票の項目	留意点
案件の背景と問題	「現状と問題点」	特記事項なし。「農業・農村開発分野の調査分析手法（チェックリスト）」の「1. 要請案件調査票作成のためのチェックリスト」を参照。
協力目的	「案件概要 1) 上位目標、2) 案件の目標、3) 成果」	<ul style="list-style-type: none"> <li>協力の目的は、日本側の国別援助実施計画およびトルコ側の国家開発計画である長期戦略（2001-2023年）及び第8次5ヶ年計画（2001-2005年）の中期戦略と整合的であればならない。</li> </ul>
対象地域	「現状と問題点」、「案件概要 1) 上位目標、2) 案件の目標、3) 成果」、「ジェンダー配慮」、「環境社会配慮ガイドラインに基づくスクリーニング様式」	<ul style="list-style-type: none"> <li>JICAが重点支援地域とするDOKAP地域の農村は、一般農村と森林村落に区分され、それぞれ異なった開発アプローチが不可欠である。例えば、DOKAPに位置するアルトピン県には、254農村のうち250が森林村落に属する。森林村落の農村形態や生産条件は、一般村落と大きく異なる点に留意する必要がある。</li> <li>一般村落では、農業生産や農産加工原料の大量生産が可能な比較的広大な土地面積を有するが、森林村落は急峻な地形条件によって耕地が狭小であり、恒常的な土壌侵食が発生する限界生産地あるいは生産不利地としての認識が必要である。また、森林村落の多くが厳しい地形条件によって生活基盤がほとんど整備されておらず、開発整備費用の高さから生活基盤の遅れてきた地域であり、生計の維持・向上が優先的に考えられる地域である。</li> <li>案件形成では、開発地域が一般農村か、あるいは森林村落かの区別を明確にしたうえでの取り組みが必要である。なお、一般農村に対しては、農業省が主管省庁であり、森林村落は環境・林業省である点を踏まえた対応が必要となる。</li> </ul>
受益者	「現状と問題点」、「案件概要 1) 上位目標、2) 案件の目標、3) 成果」、「ジェンダー配慮」、「裨益者グループの種類と規模」、「環境社会配慮ガイドラインに基づくスクリーニング様式」	<ul style="list-style-type: none"> <li>トルコにおける森林地帯は全て国有林であり、森林地域の管理は国家が実施すると憲法（1982年制定）で定めている。ただし、森林として利用価値がなくなり、農地への転換が社会的、経済的に有利な森林地帯や果樹園及び村落等の周辺部は、森林区分から除外されることが認められている。除外された林地は森林村落住民の定住と耕地のために開発が認められている。</li> <li>このためDOKAP地域の森林地帯は国有地であるが、上記の条件に当てはまる地域は個人所有が認められている。しかし、世襲制のため長男だけが農地を親から譲り受ける場合が多く、次男、三男は出稼ぎで村落からの流出が多くなる。このように限定された地域での農業開発は、小規模かつ特産物に特化した農業にならざるを得ない面と、受益者に配慮した案件形成に留意する必要がある。</li> </ul>
協力内容	「案件概要 4) 活動、5) 投入、6) 外部条件」	<ul style="list-style-type: none"> <li>茶、ヘーゼルナッツの代替品としてキウイフルーツが普及されつつあるが、その一方で山岳部の貧困農村では新規の作物導入には関心はあっても抵抗も大きい。対象地域にそれまでになかったような新規の活動を導入する場合は、そこでの人々の生計維持方法、リスクヘッジの仕方等を十分に把握し、受け入れやすい内容、規模、スケジュールで試みる事が重要である。</li> <li>東西・南北の地域格差是正を考慮する。具体的には以下の2点に留意する。</li> <li>東部地域を開発し地域格差是正を図ることは、国の発展に最も重要な課題である。そのために、DOKAP計画やGAP計画を実施することが重要である。しかし、それらの計画間の関係も明確に把握しておき、今後の開発戦略作成に役立つようにすることも重要である。それにより、総合的な開発を達成することが可能になり、新たな地域格差を引き起こすことを防止できる。</li> <li>DOKAPとGAPの間に挟まれた地域とイラク国境に接する低開発地域が、開発計画から外れている。国内地域格差を検討する際</li> </ul>

		には、東西間の地域格差が重要となるが、DOKAP と GAP の関係を明確化し、両開発計画から外れている地域へのインパクトをおよぼす方法の検討と、開発による相乗効果を考慮した課題の設定が必要である。
類似案件からの教訓	「関連する援助活動」、「類似案件からのフィードバック」	・ 特記事項なし。「農業・農村開発分野の調査分析手法（チェックリスト）」の「1.要請案件調査票作成のためのチェックリスト」を参照。
他ドナーとの棲み分けと協調	「関連する援助活動」、「類似案件からのフィードバック」	・ 特記事項なし。「農業・農村開発分野の調査分析手法（チェックリスト）」の「1.要請案件調査票作成のためのチェックリスト」を参照。
民間セクターとの連携	「案件概要 4) 活動、5) 投入、6) 外部条件」	・ 特記事項なし。「農業・農村開発分野の調査分析手法（チェックリスト）」の「1.要請案件調査票作成のためのチェックリスト」を参照。
ジェンダー格差解消への取り組み / 環境保全	「案件概要 4) 活動、5) 投入、6) 外部条件」、「優先順位（先方政府順位）」、「環境社会配慮ガイドラインに基づくスクリーニング様式」	1997 年の世帯調査によると、男性は 33.9%が農業従事者であるのに対して、女性は 72.4%が農業に従事している。しかしながら、農業に従事する女性の 86.8%は意思決定に参加していない。農業村落省、南東部アナトリア地域開発庁、教育省等が農村女性に対する事業を行っているが、農村部での案件の形成には、案件形成の初期段階から女性が参加できるような配慮をする必要がある（JICA, Turkey: Country WID Profile に基づく）。 ・ 東部地域はトルコ国で最も自然条件が厳しい地域を含む。そのため、持続的な開発を行う際には環境保全対策を平行して実施する必要がある。 ・ EU 加盟に向けて、経済面だけでなく環境面の基準もクリアする必要がある。この課題は中・長期的に取り組む必要があるため、早期に計画作成と実施を開始する必要がある。
住民の組織化	「案件概要 4) 活動、5) 投入、6) 外部条件」、「優先順位（先方政府順位）」、「環境社会配慮ガイドラインに基づくスクリーニング様式」	・ 過去に、FARMERS UNION を作り、共同作業を推進しようとしたものの、成功した農村と成功しなかった農村があることから、農業組合の創設などにあたっては、あらかじめ社会情報調査が必要である（JICA トルコ事務所）。
パイロット実施から本格実施へ	「案件概要 4) 活動、5) 投入、6) 外部条件」	・ 特記事項なし。「農業・農村開発分野の調査分析手法（チェックリスト）」の「1.要請案件調査票作成にあたって留意すべき点」を参照。
持続性を確保するシステムの構築（参加型の重視とその方法の確立）	「案件概要 4) 活動、5) 投入、6) 外部条件」	・ DOKAP 地域の各県は、いずれも広範囲な地域を対象としている。このため、これまではトップダウン方式が有効的に機能する側面もあった。しかし、プロジェクトの持続性といった面からは、ボトムアップ手法と参加型手法の適用を積極的に検討する必要がある。 ・ これまでトップダウン方式を用いてきたトルコ政府の各省庁では参加型手法の必要性は認めても、その具体的な手法への理解が十分ではない。このため、案件形成段階でのワークショップや開発調査段階における実地訓練を通じた「参加型手法」に関する理解の促進支援が重要である。

## 5.2 相手国の事情に関する留意点

項目	関連する要望調査票の項目	留意点
連邦政府・地方政府の開発計画	「現状と問題点」(または「背景」)	<ul style="list-style-type: none"> <li>トルコ政府は中長期に亘る国家開発計画を策定しており、その中で地域開発政策の主眼を西部の発展地域と東部の低開発地域との地域格差是正に置く。低開発地域における地域開発政策の基本を工業化に置いている点に留意が必要である。JICA 農業・農村開発の重点地域としている DOKAP 地域は、他県との経済発展の度合いから見て、農林水産業に比較優位性がある。地域の経済構造から見ても製造業や重化学工業化への急速な転換は困難である。このため、地域資源を有効に活用した工業化政策を支援することには留意が必要である。</li> <li>トルコは 2000 年以降、EU 加盟を目指してこれまでの伝統的なトップダウン方式から、ボトムアップ方式による案件形成を行う方向にある。地域開発計画を検討する場合には、国家開発計画の方針だけでなく、具体的な開発課題を重視して策定されている県別の開発方針や開発課題の重要度及び優先度の理解とその重視が必要である。</li> <li>案件形成にあたっては、ボトムアップ方式を重視した開発計画について、海外援助機関との窓口である SPO (State Planning Organization) との調整が必要である。</li> </ul>
地方分権化	「現状と問題点」(または「背景」)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方分権化を促進するための「地方分権化法」が検討されているものの、未だに実現には至っていない。そのため、予算、人員配置は中央集権的に決定される。地方自治体(市)の予算は中央政府からの交付金と住民税から構成され、市長も公選であるが、一般的に教育、保険医療、農業など中央省庁があるものは、中央省庁の管轄となっている。そのため、案件を実施するにあたっては、農業関係の予算であれば農業村落省に働き掛ける必要がある。</li> </ul>
市場経済化	「現状と問題点」(または「背景」)	<ul style="list-style-type: none"> <li>EU 加盟を促進する動きとして、農業案件については、農産物の輸出振興に係る農業基準の策定などが行われている。また地域格差是正に対しては、南東部アナトリア地域に対する支援を実施している。</li> </ul>
カウンターパート機関	「実施体制」	<ul style="list-style-type: none"> <li>特記事項なし。「農業・農村開発分野の調査分析手法(チェックリスト)」の「1. 要請案件調査票作成のためのチェックリスト」を参照。</li> </ul>
財政赤字・債務	「現状と問題点」(または「背景」)	<ul style="list-style-type: none"> <li>2000 年 11 月及び 2002 年 2 月の金融危機の後、IMF 等の国際金融機関の支援を得て、財政赤字削減を中心とした経済構造改革を推進中である。景気は回復基調にあり、金融市場にも安定した推移が見られる。AKP 政権は、IMF との協調を重視しているが、AKP の支持層である低所得者層から、公務員賃金の抑制や国営企業の人員削減等に対する根強い反対があるため、今後同政権の経済政策を見守っていく必要がある(外務省ホームページ)。</li> </ul>
トルコ政府の案件承認プロセス	「優先順位(先方政府順位)」	<ul style="list-style-type: none"> <li>特記事項なし。「農業・農村開発分野の調査分析手法(チェックリスト)」の「1. 要請案件調査票作成のためのチェックリスト」を参照。</li> </ul>
トルコ政府の援助に関する指向	「優先順位(先方政府順位)」	<ul style="list-style-type: none"> <li>特記事項なし。「農業・農村開発分野の調査分析手法(チェックリスト)」の「1. 要請案件調査票作成のためのチェックリスト」を参照。</li> </ul>
治安・生活環境の問題	「治安状況」	<ul style="list-style-type: none"> <li>特記事項なし。「農業・農村開発分野の調査分析手法(チェックリスト)」の「1. 要請案件調査票作成のためのチェックリスト」を参照。</li> </ul>

## 5.3 日本側の事情に関する留意点

項目	関連する要望調査票の項目	留意点
援助方針	「我が国援助方針との整合性」、「ミレニアム開発目標との関連」、「我が国重要開発課題との関連」	・ 特記事項なし。「農業・農村開発分野の調査分析手法（チェックリスト）」の「1. 要請案件調査票作成のためのチェックリスト」を参照。
JICAの予算	「協力概算額」	・ 特記事項なし。「農業・農村開発分野の調査分析手法（チェックリスト）」の「1. 要請案件調査票作成のためのチェックリスト」を参照。
援助方針以外の政策		・ 特記事項なし。「農業・農村開発分野の調査分析手法（チェックリスト）」の「1. 要請案件調査票作成のためのチェックリスト」を参照。

## 5.4 その他の留意点

項目	関連する要望調査票の項目	留意点
現地コンサルタントの発掘・確保		・ ローカル・コンサルタントは比較的能力があり、活用は有益である。JICA 事務所のスタッフの人数が限られているところ、調査にあたってはローカル・コンサルタントの活用が望ましい。
本部と在外との情報共有	全般（要請案件調査票の評価に必要なとされる情報の収集・共有化）	・ 特記事項なし。「農業・農村開発分野の調査分析手法（チェックリスト）」の「1. 要請案件調査票作成のためのチェックリスト」を参照。

## 6. モニタリング・評価手続き

### <本章で行う作業の要点>

モニタリング・評価は、在外事務所が案件形成に留まらず一貫性のある案件管理を行うために最も重要な業務のひとつとなる。本章では、案件管理のフローの各段階における在外事務所の役割、各段階における評価ツールと適用範囲、成果指標の例、指標の入手可能性の検討方法などを示す。なお、これらは JICA の資料ならびに関係者からの聞き取りに基づく調査団の提案であることに留意されたい。

#### 6.1 モニタリング・評価の手続き

案件管理のフローの各段階における機能移管後に設定される在外事務所の役割を示す。

#### 6.2 成果指標の設定および適用

案件管理の各フローの各段階における評価ツールとその中で具体的に成果指標を適用する部分および指標の適用者を示す。

#### 6.3 成果指標例

第 3 章で示した農業・農村開発で取り組むべき課題（小項目）に関する主な成果指標の例を示す。

#### 6.4 成果指標データの入手可能性の検討

成果指標データの入手可能性を勘案しながら指標の検討・設定（最終化）を行う作業の流れを示す。

### 6.1 モニタリング・評価の手続き

2004 年度より本格的に開始した在外事務所強化の動きにともない、案件管理にかかる機能が本部から在外事務所へ移管されつつある。これにより、これまで本部が企画、調達、運営、監理の実施主体であったのが、今後は在外事務所がその主体となりつつある。こうした動きの中で、「モニタリング・評価」は、一貫性のある案件管理を行うために、国別事業実施計画の策定および案件の発掘・形成業務と並んで、在外事務所の最も重要な役割のひとつとなる。図 6-1 に、案件管理のフローにおける機能移管後に想定される各段階の在外事務所の役割を示す<sup>2</sup>。



図 6-1 案件管理フローと在外事務所の役割

<sup>2</sup> 各段階における業務上の留意点については、JICA 企画・調整部 事業評価グループ「プロジェクト評価の手引き：改訂版 JICA 事業評価ガイドライン」、2004 年 2 月を参照。

6.2 成果指標の設定および適用

指標は、実施案件の達成目標を設定するため、あるいは案件実施中および実施後に成果を測るために必要となる。すなわち、指標はプログラムの「有効性」を確認するために設定されるもので、案件実施前にはベースラインとして、実施中および実施後にはベースラインからの変化を見るために必要となる。このように指標は事前と事後の比較に使われることから、同一の指標を一貫して用いる必要がある。なお、それらの指標は、本指針に添付する「農業・農村開発分野の調査分析手法(チェックリスト)」も併用して検討する。

案件管理フローの中で、主に成果指標を適用できるのは、案件形成時および事前・中間・終了時・事後評価の各段階である。図 6-2 に、これら段階における評価ツールとその中で具体的に成果指標を適用する部分、および指標の適用者を示す。

案件管理フロー	目的	評価ツールおよび指標の適用部分	適用者
国別事業実施計画の策定 / 案件発掘・形成 本邦における案件採択	国別事業実施計画の策定および案件形成を行う。両者は同時進行の場合もあれば、一方が先に準備が進んで、他方の考え方のベースとなる場合もある。	ツール：要請案件調査票 指標の適用部分： 案件概要 (1) 上位目標 (2) 案件の目標	在外事務所 担当職員
事前評価	プロジェクト実施前に、対象プロジェクトのJICA国別事業実施計画との整合性を検討し、プロジェクトの内容や協力効果を明確にする。これによりプロジェクトの適切性を総合的に検討・評価する。	ツール：事前評価表 指標の適用部分： 「4. 協力の枠組み」における(1)協力の目標(アウトカム) 「5. 評価項目による評価結果」における(2)有効性および(4)インパクト	在外事務所 担当職員 / コンサルタント
SW/RD協議			
案件実施 中間評価	協力期間の中間時点で、プロジェクトの実績と実施プロセスを把握し、妥当性、効率性などの観点から評価し、必要に応じて当初計画の見直しや運営体制の強化を図る。	ツール：PDMおよび評価グリッド 指標の適用部分： PDMにおける「プロジェクト目標」および「上位目標」における「指標」 PDMおよび評価グリッドを活用した「有効性(予測)」および「インパクト(予測)」の評価	在外事務所 担当職員 / コンサルタント
終了時評価	プロジェクトの目標達成度、事業の効率性、今後の自立発展性の見通しなどの観点から評価するもので、その結果を踏まえて、協力終了の適否や協力延長などフォローアップの必要性を判断する。	ツール：PDMおよび評価グリッド 指標の適用部分： PDMにおける「プロジェクト目標」および「上位目標」における「指標」 PDMおよび評価グリッドを活用した「有効性」および「インパクト(予測)」の評価	在外事務所 担当職員 / コンサルタント
事後評価 国別事業実施計画の策定 / 案件発掘・形成	協力終了後数年を経過したプロジェクトを対象に、主としてインパクトと自立発展性の検証を行い、JICA国別事業実施計画の改善や効果的・効率的な事業の立案・計画と実施に向けた教訓・提言を得る。	ツール：PDMおよび評価グリッド 指標の適用部分： PDMにおける「プロジェクト目標」および「上位目標」における「指標」 PDMおよび評価グリッドを活用した「有効性」および「インパクト」の評価	在外事務所 担当職員 / コンサルタント

図 6-2 案件管理フローにおける指標の適用

注： 1) 事前評価・中間評価・終了時評価・事後評価における「目的」は、JICA 企画・調整部 事業評価グループ「プロジェクト評価の手引き：改訂版JICA事業評価ガイドライン」、2004年2月から引用。  
 2) 事前評価表、PDM、評価グリッド等にかかる詳細な説明は、ここでは省略する。詳しくは、JICA 企画・調整部 事業評価グループ「プロジェクト評価の手引き：改訂版JICA事業評価ガイドライン」、2004年2月を参照。

## 6.3 成果指標例

第3章3.4節で示した農業・農村開発において取り組むべき課題に関する主な評価指標の例は表6-1のとおりである。

表6-1 農業・農村開発の課題に関する成果指標の例

開発目標	開発課題		指標例
	大項目	小項目	
農産加工業を起点とした地域農業開発の推進	1. 生産性の向上による生産拡大と競争力の強化	1.1 土壌劣化の防止支援 1.2 適性な肥培管理技術の開発・普及支援 1.3 耕地利用率・作付率の向上 1.4 ポスト・ハーベスト技術の改善 1.5 農畜産技術の普及と人材の育成・強化支援 1.6 灌漑整備/維持管理体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業生産量の増加</li> <li>生産技術の向上</li> <li>農産物の種類が増加</li> <li>農作物流通の簡易化</li> <li>雇用機会の増大</li> <li>土地問題の減少</li> <li>農民の参加機会が増加</li> <li>農産物の質の向上</li> </ul>
	2. 生産コストの削減	2.1 適切な輪作体系技術の開発と普及支援 2.2 生産資材の共同購入体制の強化支援 2.3 不耕起栽培技術の開発普及支援 2.4 共同集出荷体制の強化支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>農家収入の増加</li> <li>生産コストの低下率</li> <li>共同購入量の変化</li> <li>不耕起栽培面積</li> <li>共同集荷書の数、共同出荷量の変化</li> </ul>
	3. 農畜産加工業の振興	3.1 加工用原料の質的向上 3.2 農畜産加工技術の改善・強化 3.3 農畜産加工製品の検査制度の強化支援 3.4 民間企業の活性化・投資促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間企業の増加</li> <li>加工製品の販売価格の変</li> <li>検査人員の数、関連施設の整備率</li> <li>域内の企業数の変化、従業員の变化</li> </ul>
生計の維持と安定化を前提とした生産力の強化	1. 基礎的な生活環境改善	1.1 飲用水施設の整備拡充 2.1 地域保健医療ネットワークの強化 3.1 職業能力の開発支援(農業技術、小規模農畜産加工、裁縫技術)	<ul style="list-style-type: none"> <li>飲料水導入戸数</li> <li>保健医療ネットワークのカバー範囲</li> <li>職業訓練学校の数</li> <li>訓練学校入学・卒業生の数</li> </ul>
	2. 持続的な農業生産活動の推進	2.1 土壌劣化の防止支援 2.2 適性な肥培管理技術の開発・普及支援 2.3 耕地利用率・作付率の向上 2.4 有機農業技術/集約の業技術の普及支援 2.5 農畜産技術の普及人材の育成・強化支援 2.6 灌漑整備/維持管理体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>土壌侵食面積の推移</li> <li>単位面積当たり収量の変化</li> <li>作付け強度の変化</li> <li>有機農産物の種類と数、収量の変化</li> <li>普及員の数の変化</li> <li>灌漑面積の変化</li> <li>灌漑導入農家数の変化</li> </ul>
	3. 農業収入の改善	3.1 地域特性のある高収益農林作物の導入・普及支援(特殊作物)	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業収入の変化</li> <li>農産物販売量の推移</li> </ul>
	4. 環境保全対策の推進	4.1 森林保全対策の強化 4.2 土地利用計画・規制制度の強化支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林面積の増減率</li> <li>土地利用等の規制制度の制定数</li> </ul>

## 6.4 成果指標データの入手可能性の検討

データ収集には、政府や国際機関等による二次データを活用する方法と、案件の中でベースラインから一貫して一次データを収集する方法の2つの方法がある。前者は、データ収集コストを低く抑えることができる一方で、適当かつ継続的に収集されているデータが存在しないことがある上、データの信憑性を確認することが困難な場合がある。他方、後者は、案件に合ったデータ収集方法を適用することが可能である一方で、データ収集コストが比較的高い。このため、有効性を測ることの重要性に照らし、高いコストをかけることが妥当であるかを十分検討する必要がある。

図6-3は、成果指標データの入手可能性を勘案しながら指標の検討・設定（最終化）を行うためのフローチャートである。案件の有効性を測るのに定性的把握が適当かあるいは定量的把握が適当か、適切な既存データは存在するか、予算は十分か、具体的にどのようにデータを収集するかを検討した上で、最終的に指標を設定するという流れになっている。

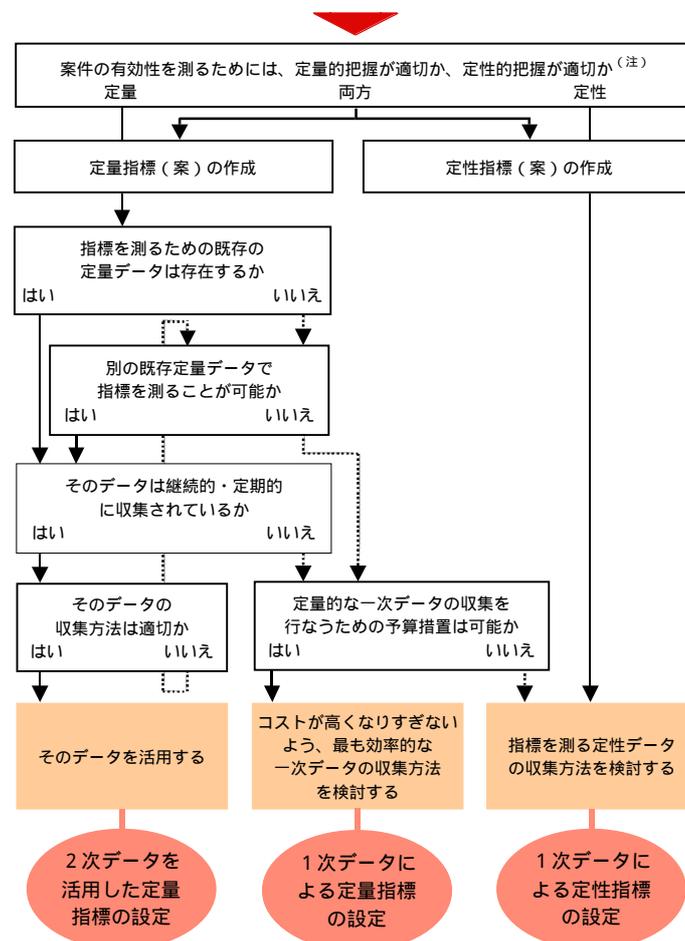


図6-3 指標の検討用チャート（参考）

- 注： 1) 達成目標（本指針では開発課題）が量的なものであるか質的なものであるかをみる。例えば、目標が「収量の向上」といった量的なものであれば定量的な把握をする。「農村住民の意識の向上」といった質的なものであれば定性的な把握をする。
- 2) 定量的な把握が適切であると判断された場合でも、データがない場合には質的なものを見る。
- 3) 得られるデータが不十分な場合には定性的な把握によって補う。例えば「栄養改善」を達成目標とする場合、低体重率や栄養失調率などの定量的な把握を必要とするのみならず、栄養改善にかかる母親の認識変化などの定性的な情報も補完的に収集することが望ましい。

出所：調査団作成。

# 付 録

付録 1 : 「『バングラデシュ・モデル』および同モデルの他国の案件発掘・形成手法への応用性に関する調査」報告書 要約

付録 2 : 農業・農村開発分野の調査分析手法（チェックリスト）

付録 3 : 「開発課題に対する効果的アプローチ〈農業開発・農村開発〉」  
農業開発・農村開発 開発課題体系全体図

「バングラデシュ・モデル」および同モデルの  
他国の案件発掘・形成手法への応用性に関する調査報告書  
(要約)

1. 本調査の背景と目的

- (1) バングラデシュでは、2001 年ごろから、日本大使館、JICA 事務所および JBIC 事務所が「バングラデシュ・モデル」と呼ばれるアプローチとその活動の確立を目指している。これは、政策、実施の両面で可能なかぎり共同し、かつ限られたリソース（特に人的資源）を有効活用すること（「選択、集中、連携」）を通じて、援助に関わる種々の制約要因を克服し、より一貫性、一体性の高い援助を実施することを目指すものである。その成果の 1 つとして、活動が本格化するにつれ、表 1-1 に示すとおり、案件採択率（A/B 評価の割合）が向上していることに JICA 農村開発部では注目している。

表 1-1 バングラデシュの案件採択率の推移<sup>(注)</sup>

年度	対象	全体数	(A/B)	(C)	×、その他(D)	の割合 (%)
2003 年度	全 JICA	51	10	6	35	20
	農村開発部	10	2	3	5	20
2004 年度	全 JICA	43	20	3	20	47
	農村開発部	6	2	0	4	33
2005 年度	全 JICA	43	26	2	15	60
	農村開発部	4	3	0	1	75

注： 詳細は第4章（表4-1）。なお、「(A/B)」が採択（通報分）。

出所： JICA、「要望調査システム」、2005年データに基づき農村開発部作成。

- (2) 一方、農村開発部は、2004 年 4 月から 2005 年 8 月に「国別農業・農村開発指針策定調査」を実施し、各在外事務所がより実施可能性の高い案件を発掘・形成するための執務参考資料として、「国別農業・農村開発指針」（以下、「指針」と略す）を策定した。
- (3) 本調査は、「指針」策定作業の一環として、在外主導の先進的事例と認識されている「バングラデシュ・モデル」の案件発掘・形成の手法を分析することで、在外事務所と農村開発部が今後、農業・農村開発案件を発掘・形成する際の教訓を得ることを目的とする。
- (4) 報告書の構成は、次のとおりである。1) 在外主導の流れの中、案件発掘・形成における在外事務所の想定される役割と案件採択のプロセスを示す（第 2 章）。2) JICA 関係者の考える案件検討の視点を整理する（第 3 章）。3) バングラデシュ・モデルが案件発掘・形成に果たしてきた意義とその役割を考察し、その情報収集方法を整理する（第 4 章）。4) 本調査から得られる教訓を整理し、農業・農村開発分野における効果的な案件発掘・形成に向けた提言を行なう（第 5 章）。

2. 案件の発掘・形成における在外事務所の役割と採択のプロセス

- (1) 2004 年度より本格的に開始された在外事務所強化の動きに伴い、案件管理に係る機能が本部から在外事務所へ移管されつつある。こうした流れの中、案件の発掘・形成段階において、想定される在外事務所の役割を大別すると、1) 現地 ODA タスクフォース（現地

ODA-TF)との協議・調整、2)協力相手国政府および関係開発パートナーとの協議・調整、3)専門家・コンサルタント、その他有識者からの意見聴取、4)案件のフィージビリティの検討、(5)要請案件調査票の作成・提出の5点となる。

(2) 上記活動に基づいて発掘・形成された案件は、要請案件調査票に取りまとめられて本部に提出される。その検討に関し、本部で地域部が分野ごとに選別する一方、全体的な視点から評価を行なう課題部(この場合は農村開発部)は、「課題別指針」や「効果的アプローチ」に示された農業開発・農村開発に係る JICA の方針を踏まえて、分野全体としての視点や技術的な視点から検討を行なっている。

### 3. JICA 本部における案件検討に関する基本的な考え方

(1) 案件検討に係る評価は 2004 年度に、表 3-1 に示すように、従来の「、、、」から「A、B、C、D」に変更された。

表 3-1 案件検討における評価およびその定義

評価	定義	備考
A (採択)	・ 次年度に実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従来の「<input type="checkbox"/>」。</li> <li>・ 案件の妥当性やフィージビリティは確保されている(効率的な案件実施のための情報収集が必要な場合もある)。</li> </ul>
B (継続検討)	・ 予算に余裕があれば次年度以降に実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2004 年度より導入。</li> <li>・ 予算の観点から、次年度実施の可能性について継続検討する。</li> <li>・ 案件の妥当性やフィージビリティは確保されているが、効率的な案件実施のための情報収集が必要な場合もある。</li> </ul>
C (継続検討)	・ 追加情報をもとに継続検討を行なう。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従来の「<input type="checkbox"/>」。</li> <li>・ 案件実施の根幹を揺るがす情報(それがないと案件の成否を判断し難い、例えば、先方政府の体制や実施能力の程度など)が不足している。</li> <li>・ 追加情報および予算の有無の状況次第では年次採択もありうる。ただし、B 評価案件と優先度を比較したうえで、A 評価案件となる可能性もある。</li> </ul>
D (不採択)	・ 採択しない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従来の「<input type="checkbox"/>」。</li> <li>・ 情報が不足している。</li> <li>・ 在外事務所、相手国政府の優先度も低い。</li> </ul>

注： 農村開発部での聞き取りに基づき取りまとめた評価の定義である。「備考」に記載された情報は、必ずしも JICA 内部で統一されたものではない。

出所： 農村開発部での聞き取りに基づき調査団作成。

(2) 本調査では、「バングラデシュの A/B 評価案件数が増加したのは、それらの案件が JICA 本部における『案件採択基準』に適合しているためである」という仮説を立てた。その仮説を検証するための現地調査に先立ち、「案件検討の視点」を把握することを目的として、本部で関係者から聞き取りを行なった。本部では現場のニーズや意向に柔軟に対応するという観点から「基準ありき」による案件検討は行っていないものの、聞き取りでは様々な視点が示された。本部の担当者が要請案件調査票を検討する際の主な視点は、表 3-2 に示す 6 つに大別される。

表 3 - 2 本部における要請案件調査票検討の視点

視 点	概 要
1. 何が問題なのか（案件の背景から明らかになる問題）	要請案件調査票には、何が問題であるのかが具体的に記述されていることが重要である。また、その問題を当該国の経済開発や農業・農村開発の中に位置づけるために、背景に関する記述も重要である。
2. 目標・目的は何か（案件の目標と期待される成果）	案件の目標は何か、また、それを実施するとどのような成果（この場合は「アウトカム」を意味する）が得られる（期待される）のかが明確に記述されていることが重要である。「人」に焦点を当てた案件が望ましい。
3. どのようにその目標を達成するのか（活動内容と実施方法）	目標を達成するための道筋、すなわち、具体的にどのような活動をするのか、そのための投入として何がどの程度必要か（スキーム選択も含む）技術的なフィージビリティはあるか、どのような手順・方法で実施するのかなどが明確にされていることが重要である。
4. 実施可能性はあるか	当該案件が A/B 評価となるためには、示された道筋に沿って実施可能であることが本部担当者に理解される必要がある。技術的なフィージビリティだけでなく、対象地域の状況や想定される実施機関の所掌範囲や組織的・財政的な能力の把握も極めて重要である。
5. 日本の援助方針と整合しているか（案件の目的により着目すべき視点は異なる）	まず、(1) JICA 全体の方針である貧困削減や人間の安全保障、(2) 国別援助計画や国別事業実施計画で設定された重点分野、(3) 現地 ODA-TF によって策定されたセクタープログラムや対処方針に対応するものであるかどうか検討される必要がある。農村開発部ではさらに、「課題別指針」や「効果的アプローチ」に従い、農業開発と農村開発の両方の視点を重視している。農業開発の案件を実施する場合でも、それによって住民の生活がどのように改善されるのかが明確に示されている必要がある。また、外務省の援助方針と整合する形で JICA 地域部が作成している地域別、国別予算の概算の把握も重要である。
6. 相手国の政策・開発計画と整合しているか	相手国の政策や開発計画との整合性も重要である。また、案件目標だけでなく、実施の方法や投入についても、当該国の政策と整合的であるかが検討される場合もある。

出所： JICA本部での聞き取りに基づき調査団作成。

(3) 表 3 - 3 は、調査団の「優良案件とは」という質問に対する本部職員の回答を分類・整理したものである。これらの点を考慮しながら要請案件調査票を作成すると、検討する側にとってより明解であるといえる。

表 3 - 3 調査団が聞き取りをした本部職員による「優良案件」の定義<sup>(注)</sup>

分 類	「優良案件」の定義
案件の内容に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>案件の背景、問題、目標および目標を達成する道筋（ロジック）が明確である案件。</li> <li>相手国の発展度合い、財政事情、地方分権の状況などを考慮した案件</li> </ul>
政策・上位計画に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発課題（例：人間の安全保障や貧困削減）に対応している案件</li> <li>国別援助計画に基づいた現地 ODA タスクフォースの方針や JICA の国別事業実施計画との整合性が高い案件</li> <li>プログラム内での位置づけが明確な案件：他の案件との相関関係が見え、プログラムの統一的な目標に向かっているのが明確な案件</li> </ul>
目標の達成方法に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>「人（農村部住民）」に焦点を当てた案件：例えば、農業生産性の向上が目的ではなく、生産性向上を通じて住民の生活がどう変化するのか明確な案件</li> <li>中央政府、地方政府、農村部をつなぐ案件：例えば、地方分権が進展を見せている国で、政策・計画の達成と農村部住民の生活向上のリンク構築のため、「中央政府＝政策との整合性のあるモニタリングや案件終了後のモデルの波及、地方政府＝実施主体、農村＝主体的な受益者」という図式が成り立つ案件</li> </ul>
成果や効果に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>自立発展性のある案件 1：ソフト（政策支援、組織・制度強化など）とハード（流通施設、灌漑施設、農村道路などのインフラ整備）とのバランスの取れた案件（終了後を見据えた案件）</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自立発展性のある案件 2：案件終了後、対象地域で入手可能な資源を活用して活動が継続できるような案件（相手の能力、機能・役割などに見合った案件）</li> <li>・ モデル性のある案件：モデルとして波及が期待できる案件（中進国では、周辺国への波及を含めたモデル性のある案件）</li> <li>・ 投入が少ないが、効果（インパクト）を期待できる案件</li> <li>・ 「終了できる」案件：フェーズ2やフォローアップを検討しなくても良い案件</li> </ul>
形成プロセスに関するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過去の教訓を踏まえた案件</li> <li>・ 多様な視点から多くの関係者と透明性の高い議論をして形成された案件</li> <li>・ 相手国関係者への日常的な働きかけを通じて形成された案件</li> </ul>

注： 調査団が聞き取りをした本部職員の個人的な見解に基づくもので、JICAの統一的な見解ではない。

出所： JICA本部での聞き取りに基づき調査団作成。

（４）JICA 本部での聞き取りによって、本部の担当者は要請案件調査票を検討する際に、表 3 - 4 に示すような情報を求めていることが明らかになった。これらの情報は、1) 案件の内容・実施方法に関するもの、2) 相手国の事情に関するものおよび 3) 日本側の事情に関するものに大別される。これらの情報には、案件採択後の事前評価調査で収集すべき情報も含まれている。しかし、在外事務所員がコンサルタントやナショナルスタッフを活用して、これらの情報を概ね収集し、本部から問い合わせがあった時に速やかに回答できるよう参考情報として保有・把握しておくことが望ましいといえる。

表 3 - 4 本部における要請案件調査票検討に必要なとされる情報<sup>(注)</sup>

1. 案件の内容に関する事項	本部が求める情報
案件の背景と問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相手国の社会・経済開発における農業・農村開発の役割は何か（「2. 相手国の事情に関する事項」の「政策・開発計画」とも関連する）。</li> <li>・ プログラムの他案件（プロジェクトや活動）との相互補完性はあるか。</li> <li>・ 農家経営（営農）の視点から問題分析がなされているか。</li> <li>・ 案件の形成・立案・評価に必要な統計、地図、参考資料などは収集可能か。</li> </ul>
活動や実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 想定される対象地域の住民に広く裨益するための活動や実施方法が検討されているか。</li> </ul>
対象地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象地域は適切か（例えば、連邦制の国では複数州にまたがるような案件は避ける）。</li> </ul>
類似案件からの教訓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過去あるいは現在、同国内・対象地域で JICA あるいは他ドナーによって類似案件は実施されていないか。</li> <li>・ それらの類似案件のレビューから導き出される教訓は何か。</li> </ul>
他ドナーとの重複・連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他ドナーの協力と重複している際には JICA が協力する意義は何か。</li> <li>・ そのドナーと連携（補完、棲み分けなど）する可能性はあるか。</li> <li>・ （例えば、援助協調が進展している場合）JICA が当該案件を実施することは可能か。</li> </ul>
相手国政府との合意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目的、活動内容、投入、実施方法、実施時期などに関して相手国政府・実施機関と合意しているか。</li> </ul>
2. 相手国の事情に関する事項	本部が求める情報
政策・開発計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相手国の上位計画や分野の開発計画と整合しているか。</li> <li>・ 活動内容や投入は相手国の政策に沿ったものであるか。</li> </ul>
実施機関 (カウンターパート機関)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の実施機関と比較した結果、機能・役割、能力などは適切か。</li> <li>・ 市場経済化、民営化や分権化が想定実施機関の役割にどのような影響を及ぼしているか。</li> <li>・ 相手国の政策や上位計画に明示されていない実施機関の優先課題に対応しているか。</li> <li>・ プロジェクトの終了後、その成果を C/P 機関によって他の地域に波及させることは可能か（自立発展性を確保できるだけの機能と能力を持つ実施機関か）。</li> </ul>

財政事情	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相手国の財政事情（ローカルコスト負担能力）に見合った規模であるか。</li> <li>・ 相手国の予算（特に経常経費）を確保できるか。</li> </ul>
案件形成・承認のプロセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相手国政府（実施機関、援助窓口機関など）に常時働きかけを行なっているか。</li> <li>・ JICA による採択後にどのような手続きを経て実施に至るのか。</li> <li>・ 案件実施に影響を与え得る法律、財政状況などに関して注意すべき点はあるか。</li> </ul>
対象地域・受益者の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 想定される受益者はどのような人々か（必要に応じて「貧困層」の定義も示す）。</li> <li>・ 対象地域の主要な生計・生活手段は何か。</li> <li>・ 対象地域や受益者のニーズは何か（案件はそれに適合しているか）。</li> <li>・ 対象地域の人々に広く裨益するか（例えば、裨益を妨げるような社会関係はないか）。</li> <li>・ 受益者が案件をどのように捉え、採択後はどのような共同体制を構築できるのか。</li> <li>・ 現地の状況（例えば、社会・経済・行政構造、自然環境、治安状況など）はどうか。</li> </ul>
3. 日本側の事情に関する事項	本部が求める情報
援助方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国別援助計画や国別事業実施計画と整合しているか。</li> <li>・ JICA の方針（特に「貧困削減」と「人間の安全保障」）に対応しているか。</li> <li>・ 現地 ODA-TF やセクター・ワーキンググループが策定した対処方針やセクタープログラムに基づいているか。</li> <li>・ 当該在外事務所の重点分野と一致するか。</li> <li>・ 「課題別指針」や「効果的アプローチ」を踏まえているか。</li> </ul>
JICA の予算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域部から通知している予算に関する情報を反映しているか。</li> <li>・ 予算制約を踏まえて案件の優先順位付けがなされているか。</li> </ul>
援助方針以外の政策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本農業へのブーメラン効果を考慮しているか。</li> </ul>

注： 調査団が聞き取りをした本部職員の個人的な見解に基づくもので、JICAの統一的な見解ではない。

出所： JICA本部での聞き取りに基づき調査団作成。

#### 4. バングラデシュ・モデルの概要と案件発掘・形成における意義

（1）バングラデシュ・モデルではバングラデシュを取り巻く援助環境に対応するため、「選択・集中・連携」を通じて、日本側が抱える援助の制約要因を克服し、より一貫性、一体性の高い援助を目指している。その基本方針は表 4-1 のとおりである。

表 4-1 バングラデシュ・モデルの「選択・集中・連携」

選択	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本政府のバングラデシュ国別援助計画および対バングラデシュ援助実績、バングラデシュ政府の開発計画、他の援助国・機関の活動状況等を勘案して、わが国援助の 5 つの最重点セクターと 5 つの重点セクターを選択する。</li> </ul>
集中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 援助の効果、効率を高めるため、援助の投入、担当官の配置、援助協調等に関し最重点・重点セクターにリソースを集中する。</li> <li>・ さらに、各最重点・重点セクターにセクター・ワーキンググループを設置して当該セクターに関する知見の共有と組織的な蓄積を図る。</li> <li>・ 各セクターにおいてはわが国援助のプログラム化を図り、わが国援助の一貫性、一体性を高める。</li> </ul>
連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大使館、JICA および JBIC 事務所 3 者よりセクター・ワーキンググループに組織横断的に担当者を配置する。</li> <li>・ また、バングラデシュ政府との協議や、PRSP、SWAp をはじめとする援助協調等に 3 者合同で対応する。</li> <li>・ さらに、「バングラデシュ開発援助勉強会」を通じ日本の NGO、企業との連携、連絡を強化する。</li> <li>・ ウェブサイト、メーリングリスト等を活用し、情報の共有と外への情報発信を図る。</li> </ul>

出所： 在バングラデシュ日本大使館 <http://www.bd.emb-japan.go.jp/col1ab1.htm>。

- (2) その活動の特徴は、第1に、大使館、JICA および JBIC の連携に加え、他の日本人援助関係者との情報共有と意見交換を行なっていることである。第2に、バングラデシュの開発計画(1-PRSP)に沿って最重点、重点セクターを設定していることである。第3に、最重点、重点セクターにセクター・ワーキンググループを組織し、最重点セクターでは、セクタープログラムを作成していることである。第4に、セクター内の案件の相関図を作成することで、案件間の相互関係を把握する一方、ローリングプランの作成を通じて、新規案件の投入のタイミングや予算枠を明確にするための作業を進めていることである。
- (3) 2005年3月までにバングラデシュ・モデルの農業・農村開発セクターにおいて達成された主な成果として、表4-2に示す諸点があげられる。

表4-2 バングラデシュ・モデル 農業・農村開発セクターにおける成果のまとめ

選択	<p>主要コンポーネントの絞込み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>セクター・ワーキンググループ(SWG)によって明らかにされた「低い農業生産性と農村地域の経済貧困」、「脆弱な農村基盤」、「ローカルガバナンスの脆弱と住民エンパワメントの必要性」という課題を踏まえ、「所得・生産性向上」、「農村基盤整備」、「ローカルガバナンス・住民エンパワメント」を主要コンポーネント(セクター内の重点分野)に設定</li> <li>これまでの日本の援助の妥当性を検証することを目的に、既存プロジェクトを整理</li> </ul>
集中	<p>上記コンポーネントに資源を集中</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>セクター全体としての一貫性や一体性を高めるため、既存プロジェクト間の関連性を検証し、主要コンポーネントごとに現在実施中および今後5年間に実施を計画する案件を検討</li> <li>新規投入時期や予算を把握するため、セクタープログラムに基づくローリングプランの試行的作成(2005年3月現在作成中)</li> </ul>
連携	<p>大使館・JICA・JBICの3者間の連携、政府との協議、他ドナーとの協調</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>SWGに3者から担当者を配置し、その他関係者を含めた形で組織横断的な議論の活性化</li> <li>LGEDへの農村(基盤)開発アドバイザー派遣およびJICA事務所への農村開発プログラム調整員の配置により、上記の主要コンポーネント間の連携促進</li> <li>日本人援助関係者との情報共有・交換の場としてのバングラデシュ開発勉強会を開催</li> <li>(農業・農村開発セクターでは、組織横断的な議論と開発勉強会の開催に特に熱心である)</li> <li>セクタープログラムの英語版を作成して(2005年3月現在改訂版を作成中)、バングラデシュ政府や他ドナーに対する日本の方向性の明示</li> <li>ホームページやメーリングリストによる情報共有促進</li> </ul>

出所：在バングラデシュ日本大使館、JICA バングラデシュ事務所、JBIC ダッカ駐在員事務所「バングラデシュ国 農業・農村開発セクタープログラム(案)」(2004年度用最終草稿、2005年1月19日)および現地調査結果に基づき調査団作成。

- (4) 上述の基本方針を推進していくためには、異なった組織間での調整が必要である。こうした調整が円滑に行われるためには、関係者がそのコストに見合うだけのメリットを見出していること、連携するインセンティブが明確であることが特に重要であると考えられる。バングラデシュ・モデルのメンバーにとっては、幸いに次のようなメリットやインセンティブがあるがゆえに、組織間の調整が進展したと考えられる。

<ul style="list-style-type: none"> <li>それぞれのメンバーが異なった組織の人々と議論することによって、多様な視点から案件の形成や計画ができるようになる。</li> <li>平等な立場での議論という点が重視されているために、議論が有意義で快適に感じられる。</li> <li>担当する案件が他の案件と連携することによって「より良い成果をあげることができる」、「より高い評価を得ることができる」という点が明確になる。</li> <li>現場主導という日本政府の方針を受け入れるだけの「問題意識」が多くのメンバーに共有されている。</li> <li>バングラデシュ・モデルが日本の援助関係者の中で注目されており、その一員であるという一種の社会的満足感を持つことができる。</li> </ul>
--

(5) バングラデシュ・モデルや農業・農村開発 SWG は現在、現地 ODA-TF の方針策定における JICA の経験・知見の反映、その方針の JICA の活動を通じた相手国政府や他ドナーへの発信、そしてより幅広い意見を求めるための開発援助勉強会の開催などの活動が定着しつつあるという状況である。

(6) 第3章に述べたように、JICA 本部での聞き取りでは、案件検討に必要な情報が収集されている（かつ本部の求めに応じて提示可能である）ことが重要であると繰り返し指摘された。バングラデシュ・モデルでは、内外の援助関係者との積極的な情報共有と意見交換を通じて、セクタープログラムと整合する案件の発掘・形成に努めると同時に、個々の所員が行うには限界のある情報収集活動を行うことで、本部が求める要請案件調査票への対応が可能となっているといえる。

## 5. 農業・農村開発分野における案件発掘・形成に係る教訓および提言

(1) バングラデシュ・モデルから得られる農業・農村開発分野の案件の発掘・形成に係る教訓は、以下のように整理される。これらの教訓は、他国の農業・農村開発案件の採択率の向上にも資するものと考えられる。この中でも、セクタープログラムの策定が案件発掘・形成の要諦であると考えられる。

表5-1 バングラデシュ・モデルから得られる他国へ応用可能な教訓

教 訓	概 要
5.1.1 最重点分野の設定とセクタープログラムの策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ バングラデシュの現地 ODA-TF では、日本側援助資源の規模と全体的な開発ニーズに照らして、最重点分野と重点分野を設定し、セクター・ワーキンググループが最重点分野のセクタープログラムを策定している（「選択と集中」）。そして、セクタープログラムをもとに案件の相関図やローリングプランの作成を試行的に進めている。</li> <li>・ これらをもとに案件を発掘・形成することで、「案件の論理的整合性」を高め、豊富な背景情報に裏付けられた説得力のある要請案件調査票の作成が可能となる。</li> </ul>
5.1.2 日本側関係者による連携と透明性の高い議論	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地 ODA-TF の方針と整合性のある案件は、JICA 本部に対しても説得力を持ち、その結果、JICA 内部での A/B 評価に結びつく可能性が高い。また、個々人の高い問題意識に基づく現地 ODA-TF における議論は、視点の多様化を意味すると同時に、参加者の間に「オールジャパン」として案件を形成しているという一体感を生み出す要素ともなる。</li> <li>・ そうした効果は、議論に透明性と参加者相互の信頼感、そして立場にこだわらない平等性があった始めて期待できる。一部の意見が偏重されることなく論理的な議論が展開されるために、現地 ODA-TF 会合での議論の内容は極力公開されるべきである。</li> </ul>
5.1.3 相手国の農村社会・経済事情に関する豊富な知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ バングラデシュの現地 ODA-TF において農業・農村開発セクタープログラムの策定が実現した背景の1つには、JSRAD、JSRDE、PRDP のように長期にわたる取り組みによって蓄積されたバングラデシュの農村社会・経済や行政機構に関する豊富な知見がある。</li> <li>・ セクタープログラム策定における現場経験や知見の有効活用には、農業・農村開発セクター・ワーキンググループのリーダーあるいは調整役としての JICA 企画調査員による関係者間の有機的な連携や透明性の高い議論の促進に加えて、参加型農村開発行政アドバイザーとして BRDB に赴任している専門家に代表される有識者のセクター・ワーキンググループへの巻き込みも重要な要素である。</li> </ul>
5.1.4 相手国実施機関の機能・能力の把握と関係構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施機関の機能や能力は一般に、組織再編や担当者の異動などに応じて変化する。近年、特に、農業・農村開発分野では、市場経済化、民営化、地方分権化などの影響で、組織再編の動きが顕著であり、留意すべきである。変化を見極めるためには、相手国政府関係者を通じた情報収集が欠かせない。</li> <li>・ 想定される実施機関が財政面、人材面で悩まされている状況の中で実施される案件も多く、自立発展性の面で問題が見られる場合がある。もし実施能力に問題があると判断された場合には、案件の目的を体制の構築、機能強化、職員の能力向上などにするか、あるいは実施機関の見直しや案件規模の縮小など、案件の枠組みを再検討するこ</li> </ul>

	<p>とが必要である。案件の発掘・形成は、実施機関の能力向上のプロセスとしても位置づけることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業・農村開発分野では、多種多様なニーズがあることに留意する必要がある。したがって、実施機関の所掌範囲を明確にし、どこまでが実施可能かを見極めることが重要である。</li> </ul>
5.1.5 他ドナーとの継続的な情報交換	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統一的な目標に向かって援助協調が進展している状況では、日本がドナーとしてできることを、相手国政府のみならず他ドナーに対しても継続的に発信して理解と支持を得ることが、効率的・効果的に活動を行うための一要件である。</li> <li>・ ドナー社会において日本/JICAの役割を確立することは、近年の援助環境の変化にも適合できる案件の発掘・形成につながる。</li> </ul>

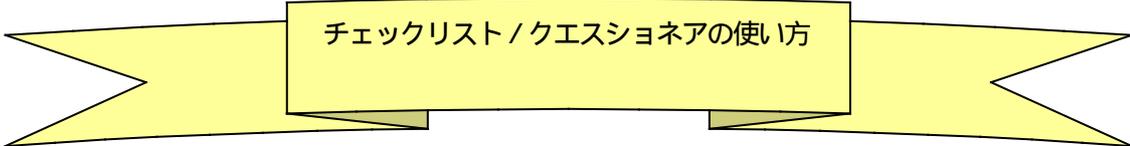
出所：調査結果に基づき調査団作成。

(2) 上述の要請案件調査票検討の視点およびバングラデシュ・モデルから導き出される教訓を踏まえて、今後、在外事務所が、本部と共同して農業・農村開発案件を効果的に発掘・形成していくために、表5-2に示す4点を提案する。

表5-2 農業・農村開発分野における効果的な案件発掘・形成に向けた提言

提言	関連するバングラデシュ・モデルの教訓	要 点
方針策定に係る提言		
5.2.1 農業・農村開発分野における「優良案件」の再定義	5.1.1 最重点分野の設定とセクタープログラムの策定 5.1.2 日本側関係者による連携と透明性の高い議論	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農村開発部が考える「優良案件」の定義の在外への提示</li> <li>・ 農村開発部の対応範囲の明確化</li> </ul>
5.2.2 要望案件の論理的整合性の強化	5.1.1 最重点分野の設定とセクタープログラムの策定 5.1.2 日本側関係者による連携と透明性の高い議論 5.1.3 相手国の農村社会・経済事情に関する豊富な知見の活用 5.1.4 相手国実施機関の機能・能力の把握と関係構築 5.1.5 他ドナーとの継続的な情報交換	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本部が定義する「優良案件」を踏まえた在外での最適化（案件の論理的整合性の確立）</li> <li>・ 対象地域のニーズの発掘</li> <li>・ 相手国の開発の方向性の把握</li> <li>・ 実施機関の機能と能力に基づく「実現可能なニーズ」の把握</li> <li>・ 現地の援助潮流（例えば、援助協調）への対応を通じた案件の戦略的位置づけの明確化（セクタープログラムの策定）</li> <li>・ 在外関係者、相手国政府実施機関、他ドナーなどによる上記に係る情報共有と意見交換の推進</li> </ul>
体制に係る提言		
5.2.3 在外事務所員に対する本部の支援	5.1.2 日本側関係者による連携と透明性の高い議論 5.1.4 相手国実施機関の機能・能力の把握と関係構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本部からの継続的な情報発信と支援</li> <li>・ 要請案件調査票記載に係る「良い/悪い要請案件調査票」の提示と留意点のチェックリスト化</li> <li>・ 農業・農村開発に関する知見の蓄積が少ない在外事務所への広域専門員や技術審議委員会による支援</li> <li>・ 案件発掘から終了まで一貫した参加の促進</li> </ul>
5.2.4 外部人材の活用と形成・実施一体化の促進	5.1.2 日本側関係者による連携と透明性の高い議論 5.1.3 相手国の農村社会・経済事情に関する豊富な知見の活用 5.1.4 相手国実施機関の機能・能力の把握と関係構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在外事務所規模に見合った重点分野と課題の設定</li> <li>・ 外部人材のより有効な活用</li> <li>・ プロジェクト形成から実施の一貫性と案件形成から実施開始までに要する時間とコストの削減（外部人材の一貫した活用によるコスト・パフォーマンスの向上）</li> </ul>

出所：調査結果に基づき調査団作成。


 チェックリスト/クエスショナアの使い方

## 1. チェックリストの目的と概要

### (1) 目的と使われ方

- ・「採択につながる要請案件調査票」作成のための日頃の情報収集及び調査票記載段階での留意点を提示する。
- ・相手国に何らかのニーズがあり、そのニーズが相手国政府の要請書として申請された場合に、この要請書をチェックし、JICAの「要請案件調査票」に記載する際に用いる。
- ・チェックリストはどのようなタイプの案件にも対応出来るように網羅的に項目を掲載したものである。そのため、案件によっては必ずしも留意する必要のない項目もあり、使用にあたっては必要事項を選択して使用する。

### (2) チェックリストの構成

チェックリストは「1.要請案件調査票作成のためのチェックリスト」と「2.案件形成に必要な情報収集のためのチェックリスト（ニーズ別）」から構成される。

- 1) 「1.要請案件調査票作成のためのチェックリスト」（以下、「**要請案件調査票チェックリスト**」）は **要請案件調査票**の「現状と問題点」から「その他」にいたる項目ごとに、一般的な「記述にあたっての確認項目<sup>1</sup>」を示す。
- 2) 「2.案件形成に必要な情報収集のためのチェックリスト（ニーズ別）」（以下「**情報収集チェックリスト**」）は、農業・農村開発分野における特定テーマ毎（例：食料流通機能の整備）に調査項目例をリストアップしたものである。各テーマ（チェック項目）は「開発課題に対する効果的アプローチ<農業開発・農村開発>」の開発課題体系全体図の「中間目標」ならびに「中間目標のサブ目標」に基づき、一部項目を補足して設定した。

### (3) チェックリストと指針本編（調査パイロット国のみ）との関係

上記2つのチェックリストについて、「**要請案件調査票チェックリスト**」は特に本部に提出する「要請案件調査票」の作成時に用いる。その一方で、「**情報収集チェックリスト**」は優良案件を形成するために、日頃から関係者へのインタビューや、現地視察等を通じた情報収集を行う際に用いる。

また、得られた情報等を基に相手国関係者等と案件の内容について協議することが重要であり、日頃から協議するにあたって留意すべき当該国特有の点を、指針本編の第5章「5.案件形成上の留意点」に記載した。チェックリストと合わせて「要請案件調査票」を作成する際に参考にしていきたい。

<sup>1</sup> 確認項目は、本調査における「案件形成上の留意点」ならびに「バングラデシュ・モデル」調査から得られた各種情報（「本部における要請案件調査票検討の視点」、「優良案件の定義」、「要請案件調査票検討に必要とされる情報」）に基づいて整理したもの。

<sup>2</sup> 国際協力機構 国際協力総合研修所「開発課題に対する効果的アプローチ<農業開発・農村開発>」2004年8月参照。

## 2. チェックリストの使い方<sup>3</sup>

相手国関係機関より案件の要請があった場合、最初に下記（A1）～（A3）の条件を満たすかどうかをチェックする。条件を満たされている場合、以下の B.「要請案件調査票作成のためのチェックリスト」と C.「情報収集チェックリスト」（前述のとおり日頃から情報を収集しておくことが重要である）を用いて要請案件調査票を作成する。条件を満たさない場合は、相手国政府にその旨を伝えて要請内容の再検討を依頼する。

### A.条件

- （A1）相手国の要請内容を検討し、現地 ODA タスクフォース等が定めた方針や、我が国の協力重点分野に当てはまるかどうかを検討する。当てはまらない場合は、相手国関係者にその旨を説明し、我が国の方針にあった案件要請を提出するように伝える。
- （A2）他ドナーやJBIC などの過去もしくは実施中の案件と競合がないか検討する。同時に JICA 既存案件の情報も確認する。競合案件がある場合は相手国政府に採択しない、あるいは別の案件（例：要請の所期の目的を達成するための別のアプローチ）を形成する旨通知する。
- （A3）JICA のスキームに適しているかどうかを確認する。スキームにあっていない場合は、他のドナーに要請するか、あるいは JICA のスキームに合うように案件の再形成を依頼する（例：農家グループが運営する信用組合への資金援助の要請があった場合、資金援助は出来ないが、組合の能力向上に係る技術移転及びそれに関連する資機材の提供は可能である旨連絡する等）

上記(A1)～(A3)の前提条件を満たしていることを確認したうえで、チェックリストを以下のように用いて要請案件調査票を作成する。

### B.「要請案件調査票作成のためのチェックリスト」

- （B1）相手国からの要請内容を要請案件調査票の項目に沿って分類する。
- （B2）分類後、「要請案件調査票作成チェックリスト」の「記述に当たっての確認事項」を参考に記載する。記載された項目に関するすべての情報を収集しなければならないということではなく、その国の事情や案件内容に応じて関係のある、あるいは必要と考えられる項目を抜きだして活用する。情報が不足している項目については、「指針案」（本編）記載情報の活用、あるいは同リストの「情報の収集方法/対応方法」を参考にして必要情報を入手する。同リストの「チェックリスト対応」に「情報収集チェックリスト」の関連項目番号が記載されている場合は、それも参考にしつつ情報を収集する。情報収集段階で相手国関係者と日本との間で認識の不一致がないかもチェックする。認識の不一致などがあった場合は、「情報の収集方法/対応方法」を参考にして協議する。
- （B3）記載されていないと JICA 本部における案件の採否検討が困難な項目には をつけた。以外の項目については、要請案件調査票には精緻な情報を記載できなくとも、本部の照会に速やかに回答できるよう情報を収集しておくことが望ましい。

### C.「情報収集チェックリスト」/クエスショナ

- （C1）「情報収集チェックリスト」は相手国の要請活動に関する情報を収集して、プロジェクト活動より具体的に記述するために用いる。同リストの全ての項目について情報収集を行うのではなく、

<sup>3</sup> 本チェックリストは基本的に JICA 在外事務所の担当者が案件の発掘・形成を行う際に用いるものであるが、実際の先方政府への働きかけはオールジャパンで対応することになる。

ショッピングリスト的に要請内容（ニーズ）に合致した項目を選んで用いる。 情報収集は大きく中央政府レベルと、活動が想定されている対象地域レベル（対象地域住民および対象地域を直接管轄する州政府、村役場など）で行うことを想定している。

- (C2) 最初に「情報収集チェックリスト」の中から、相手国の要請内容に関連する「チェック項目」を抽出する。このとき「確認目的」を見て、その調査項目の必要性について確認する。「チェック項目」の選び方がわからない場合や、「確認目的」を読んでもイメージが湧かない場合は、「チェック項目」に該当する「開発課題に対する効果的アプローチ 農業開発・農村開発」の本文を読んで理解を深める。
- (C3) 「調査項目（中央）」と「調査項目（対象地域）」の両方を用いて、要請案件調査票作成のために収集すべき情報を確認する。
- (C4) 収集情報は、「入手先」に記載された機関より入手する。「情報収集チェックリスト」では例として「農業省」「財務省」などを記載してあるが、当該国の事情に合わせて想定される情報入手機関名を各事務所が記載する。その上で調査項目ごとの情報の入手・確認先として適切な機関名に印をつけることにより、担当者が変わっても使えるチェックリストとする。「情報収集チェックリスト」はCD ROM版で配付される予定であり、電子データを用いて選択調査項目を「入手先」毎にソートすることにより、収集・確認情報についてのクエスショネアを入手機関別に作成・活用することも可能である。
- (C5) 上記の作業で明らかになった必要情報を収集するためには、クエスショネア（質問票）を作成する。クエスショネアは個々の案件により様々であり、「情報収集チェックリスト」で示した核となる情報以外にも適宜、調査項目を加える必要がある。その際には既存の同種案件なども参考に質問項目を補足する。補足項目について質問のある場合は、農村開発部の技術審議委員会がアドバイスすることも可能である。調査票作成例として対象（農村）地域の状況を把握するためのクエスショネア例を添付したので、合わせて活用願いたい。
- (C6) 収集情報を要請案件調査票の該当する項目に記載する。
- (C7) 「情報収集チェックリスト」の調査項目には個々の案件を形成するうえで必要と考えられる情報を挙げている。しかしながら、同じ目的の案件であっても、案件の対象地域や受益者の置かれた状況などによって、収集すべき情報は異なる。ここで挙げた調査項目は固定されたものではなく、調査イメージの喚起を助けるためのものである。要請案件調査票記載者は必要に応じて対象地域にも足を運び、想定する活動を実施するために必要な情報を収集する。

### 3. チェックリストの期待される利点

- 1) 本チェックリストは案件の発掘・形成にあたって確認し、要請案件調査票に記載する情報を整理したものであるため、繰り返し活用することで案件の採択につながる要請案件調査票を書くコツを身に付けるきっかけとなることが期待される。また、前述したように作業を通じて在外事務所に経験・情報ともに蓄積されるので、要請案件調査票作成作業の効率化が期待される。
- 2) チェックリストをCD ROM化することにより、次のような利点が考えられる。
  - ・ 情報収集対象者への配布や回答回収後のデータ加工が容易である。このため、データの種類によっては情報入手コストの削減も期待される。
  - ・ データの保存性・検索性が向上し、人事異動時の引継ぎを容易とすることが期待される。

- ・ 必要項目を抽出して使用できる。調査対象の特徴に合わせた質問項目の抽出が容易である。
- ・ 英語、仏語、西語に翻訳するため、ローカルリソース（コンサルタント、NGO、大学等）への現地調査のTOR作成に活用が可能であり、委託作業が容易となることが期待される

#### 4. チェックリストを使うにあたっての留意点

- 1) 本チェックリストは、案件の発掘・形成および実施を担う在外事務所の職員が、農業・農村開発分野の案件を発掘・形成する際の視点と方法を提示するものである。
- 2) 実際に活用するにあたっては、チェックリストの記載事項を念頭に置き、各々の職員がその国における駐在経験を十分に活かしつつ、必要に応じて対象地域にも足を運び、関係者との意見・情報交換を通じて対象地域の現状を把握し、現実的な案件を形成する。
- 3) 案件が採択された後も、その案件が形成の段階で意図したように実施され、対象地域や周辺地域の人々の生計の維持・向上に貢献しているかを検討する際に活用する（例：要望調査段階で得られる「情報収集チェックリスト」の「1-2-1 生産基盤の整備と維持管理」のデータはベースラインデータとなりうる。事業開始後同じ項目のデータの収集・比較することにより、定量的なモニタリング・分析・評価に活用出来る）。
- 4) 案件を形成・実施する過程で在外事務所に蓄積される知見や経験を反映して本チェックリストの項目を適宜改訂し、各国の実情に即したより実用的なものにしていく。

#### 5. その他

- (1) FAOSTAT や World Development Indicators で入手できる国家レベルのデータに関しては「既存情報源」として挙げている。それ以外のデータは、中央レベルでは農業省、財務省、地方分権担当省など、対象地域レベルでは地方自治体、省庁出先機関、住民（農民）組織、農家などにあたってデータの収集を行う。
- (2) 調査に当たっては質問者と回答者で理解に相違がないように基本的な用語に関しては定義を明らかにしておく必要がある。本チェックリストは「開発課題に対する効果的アプローチ<農業・農村開発>」に基づいて作成されており、この「効果的アプローチ」における基本的な用語の定義（5～6 ページと176～182ページ）を参照にする。
- (4) チェックリスト作成にあたって使用した資料
  - ・ 独立行政法人 国際協力機構 国際協力総合研修所「開発課題に対する効果的アプローチ<農業開発・農村開発>」、2004年8月。
  - ・ 国際協力事業団 国際協力総合研修所「開発課題に対する効果的アプローチ<農村開発>」、2002年5月。
  - ・ 独立行政法人 国際協力機構 国際協力総合研修所 金森秀行「調査手法とプロジェクト形成調査（第1稿）」、2004年。
  - ・ 国際協力事業団 農業開発協力部「農村調査の手引書 - 研究・普及連携型農業プロジェクトにおける問題発掘と診断のために - 」、2000年3月。
  - ・ 国際協力事業団「プロジェクト研究 アフリカ農村開発手法の作成 第3年次報告書 本編 アフリカ農村開発手法ガイドライン」、2001年10月。

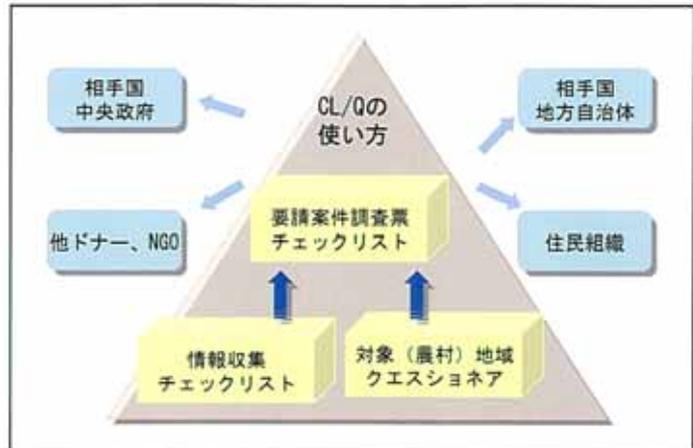
要請案件調査票作成および案件採択のプロセス（主として、技術協力プロジェクトの場合）

月	作 業		備 考
	日本国内	在外	
通年		情報収集と要請書作成の働きかけ	日ごろから相手国関係者への働きかけや情報収集活動を行う。個別専門家や開発調査などを通じ非公式な要請書が提出される。可能性のある案件は本部や外務本省も交え随時検討を行なう。6月以降の要請書作成と要請案件調査票作成に向けた準備を行なう。
6~7	要請案件調査票書式の送付・作成指示		6月に外務本省が在外公館に送付する。手続き上の留意点（例えば、民活技プロなどの新スキームの説明）方針（例えば、在外の意向の尊重など）などを伝達する。
		相手国政府への要請書作成依頼	現地ODAタスクフォースが相手国援助窓口機関や関係省庁に説明を行なう（年次政策協議とは別。提出期限や日本の方針などに関する説明を行なう）
		相手国政府からの要請書提出締め切り	要請書は在外公館へ提出される。
8		要請案件の検討、スクリーニング	現地 ODA タスクフォースが要請案件の検討とスクリーニングを行なう（絞り込みと優先順位付け）
		要請案件調査票作成と提出	在外公館が外務本省へ提出する。提出期限は8月31日。
9~10	要請案件調査票検討		地域部/企画・調整部事業調整第一チームが要請案件をデータベース化したうえで、分野ごとに担当課題部に検討を依頼する。案件が分野横断的な場合、課題部間で協議して担当部を決める。全体的（政策的）な視点に加え、技術的な視点から課題部が地域部とも協議しつつ検討を行なう。JICAとして取りまとめて、外務本省に提出する。
11	第1次各省検討会		外務本省（技術協力課）が案件ごとに関係省庁と個別検討を行なう。JICA からは企画・調整部事業調整第一チームおよび地域部が必要に応じて参加する。課題部は関係する案件の検討時に、オブザーバーとして参加する。
11~12	早期通報		外務本省が在外公館に検討結果を通報する。
		早期通報	在外公館が相手国政府に検討結果を通報する。在外公館はA評価案件の国際約束締結の準備を行なう。
12	部内で次年度予算案を作成		12月から2月にかけて作成する。地域ごとの予算配分に基づき課題部でも予算案を作成する。
1	第2次各省検討会		外務本省（技術協力課）が案件ごとに関係省庁と個別検討を行なう。JICA からは企画・調整部事業調整第一チームおよび地域部が必要に応じて参加する。課題部は関係する案件の検討時に、オブザーバーとして参加する。第1次各省検討会で協議されなかった案件やペンディングとなった案件の検討を行なう。
1~2	全体通報		外務本省が在外公館に検討結果を通報する。
		全体通報	在外公館が相手国政府に検討結果を通報する。在外公館はA評価案件の国際約束締結の準備を行なう。
2	部内の次年度予算確定		以上をもとに、各部が予算を最終化する。

出所:国際協力機構 「『バングラデシュ・モデル』および同モデルの他国の案件発掘・形成手法への応用性に関する調査報告書」 2005年8月

農業・農村開発分野の調査分析手法（チェックリスト）の構成

「1. 要請案件調査票作成のチェックリスト」を用いて、「2. 案件形成に必要な情報収集のためのチェックリスト（ニーズ別）」と「3. 対象（農村）地域把握クエスショナ例」の関係項目も参考にしながら、要請案件調査票を作成する。なお、これらのチェックリストは日頃から案件の形成に向けた情報収集や、関係者（中央、対象地域）との協議の際にも活用する。



両チェックリストとクエスショナ例の構成は以下のとおりである。

1. 要請案件調査票作成のためのチェックリスト
- 要請案件調査票 1
- I. 現状と問題点
  - II. 我が国援助方針との整合性
  - III. 案件概要
    - 1) 上位目標
    - 2) 案件の目標
- 要請案件調査票 2
- 3) 成果
  - 4) 活動
  - 5) 投入
  - 6) 外部条件
  - 7) 協力期間
  - 8) 実施体制
- 要請案件調査票 3
- 関連する援助活動
  - ミレニアム開発目標との関連
  - 我が国重要課題との関連
  - ジェンダー配慮について
  - 類似案件からのフィードバック
  - 裨益グループの種類と現状（人数、人口）
  - 治安状況
  - その他

2. 案件形成に必要な情報収集のためのチェックリスト（ニーズ別）
- 0. 基本項目
  - 1. 持続可能な農業生産
    - 1-1 マクロレベルでの農業政策立案・実施能力の向上
    - 1-2 農業生産の拡大と生産性の向上
    - 1-3 輸出促進策の強化
    - 1-4 環境配慮の向上
    - 1-5 農業関連高等教育の強化
  - 2. 安定した食料供給
    - 2-1 食料需給政策の策定
    - 2-2 食料流通機能の整備
    - 2-3 輸入体制の整備
    - 2-4 援助食料の適性な利用
  - 3. 活力ある農村の振興
    - 3-1 農村振興関連政策の促進
    - 3-2 農外所得の向上
    - 3-3 農産品加工業の振興
    - 3-4 農村インフラの整備
    - 3-5 農村環境の保全
    - 3-6 生活改善の推進
    - 3-7 村落共同体活動の推進
    - 3-8 住民の保健水準の向上
    - 3-9 住民の教育水準の向上

3. 対象（農村）地域把握クエスショナ例
- (1) 自然資本
  - (2) 社会資本
  - (3) 人的資本
  - (4) 物的資本
  - (5) 金融資本

# 1. 要請案件調査票作成のためのチェックリスト

要請案件調査票作成の際に確認すべき事項を示す。これらすべての項目に関する情報を収集しなければならないということではなく、その国の事情や案件内容に応じて関係のある、あるいは必要と考えられる項目を抜き出して情報収集時に活用する。

記載されていないとJICA本部における案件の採否検討が困難な項目には をつけた。 以外の項目については、要請案件調査票には精緻な情報を記載できなくとも、本部の照会に速やかに回答できるよう情報を収集しておくことが望ましい。

記述に当たっての確認事項		日頃からの情報の収集方法/対応方法	「案件形成に必要な情報収集のためのチェックリスト(ニーズ別)」の対応項目
<b>要請案件調査票1</b>			
<b>・現状と問題点</b>			
	相手国の社会・経済開発における農業・農村開発の役割について書かれているか	・現地のリソースパーソンを把握し、案件発掘時に意見聴取する	A2 ~ A4
	問題の背景が相手国の開発計画・政策との関連で明確に位置づけられているか	・現地ODA タスクフォースメンバー、それ以外の関係者の幅広い視点から案件の妥当性を確認する	A4 B1 01 ~ 02
	国家開発計画などの相手国の上位計画における問題の位置づけ	・相手国政府との定期会合を通じた双方の方向性の合意	
	PRSPなど国際機関との取り決めにおける問題の位置づけ	・PRSP 等相手国の主要政策を踏まえたセクタープログラム策定協議に参加	
	市場自由化、民営化、地方分権化、自由貿易協定など政治・経済環境の変化と問題との関係	・現地ODA タスクフォースメンバー、それ以外の関係者の幅広い視点から案件の妥当性を確認する	
	プロジェクトで対応する問題が対象地域住民(ジェンダー的な要素を含む)の視点も踏まえて記述されているか	・JICAプロジェクトの活動を広く公開することにより、広い視点から案件の妥当性を確認する	・A1 ~ A3 ・P3 ・「対象(農村)地域把握クエスショナア例」の活用
	対象地域の農村社会構造、社会制度から見た問題の把握 (*把握のための調査がもたらす住民への負担ならびに住民からの過度な期待を防ぐために、ある程度対象地域が確定してから行う)	・PCM、PRA等を用いて農村社会構造、制度を把握	
	対象地域の共同体や住民組織などによる自然資源(土地、森林、草地、水等)の保全・管理方法を踏まえた問題の把握 (*把握のための調査がもたらす住民への負担ならびに住民からの過度な期待を防ぐために、ある程度対象地域が確定してから行う)	・対象地域における既存協力機関へのインタビュー ・対象地域で参与観察等を長期間行っている研究があれば、その成果の反映	
	直接的受益者とその他の農村居住者の経済的・社会的なリンクの把握 (*把握のための調査がもたらす住民への負担ならびに住民からの過度な期待を防ぐために、ある程度対象地域が確定してから行う)	・対象地域における既存協力機関へのインタビュー ・対象地域で参与観察等を長期間行っている研究があれば、その成果の反映	
	利用可能な行政サービスの機能も考慮した問題の把握	・対象地域の行政機関と住民へのインタビュー	
	問題点の緊急性・優先性が示されているか(優先課題の絞り込みができていないか)	・相手国政府による地域の優先順位を確認したうえで、対象地域でPCM、PRA手法等を用いて分析を行う	(案件内容により関係情報を収集)
	貧困層など重要な概念の定義がなされているか		
<b>・我が国援助方針との整合性</b>			
	我が国の援助方針(外務省の国別援助計画、JICAの国別事業実施計画、ODAタスクフォースの方針など)に対応しているか	・相手国関係者に論理的に日本の方向性(セクタープログラムをもとにした案件採択基準)を提示し、優先順位に理解を得る。 相手国に日本側の実施機関の役割を周知する。	A5 U1 ~ W3、u1-1 ~ w3-2
	現地ODAタスクフォースの策定した農業・農村開発プログラムやJICAの既存プログラムがある場合、プログラム内の他案件(プロジェクトや活動)との相互補完性はあるか	・ODAタスクフォース内での議論(一人の視点ではなく、多くの意見をもとに確認する)。 ・本部との情報共有を担当レベルで活発に行なう。	
	「課題別指針」や「開発課題に対する効果的アプローチ<農業開発・農村開発>」を踏まえているか		
	相手国のニーズに適したJICAのスキームが選択されているか		
	日本農業へのブーム効果のない案件か		
<b>・案件概要</b>			
<b>1) 上位目標: 協力終了後に達成が期待される目標</b>			
	案件の目標を達成することで実現可能な上位目標であるか	・相手国政府との定期会合を通じた双方の方向性の合意	B1
	国家開発計画などの相手国の上位計画と整合性があるか	・PRSP 等相手国の主要政策・上位計画の把握	B1、A4
	PRSP、セクタープログラムなど国際機関と取り決めた方向と整合性があるか	・ドナー会合における協議	B1 A5
	相手国における市場自由化・民営化・地方分権化、自由貿易協定の動向などの進捗状況と整合性が保たれているか	・関係省庁におけるインタビュー ・他ドナーやNGOへのインタビューを通じた現状把握	H1 ~ H4、L1 ~ L5 01 ~ 02
	貧困削減や環境保全など包括かつ普遍性を持った目標か	・PRSP 等相手国の主要政策・上位計画の把握	A5
	モデルとしての波及性を考えた目標になっているか	・PRSP 等相手国の主要政策・上位計画の把握	E1 ~ E3、B4、B1

記述に当たっての確認事項		日頃からの情報の収集方法/対応方法	「案件形成に必要な情報収集のためのチェックリスト(ニーズ別)」の対応項目
<b>2) 案件の目標: プロジェクト終了時の達成目標(アウトカム): 現在の状態がプロジェクトの実施によりどのような状態に変わるか</b>			
	案件の背景、問題、目標および目標を達成する道筋(ロジック)が明確であるか	・相手国関係者に論理的に日本の方向性(セクタープログラムをもとにした案件採択のクライテリア)を提示し、優先付けの結果に理解を得る	
	要請書の内容(目的)と住民のニーズが一致しているか	・対象地域の行政機関と住民へのインタビュー	(案件内容によって異なる) ・「対象(農村)地域把握クエスショナ例」の活用
	裨益者が明確であるか	・対象地域の行政機関と住民へのインタビュー	(案件内容によって異なる) ・「対象(農村)地域把握クエスショナ例」の活用
	実施機関の能力や役割、協力期間に見合った波及効果が想定されているか	・関係省庁におけるインタビュー 他ドナーやNGOへのインタビューを通じた現状把握	A4、B1~B4、E1~E3
	終了後の成果の活用について明示されているか	・相手国政府との定期会合を通じた日本側、相手国側双方の方向性の合意	
<b>要請案件調査票2</b>			
<b>3) 成果: プロジェクト目標を達成するために実現すべき短期的目標(活動実績/アウトプット)</b>			
	活動の成果が積み重なって、案件目標が達成され自立発展性があるか フェーズ2やフォローアップを前提としない活動実績が想定されているか		B1~W3
	実施機関の能力や機能、役割などに見合った成果が想定されているか	・優良事例(NGOや住民組織自身のプロジェクトも含む)から得られる教訓の反映	A4、B1~B4、E1~E3
	日本農業へのブーメラン効果のない案件か		
	ソフトとハードとのバランスに配慮した成果が想定されているか		B1~W3 (案件内容によって異なる)
	投入に見合った活動成果が想定されているか		
<b>4) 活動: 上位目標(政策)と裨益者(住民の生活向上)とのリンクを作るために、JICAが何をすべきかを明示する</b>			
	活動から目標実現に至る道筋(ロジック)が明確であるか	・既存の協力や研究蓄積の教訓を学ぶ	
	要請案件をODAにより実施する意義が明示されているか	・周辺地域へも波及しうる面的な広がり、様々な関係者への働きかけの有無(地方行政や流通業者も含む) ・その国における対象地域の位置づけの明示(例: 貧困地域など) ・既存の協力や研究蓄積を活用 当該分野における民間部門の活動を疎外しないか	A4、E1~F3、L1~L5 A2
	相手国の発展の度合いを考慮した協力内容であるか		
	適切な実施機関の選定: 実施に必要な人材、予算を確保しうる行政機関(中央ならびに対象地域)があるか、行政のかわりにサービスを提供する民間組織あるいは住民組織があるか等、相手国の事情をよく勘案してプロジェクトに適切な実施機関を選定	・他の類似機関との比較 ・実施機関候補について複数の他ドナー/NGOに実施能力・体制の確認	B1、B2、B4 E1~E3 F1~F3 O1、O2
	地方分権化の進展度: 進んだ国では実施機関は中央政府でなく地方自治体も検討されているか。そこには地方自治体の能力強化コンポーネントが含まれているか		A4
	所得水準も踏まえた案件規模の検討: JICAの予算規模、相手国の負担能力に応じた案件規模が検討されているか	JICA本部の方で7月上旬を目処(17年度見込み。今後の年度分については毎年本部に要確認)に、要望調査分に配分出来る次年度予算の目安額を設定されるのでそれを参考にする	A2~A3
	産業構造: 高度化した国では、必要とされる特殊な分野/技術の農業普及への対応が検討されているか	・マクロデータ分析	A2 D1~D2
	市場の開放度: 高い場合は国際競争力のある作物の導入が検討されているか	・マクロデータ分析 ・制度の把握	H1~H4
	協力形態: 単独協力、セクタープログラムの枠の中で他ドナー等との連携の模索など。民間部門が強い国では民間部門との連携の可能性も検討されているか	・関係省庁におけるインタビュー ・他ドナーやNGOへのインタビューを通じた現状把握	A5
	モデル性: 中進国では周辺国への波及性も含めたモデル性のある案件であるかも考慮されているか(広域協力や第3国への専門家派遣なども考)		
	技術的に可能か(機材が供与される場合、プロジェクト終了後の維持管理が可能か、可能とする体制構築を活動の中に含めているか)		
	援助協調が行なわれている国では、相手国の農業セクタープログラムの内容に沿った活動であるか		A5
	活動内容・スケジュールに即して、JICAが人や予算を手当するに適したスキームが選ばれているか		
	案件の終わり方が明確にイメージできる活動であるか		
	裨益者の活動を支える周辺状況(生計や生業に加え、教育や保健などの生活の要素)についても検討されているか	・PCM、PRA等を用いて農村社会構造、制度を把握	(案件内容によって異なる) ・「対象(農村)地域把握クエスショナ例」の活用

記述に当たっての確認事項		日頃からの情報の収集方法/対応方法	「案件形成に必要な情報収集のためのチェックリスト(二コース別)」の対応項目	
	農村部住民全体に裨益するアプローチであるか	・直接的受益者とその他の農村居住者の経済的・社会的なリンクの把握	・「対象(農村)地域把握クエスショナ例」の活用	
	開発された技術の農民への普及方法が明確な活動であるか		E1～E3	
	実施機関とその他の相手国政府機関の連携が図られているか			
	投入が少なくても効果が期待できるか			
	対象地域の農村社会構造、社会制度を踏まえた活動内容となっているか		E1～3 ・「対象(農村)地域把握クエスショナ例」の活用	
	対象地域の共同体や住民組織などによる自然資源(土地、森林、草地、水等)の保全・管理方法にも配慮した活動であるか		P3、02、G5、c2 ・「対象(農村)地域把握クエスショナ例」の活用	
	対象住民が利用可能な行政サービスを考慮した活動であるか		I2～3	
<b>5) 投入: それぞれの活動を実施するために必要な人員、資機材、施設、資金</b>				
<b>日本側</b>				
	「重点分野か」、「専門家のリクルートが可能か」、「日本が協力する意義があるか」、「場所(地)はどこか」などが明示されているか		・国別事業実施計画	
	投入規模の根拠は明確か(同種の案件と比較して予算規模が大きくかけ離れてないか。かけ離れている場合に根拠はあるか)		A4、B1～B2	
	援助協調が行われている国では、相手国政府・ドナーが合意した内容に沿った投入であるか	・JICAプロジェクトの活動を広く公開することによって、ODAタスクフォース以外から出てくる知見の活用を図る ドナー会合における情報収集	A5	
	JICAの事業としてスキームの選択は適切か	・相手国実施機関とのJICAスキームと提供できる支援に関する協議		
	活動内容、協力期間、受益者数、案件の規模に合致しているか	・日本及び他ドナー/NGOの既存協力から得られた教訓を活かして検討		
	次年度予算(目安)をもとに検討しているか	・次年度以降に相手国の農業・農村開発分野に割り当てられるJICA予算の確認		
	日本が技術協力を行う意義があるか	・相手国、周辺諸国における既存技術協力(日本及び他ドナー、NGO等)との比較・検討		
<b>相手国側</b>				
	目的、活動内容、投入、実施方法、実施時期について相手国政府・実施機関と合意しているか	・定例会議の開催 ・相手国の案件採択から実施に至る手続きと年間スケジュールの把握(相手国事情に詳しいナショナルスタッフに確認するなど)	B1～B2	
	ローカルコスト負担	・相手国による要請案件採択(優先順位付け)基準の確認 ・財務省における予算措置の確認 ・セクタープログラムのある国では、セクター内部の予算計画を把握し、要請案件に適用可能な予算の有無を確認	A4、A5、B1～B2	
	実施機関の妥当性(採択後の実施機関の変更は難しいため、要請案件調査段階で十分確認)	・他の類似機関との比較 ・実施機関候補について複数の他ドナー/NGOに実施能力・体制の確認 ・NGOを活用する場合、政府の承認をとる必要がある場合もある ・実施機関の予算措置の確認 フルタイムの実施機関の確認 責任者の取り組み意欲の確認	B1	
<b>6) 外部条件: プロジェクトに決定的な影響を与える条件であるが、プロジェクト自体でコントロール不可能なもの。</b>				
案件により確認	経済	プロジェクトが経済活動を想定している場合、価格変動、流通システムの変更可能性など	・政府関係機関や市場・流通関係者などを通して価格情報を入手し、トレンドをみる	K4、K5
	政策・規制	案件実施に影響を与え得る法律、政治体制、財政状況、政策など	・実施機関機関を通して、現行の政策・制度および変更予定などを確認する	B1
	(国際)	自由貿易協定(WTOやFTAなど)や環境に関する国際条約などの締結・進展の案件の活動と成果に影響を及ぼす可能性	・関係国際機関(世銀・WTO等)へのヒアリングを通して今後のトレンドをおさえておく。他の実施プロジェクトも把握する	H1～H4
	(国内)	市場経済化、民営化や分権化が案件の成果や想定実施機関の役割にどのような影響を及ぼしているか。分権化などの進捗はどうか		A4
	人材の定着	実施機関機関の人員が移動や辞職などをする可能性はないか	・人員の定着などに関しては過去の事例を踏まえる	B4
他のプロジェクト	他の関連プロジェクトの有無			
自然環境	自然条件などで案件の成果を左右するものはあるか			
<b>7) 協力期間</b>				
	予算、案件の規模、スキームに関連づけられているか			
<b>8) 実施体制</b>				
	実施方法、実施時期などについて、相手国の実施機関と基本的な合意がなされているか	・中央政府の誰(省庁、部、課、実施機関名や役職、人数)が何を担当するのか明確にしておく ・対象地域における実質的な実施機関の確認(地方自治体、住民組織等)	B1～B2、B4、01～02	

記述に当たっての確認事項		日頃からの情報の収集方法/対応方法	「案件形成に必要な情報収集のためのチェックリスト(ニース別)」の対応項目
	「地方分権」の農業・農村開発プロジェクト実施に与える影響の検討	・実施機関がどの程度の予算、人材、事務所スペースなどを確保できるのかを提示してもらったとともに、発掘・形成段階から相手側のオーナーシップを高める	A4 01~02
	中央省庁と地方自治体の優先課題が異なる場合の意思決定者の把握と実施体制の検討		
	資源配分(土地、その他自然資源)決定機関の把握とプロジェクトへの関与方法の検討		
	予算に関する確認		B2
	開発予算、経常予算における農業・農村開発関連支出の内訳	・大蔵省(財務省)の歳出入データ入手 ・対象地域行政機関(財務担当)へのインタビュー	
	対象地域への交付金総額とその使途(開発予算、経常予算)	・大蔵省(財務省)の歳出入データ入手	
	対象地域における予算決定メカニズムの確認(法律と実際)	・実施機関の所掌範囲の把握 ・対象地域行政機関(財務担当)へのインタビュー	
	対象地域における徴税状況と農業・農村開発への支出の把握	・セクター別歳出と地方自治体向け歳出の関連性が中央で正確にわからない場合は、対象地域の地方自治体で支出項目を確認する	
	援助協調の進んだ国では、相手国政府ならびにドナーが合意した方式にそった実施体制であるか	・セクタープログラム策定協議に参加	A5
	周辺地域への波及効果を期待できるように、面的な広がり、様々な関係者への働きかけを踏まえた実施体制となっているか		E1~E3
<b>要請案件調査票3</b>			
<b>関連する援助活動</b>			
	他ドナーが同一地域で案件を形成、実施していないか。ある場合、案件同士の競合はないか、補完性はあるか	・ODAタスクフォース内での関連活動の確認 ・ドナー会合における確認	
	JICAの類似案件の確認(他国でも同じような取り組みがなされているれば、そのプロジェクトの教訓を生かして案件を形成する)	・他ドナーへのヒアリング ・相手国政府援助担当機関へのヒアリング	
<b>ミレニアム開発目標との関連</b>			
	ポップアップで選択入力		
<b>我が国重要開発課題との関連</b>			
	ポップアップで選択入力		
<b>ジェンダー配慮について</b>			
	社会的弱者である女性や子供、老人に負の効果を及ぼさないか	・PCM手法などの活用、実施済み案件(他ドナーも含む)からの教訓の活用	U1~U3
	新技術の導入によるジェンダーの変化・影響についての配慮		・「対象(農村)地域把握クエスショナ例」の活用
	「参加型」で計画を策定した場合、「誰の声」が反映されているかに注意する		・「対象(農村)地域把握クエスショナ例」の活用
<b>類似案件からのフィードバック</b>			
	過去に、JICAあるいは他ドナーによって類似の案件が実施されていないか	・案件のデータベース化を進め、JICAの実施済み案件から得られる知見を活用する	
	国際機関やJBIC案件からの知見も活用する	・先行・既存のプロジェクトからの教訓(何が良く/悪いか)が記載されているか。 ・実施に結びつかなかったものや期待された成果やインパクトが得られなかった類似案件の分析結果が反映されているか	
<b>裨益者グループの種類と規模(人数・人口)(可能な範囲で男女別に記載)</b>			
	裨益者の基本情報が述べられているか(グループ名、人数、年齢、性別、教育水準、所属組織、社会・文化的特徴、経済的側面、技術力など)	・対象地域政府機関、住民(農民)組織、小中学校、保健所などを通して情報を得る	A1~A3 ・「対象(農村)地域把握クエスショナ例」の活用
		・直接、裨益者にインタビューする。裨益者が多い場合は、ランダムサンプリング <sup>(注1)</sup> などの統計的手法を用いる	
<b>治安状況</b>			
	近年において治安上憂慮すべき状況は起きていないか	・セキュリティ対策が進んでいるドナーの事例を参考に、対策を改善する	
	治安上も問題が起こった場合の対策はなされているか		
	国際機関や他ドナー、他国の大使館の認識はどうか	・関係諸機関と情報交換を行う	
<b>その他</b>			
	相手国関係者(中央ならびに対象地域)、日本大使館、JBIC、プロジェクト関係者などの日本の関係者、他ドナーやNGOなどと風通しのよい議論を行い、多様な視点から形成された案件か		
	相手国政府に可能な限り日本の方針を理解してもらっているか		
	相手国関係者へ日常的な働きかけを通じて形成された案件か		

注1: ランダムサンプリングについては例えば以下を参照。http://www.oricom.co.jp/research/re2\_1.html

2. 案件形成に必要な情報収集のためのチェックリスト（ニーズ別）

チェック項目	確認目的	調査項目（中央）	既存情報源					調査項目（対象地域）	入手先										
			農業省	財務省	地方分庁	その他省庁	省庁外機関		地方自治体	住民組織	個人農家	その他							
0. 基本項目																			
A1	マクロの経済社会状況	・当該国の概況把握	A1-1 国内総生産(GDP)					a1-1 対象地域の総生産											
			A1-2 1人当たりGDP					a1-2 1人当たり地域総生産											
			A1-3 GDP成長率					a1-3 地域総生産成長率											
			A1-4 1人当たりGDP成長率					a1-4 1人当たり地域総生産成長率											
			A1-5 面積					a1-5 面積											
			A1-6 人口					a1-6 人口											
			A1-7 人口密度					a1-7 人口密度											
			A1-8 人口増加率					a1-8 人口増加率											
			A1-9 ジニ係数					a1-9 地域レベルのジニ係数											
			A1-10 都市化率																
			A1-11 物価上昇率																
A2	農業・農村の位置づけ	・当該国に対する農業・農村開発協力の意味を確認	A2-1 農業就業人口 / 総就業人口				FAOSTAT	a2-1 農業就業人口 / 総就業人口											
			A2-2 農産物輸出 / 総輸出					a2-2 農産物輸出 / 総輸出											
			A2-3 農業GDP比率					a2-3 農業 / 地域総生産比率											
A3	農業の特徴	・協力の方向性の検討に活かす ・農村部の主たる生業の把握	A3-1 地形・地勢図					a3-1 地形・地勢図											
			A3-2 農業人口（男女別）				FAOSTAT	a3-2 農業人口（男女別）											
			A3-3 農業部門GDP				FAOSTAT	a3-3 農業部門地域総生産											
			A3-4 農業部門GDP成長率				FAOSTAT	a3-4 農業部門地域総生産成長率											
			A3-5 土地利用				FAOSTAT	a3-5 土地利用											
			A3-6 農地所有・保有規模別世帯数					a3-6 農地所有・保有規模別世帯数											
			A3-7 農地保有形態別世帯数（自作地・小作地別など）					a3-7 農地保有形態別世帯数（自作地・小作地別など）											
			A3-8 農産物輸出額・輸入額				FAOSTAT	a3-8 農産物輸出額・輸入額											
			A3-9 農産物価格指数					a3-9 農産物価格指数											
			A3-10 年間平均降雨量					a3-10 年間平均降雨量											
			A3-11 食料自給率				FAOSTAT	a3-11 食料自給率											
A4	農業・農村開発の影響を与える改革	・行政財政改革などの動きを把握	A4-1 地方分権化の進展					a4-1 地方分権化の進展											
			A4-2 その他の行財政改革の進展					a4-2 その他の行財政改革の進展											
A5	援助における日本の立場の把握	・当該国政府とドナーの関係の把握	A5-1 援助依存度（総援助額 / 総歳入）					a4-1 地域におけるドナー及びNGOの活動											
			A5-2 援助協調（財政支援、セクタープログラム実施状況）																
1. 持続可能な農業生産																			
1-1 マクロレベルでの農業政策立案・実施能力の向上																			
B1	農業政策の立案・実施能力	・G/P機関としての能力の判断 ・政策の実現性の判断	B1-1 現行の農業・農村開発政策、開発計画の概要、体系					b1-1 現行の地域開発計画/農業開発計画の概要、体系											
			B1-2 過去の農業・農村開発政策、開発計画の評価（数値目標の達成率）																
			B1-3 農業・農村開発政策・計画策定手順・時期・担当部局																
			B1-4 農業関連法規の体系の概要																
			B1-5 農業関連法規の遵守、執行体制																
			B1-6 策定人員の人数、学歴、実務経験																
B2	農業財政策の立案能力	・農業分野における公的資金メカニズムの把握 ・農産物価格統制にかかる公的介入度の見極め	B2-1 農業・食料分野予算（種類・金額）					b2-1 歳入（課税対象、種類、金額）											
			B2-2 補助金（種類・基準・金額）					b2-2 予算策定手順・時期											
			B2-3 歳入（課税対象、種類、金額）																
			B2-4 価格政策の概要（買上、売渡、在庫）とパフォーマンス																
			B2-5 公的価格と市場価格との差																
			B2-6 予算策定手順・時期																
			B2-7 国内需給予測能力（過去の予測精度）																
			B2-8 国際市場動向予測能力（過去の予測精度）																

チェック項目	確認目的	調査項目（中央）	既存情報源				調査項目（対象地域）	その他				
			農業省	財務省	地方分庁	その他		地方自治体	住民組織	個人農家	その他	
		調査項目	入手先				調査項目	入手先				
B3	農業統計関連政策立案能力	・案件の根拠となるデータの取得可能性の検討	B3-1 農業統計（種類、対象、刊行機関）					b3-1 各地域の統計の種類、保有機関				
			B3-2 整備方法					b3-2 全国統計の地域での集計方法、プロセス				
			B3-3 時期（刊行期間）									
B4	行政人材育成	・行政官の実施能力向上のための施策の把握	B4-1 人材育成システム（Pre-service, In-service, OJTなど）					b4-1 人材育成システム（Pre-service, In-service, OJTなど）				
1-2 農業生産の拡大と生産性の向上												
1-2-1 生産基盤の整備と維持管理												
C1	農地の開発・整備状況	・新規の開墾・開拓、地目・作目転換、灌漑面積拡大などに対応できているか	C1-1 土地利用、農地利用の変化					c1-1 土地利用、農地利用の変化				
			C1-2 土地制度（所有、賃貸借に関する法制度）					c1-2 地域の伝統的土地制度				
			C1-3 農産物需要の推移					c1-3 農産物需要の推移				
			C1-4 各作物作付面積					c1-4 各作物作付面積				
			C1-5 灌漑・開墾計画（潜在的適地面積）					c1-5 灌漑・開墾計画（潜在的適地面積）				
			C1-6 灌漑耕作地面積					c1-6 灌漑耕作地面積				
			C1-7 農家あたりの平均耕作面積					c1-7 農家あたりの平均耕作面積				
			C1-8 栽培面積や生産量の割当制度の有無、内容					c1-8 栽培面積や生産量の割当制度の有無、内容				
C2	農地の保全状況	・土壌流出や塩害などによって地力の低下、単収の低下などが起こっていないか、それらを防ぐことができているか	C2-1 農地保全のための政策・戦略・施策					c2-1 土地利用の変遷				
			C2-2 農地保全のための関連法規					c2-2 単収の推移				
								c2-3 傾斜地の利用方法				
								c2-4 問題（土壌流出、塩害など）別被害額				
								c2-5 問題ごとの保全への取り組み（テラス、チェックダムなど）				
C3	灌漑・排水施設の整備状況	・灌漑、排水能力の低下が起こっていないか、新規の敷設が必要か	C3-1 灌漑整備のための戦略・計画・施策					c3-1 耕作面積/灌漑面積				
			C3-2 灌漑にかかる関連法規					c3-2 灌漑地/非灌漑地単収				
			C3-3 耕作面積/灌漑面積					c3-3 灌漑方式別面積/農家数				
								c3-4 灌漑受益農家数				
C4	水利組合の機能状況	・灌漑施設及び水管理を農民自身が行えているか	C4-2 水利組合参加数					c4-2 水利費・維持管理費の徴収率				
			C4-3 水利費支払農家数					c4-3 水利組合参加数				
			C4-4 作業別参加率					c4-4 水利費支払農家数				
			C4-5 中央省庁管理下の水利施設					c4-5 作業別参加率				
			C4-6 水利利用あるいは水利権にかかる法規					c4-6 自治体が管理している水利施設				
								c4-7 組織の成立過程、既存組織との関係				
								c4-8 水の分配（水不足、水争い）				
C5	畜産生産基盤	・畜産分野での増産、品目転換、新規参入などを行うための基盤があるか	C5-1 畜産に対する政府の介入・支援策（価格制度、経営支援、技術支援）					c5-1 家畜の種類、頭数				
			C5-2 畜産技術普及制度の有無、内容					c5-2 飼育形態（放牧・舎飼い）別農家数、頭数				
								c5-3 畜産経営規模別分布				
								c5-4 食肉処理場の場所、規模、数				
								c5-5 畜産品保管倉庫の場所、規模、数				
								c5-6 畜産物需要・供給・輸入・輸出（種類、量、金額）				
								c5-7 エサの賦存状況（飼料、草地：規模、数）				
								c5-8 畜産関連資材（フェンス、畜舎）の賦存状況				

チェック項目	確認目的	調査項目（中央）	既存情報源				調査項目（対象地域）					
			農業省	財務省	地方分庁	その他省庁	地方自治体	住民組織	個人農家	その他		
		調査項目	入手先				調査項目	入手先				
1-2-2 試験研究・技術開発の強化												
D1	試験研究機関の機能状況	・生産、加工、保存などの技術開発を行ううえで必要な研究機関と人材があるか	D1-1 予算（中央及びゾーン別）					d1-1 予算（自治体の試験研究機関）				
			D1-2 研究内容（中央及びゾーン別）					d1-2 研究内容（自治体の試験研究機関）				
			D1-3 研究組織（中央及びゾーン別）					d1-3 研究組織（自治体の試験研究機関）				
			D1-4 研究者（数、分野、学位、資格）（中央及びゾーン別）					d1-4 研究者（数、分野、学位、資格）（自治体の試験研究機関）				
			D1-5 過去に開発された有用技術の代表例（中央及びゾーン別）					d1-5 過去に開発された有用技術の代表例（自治体の試験研究機関）				
D2	生産技術	・政府関係機関及び在野（篤農家）において適正技術の開発が行われているか	D2-1 生産技術向上のための政府機関及びその生産技術内容					d2-1 各作物の単収				
			D2-2 政府機関が開発した技術の普及状況					d2-2 生産資材投入量（農家当たり、面積当たり）				
								d2-3 農家あたりの耕作機械利用時間数				
								d2-4 労働生産性				
D3	植物遺伝資源の保全状況	・将来品種改良を行うための植物遺伝資源が保全されているか	D3-1 遺伝資源保全のための政府機関及びその内容					d3-1 対象自治体の研究機関の遺伝資源保有数				
			D3-2 政府機関による遺伝資源保全取扱い件数					d3-2 対象地域の各作物の在来品種（種類、数、分布）				
			D3-2 国内の在来品種（種類、数、分布）と保全対象品種									
D4	ポストハーベスト技術	・収穫後のロス、品質低下を防ぐ技術があるか、付加価値を高める技術があるか	D4-1 ポストハーベスト技術向上のための政府機関及びその技術内容					d4-1 ポストハーベストレロスの量と原因（貯蔵、流通、精製（精米）、加工など）				
			D4-2 政府機関が扱うポストハーベスト技術の普及状況					d4-2 対象一次産品の品質（異物混入率、品質保持期間など）				
								d4-3 既存の加工技術、加工製品				
								d4-4 原料と加工品との価格差				
D5	畜産技術	・畜産分野において、増産、品目転換をすすめる、付加価値を高める技術があるか	D5-1 畜産に対する政府の介入・支援策（価格制度、経営支援、技術支援）					d5-1 家畜生産量・生産額（農家当たり、面積当たり）				
			D5-2 畜産に関する試験研究機関の数、研究員数、予算					d5-2 畜産農家の経営規模別分布				
								d5-3 各家畜における技術（酪農であれば搾乳技術など）の種類とその水準（篤農家との差）				
								d5-4 家畜の病気と被害額				
								d5-5 獣医数、薬品などの入手可能性				
1-2-3 農業普及の強化												
E1	農業普及体制	・改善された農業技術、農業経営を農家に普及させる体制があるか	E1-1 中央政府の普及機関の機能状況					e1-1 普及員数（州あたり、農家当たり）				
			E1-2 中央政府の普及のための予算					e1-2 普及員の定着率（定着期間）				
			E1-3 中央政府の普及システム									
E2	農業普及方法	・農家に技術、経営が定着しているか	E2-1 中央政府の普及方法					e2-1 ワークショップ等開催状況、受講者数				
			E2-2 中央政府による普及技術の内容					e2-2 普及員の農村巡回状況				
								e2-3 指導された技術の利用者（取得者）数				
								e2-4 技術、経営の改善状況（単収の増加、生産費の低減など）				
E3	普及員の人的能力構築	・普及員の研修が適切に行われ、その結果として指導能力が向上しているか	E3-1 普及員養成機関の分布、所管省庁（部局）					e3-1 普及員の研修受講経験				
			E3-2 普及要請のためのカリキュラム、技術指導項目、生徒数、教官数、予算、授業料					e3-2 普及員の習得技術の適用状況				
			E3-3 普及員のバックグラウンド（学歴、性別）									
1-2-4 農家経営の改善												
F1	経営能力	・経営の拡大、改善が行われているか	F1-1 農家経営改善のための中央政府施策の有無及びその内容					f1-1 経営規模（面積、生産額：収益率）				
							f1-2 農家経営内容（主要換金作物、農産加工品、流通経路）					
F2	農業金融	・経営を拡大、改善するために農業金融が用いられているか	F2-1 農業金融、マイクロクレジット等の金融制度					f2-1 農業金融の種類・規模				
							f2-2 利用率、利用者数					
							f2-3 利用額、利率					
							f2-4 返済率					
							f2-5 信用割当の有無					

チェック項目	確認目的	調査項目（中央）	既存情報源				調査項目（対象地域）				
			農業省	財務省	地方分庁	その他省庁	地方自治体	省庁出先機関	住民組織	個人農家	その他
		調査項目	入手先				調査項目	入手先			
F3	農民組織化 ・個人で対応できない問題に組織を形成して取り組んでいるか、ただ乗りを防ぐ方法があるか	F3-1 農民組合にかかる中央政府の制度					f3-1 組織の種類・目的・組織率				
		F3-2 農民組合にかかる関係法規					f3-2 組合員の活動参加率				
							f3-3 組合機能に関する組合員満足度				
1-2-5 農業生産資材の確保・利用の改善											
G1	農業機械・農機具 ・農業生産資材へアクセス可能か、適正な水準で用いられているか、投入することで単収の増加などの効果が表れているか	G1-1 農業機械の需要と供給状況					g1-1 農業機械・農機具使用の現状				
							g1-2 農業機械の賃貸システムの有無と状況				
G2	種子の安定供給 ・種子が安定供給されているか、あるいは、その体制が整っているか	G2-1 改良種子の普及率					g2-1 種子の種類と特性（地域の伝統的種子も含める）				
		改良種子の普及政策					g2-2 圃場条件別種子使用基準、使用量				
		G2-2（生産物の買い上げ、種子購入への支援：補助金）					g2-3 種子種類別（伝統種子、HYV）の使用量（農家当たり、haあたり）				
							g2-4 種子種類別の単収				
							g2-5 種子価格				
							g2-6 入手先（業者、自家採取、組合、市場）				
G3	農薬の適切な利用 ・農薬の適切な利用がなされているか	G3-1 国内生産量、価格					g3-1 病害虫の発生頻度、被害額				
		G3-2 農薬使用に関する技術普及の有無、内容					g3-2 農薬の種類別特性（対象病害虫、散布方法、時期・期間など）				
		G3-3 農薬の使用に関する法令及び安全（残留）基準					g3-3 農薬の使用量（農家あたり、haあたり）				
							g3-4 農薬の価格、購入先（業者、組合、市場）				
							g3-5 減農薬に向けた取り組み（総合害虫防除など）				
G4	肥料の安定供給・適正利用 ・肥料が安定供給されているか、適正に利用されているか	G4-1 肥料の国内生産の有無、有りの場合は種類別生産量、販売価格					g4-1 肥料の種類、投入量				
		G4-2 肥料生産工場への支援方法、補助金					g4-2 肥料の種類別購入先（業者、自家堆肥、組合、市場）、価格				
		G4-3 国際価格、輸入量									
G5	畜産資材の安定供給 ・畜産資材が安定供給されているか	G5-1 畜産施設の規模、分布、所有者（政府系機関/民間）					g5-1 施設建設、資材購入のための資金調達方法（利子、担保、返済期間など）				
		G5-2 畜産資材の種類、製造元、価格									
		G5-3 畜産資材供給への政策的支援（補助金など）									
		G5-4 放牧地・草地の分布・面積									
1-3 輸出促進策の強化											
H1	輸出政策立案能力 ・有望な輸出農産物があるか、国際競争力があるか、国際市場の動向に対応できているか、情報は収集・分析できているか	H1-1 農産物輸出入政策									
		H1-2 農産物貿易量（輸出入）									
H2	輸出制度・体制の整備状況 ・輸出制度・体制は整備されているか、輸出の促進要因になっているか	H2-1 各農産物ごとの輸入関税、輸出税、数量制限					h2-1 輸出農産物の生産状況、年次変動				
		H2-2 輸出関連政府組織と許認可					h2-2 出荷組織の収集規模、参加人数、資金など				
		H2-3 取り扱い品目別の輸出業者の規模、数					h2-3 輸出経路（国内における経路）				
		H2-4 構造調整以降の動向									
H3	輸出競争力 ・農産物の国際競争力があるか、国産農産物の国際市場への参入ポテンシャルはあるか	H3-1 主要輸出農産物の品目と輸出量					h3-1 輸出品目の現行生産費、生産費低減の可能性				
		H3-2 国際市場における他国産品とのグレード、価格差									
		H3-3 輸出先・輸入先（国名・割合、数量）									
		H3-4 国際価格と国内価格									
		H3-5 輸出品目の流通経費									
H4	国際市場動向情報ネットワーク・マーケティング能力 ・国際市場対応力は向上しているか、流通網は発達しているか	H4-1 国際市場・価格動向									
		H4-2 需給動向（国内・相手国）									
		H4-3 相手国内流通情報システム									
		H4-4 FTAなどの貿易協定と関税率、数量制限、緩和期限									

チェック項目	確認目的	調査項目（中央）	既存情報源				調査項目（対象地域）					
			農業省	財務省	地方分庁	その他	地方自治体	住民組織	個人農家	その他		
		調査項目	入手先				調査項目	入手先				
<b>1-4 環境配慮の向上</b>												
11	農業から排出される廃棄物の処理と有効利用		11-1 環境規制法規					i1-1 各種農業廃棄物（畜産糞尿など）の処理方法、再利用方法				
			11-2 環境基準の内容					i1-2 環境基準の遵守状況				
12	肥料・農薬などのによる環境負荷	・農業生産によってどのような環境問題が引き起こされているか、逆にどのように環境保全に役立っているか、負の影響を最小化するために適切な基準の設定が行われているか、知識、技術の普及が行われているか	12-1 環境問題の発生地域とその内容（環境・人体への悪影響の有無、内容、程度、頻度）					i2-1 肥料・農薬の投入量				
			12-2 肥料・農薬の種類別投入基準・残留基準					i2-2 減農薬・有機農法への取り組み例と効果、収益性				
			12-3 技術普及（農薬・肥料などの）時の環境配慮に対する指導内容									
13	多面的機能の維持・発現、環境教育		13-1 多面的機能として認知されている機能の種類、発生場所（田、森林など）					i3-1 自治体による環境対策の有無及びその内容				
			13-2 自然保護地域									
			13-3 砂漠化率									
			13-4 水質汚染物質濃度									
			13-5 森林減少率									
			13-6 環境教育回数、対象（学生、農民など）、人数、内容									
<b>1-5 農業関連高等教育の強化</b>												
J1	教育活動		J1-1 カリキュラム					j1-1 自治体の農業高等教育機関				
			J1-2 教員数									
J2	研究機能	・農業関連教育機関の農業・農村開発とのリンクはあるか	J2-1 農業研究機関数、研究員数（学位）、予算					j2-1 自治体の農業研究機関及びその研究内容				
			J2-2 研究機関によって開発された技術									
J3	マネジメント		J3-1 農業高等教育機関、研究機関におけるマネジメントの仕組み・制度					j3-1 自治体の農業研究機関及びその研究内容				
J4	関係機関や地方・地域との連携状況		J4-1 農業高等教育機関、研究機関と他の機関との間の共同事業、受委託事業の有無、内容					j4-1 自治体の農業研究機関及びその他研究機関との連携				
J5	普及拠点としての機能強化		J5-1 農業高等教育機関、研究機関と普及制度との関係（フィードバック関係）					j5-1 自治体の農業研究機関及びその研究の活用状況				
<b>2. 安定した食料供給</b>												
<b>2-1 食料需給政策の策定</b>												
K1	国民栄養	・食料需要に対応できているか、そのために適切な食料安全保障政策・制度が整っているか	K1-1 食料安全保障政策、戦略、計画の有無、及び内容									
			K1-2 一人当たりのカロリー摂取量									
			K1-3 栄養不足人口、栄養不足比率									
			K1-4 子供、成人のBMI（Body Mass Index）									
K2	食料生産・流通統計の整備	・食料需要を把握するための統計は整備されているか	K2-1 統計の種類、対象（農産物など）									
			K2-2 統計サンプル収集プロセス、予算、人員									
K3	主要食料需給状況の把握	・食料需要に対応できているか、将来の食料需要に対応可能か	K3-1 各農産物の生産量（過去、現在、将来）									
			K3-2 各農産物の輸出・輸入量（過去、現在、未来）									
			K3-3 各農産物の需要量									
			K3-4 人口増加率									
			K3-5 所得増加率									
K4	流通・市場関連法令・制度の整備状況	・食料需要に対応するための法令・制度は整備されているか	K4-1 輸出入に関する法令、許認可					k4-1 民間貿易関連業者、流通業者への法令の影響				
			K4-2 食料流通に関する法令、許認可									
			K4-3 買入、売渡の方法と価格水準の決定方法									
			K4-4 中央政府から地方政府への食料の分配方法									
K5	農産物価格政策	・食料需要に対応するための農産物価格及び分配への公的介入はあるか	K5-1 食料管理制度の法令と概要					k5-1 農家の価格への反応（作付面積、生産量、品目の選択の変化）				
			K5-2 買入、売渡の方法と価格水準の決定方法									
			K5-3 中央政府から地方政府への食料の分配方法									
			K5-4 構造調整、WTOとの関連									

チェック項目	確認目的	調査項目（中央）	既存情報源				調査項目（対象地域）					
			農業省	財務省	地方分庁	その他	地方自治体	住民組織	個人農家	その他		
		調査項目	入手先				調査項目	入手先				
K6	食料備蓄計画の整備状況	・緊急の食料需要への対応策はとられているか	K6-1 適正備蓄水準とその根拠					k6-1 民間備蓄量				
			K6-2 在庫量					k6-2 農家備蓄量				
			K6-3 純輸入量									
			K6-4 輸入制度									
			K6-5 食料輸入の容易さ（食料輸入額、財・サービスの輸出総額、外貨準備高）									
			K6-6 国内食料買入制度									
2-2 食料流通機能の整備												
L1	流通市場の整備状況	・農産物が地域間で過不足なく市場メカニズムによって分配されているか、スムーズな移動が可能か、流通中の品質低下やロスが起っていないか	L1-1 主要農産物別流通経路					I1-1 主要農産物別流通経路				
			L1-2 流通業に対する規制					I1-2 流通方法（業者、組合、個人、公的機関）				
			L1-3 流通業者の産業構造（規模、占有率、流通経路別業者数など）					I1-3 流通経路別価格				
			L1-4 流通方法（業者、組合、個人、公的機関）					I1-4 市場までの距離				
			L1-5 流通経路別価格									
L2	流通施設・設備の管理と利用状況	・流通施設・設備は機能しているか	L2-1 流通施設の種類の種類、管理者（公共/民間）					I2-1 流通施設の種類の種類、管理者（公共/民間/協同組合）				
			L2-2 各流通施設の利用者数、利用料金					I2-2 各流通施設の利用者数、利用料金、管理システム				
L3	市場流通情報システムの整備状況	・市場メカニズムが機能するための市場情報は生産者の間で共有されているか	L3-1 価格の伝達方法					I3-1 価格の伝達方法				
			L3-2 農産物市場情報の伝達促進における公的機関の支援内容					I3-2 農産物市場情報の伝達促進における公的機関の支援内容				
			L3-3 民間流通業者の情報入手方法									
L4	輸送体制の整備状況	・物理的な流通機能は発達しているか	L4-1 輸送インフラ別の整備状況					I4-1 輸送インフラ別の整備状況				
			L4-2 コールドチェーンの有無					I4-2 コールドチェーンの有無				
L5	備蓄体制	・国家備蓄体制は整っているか	L5-1 適正な在庫水準									
			L5-2 過去10年間の在庫水準									
			L5-3 国民1人当たり供給量の変動									
			L5-4 最大カロリー供給食料									
2-3 輸入体制の整備												
M1	検疫・防疫体制	・適切な防疫基準で輸入が行われているか	M1-1 農産物別輸入量、輸入額、相手国									
			M1-2 農産物別輸入制限（数量制限、関税など）、輸入機関（民間以外の場合）、許可の内容									
			M1-3 輸入禁止病害虫（検査上輸入禁止の農産物）、検査方法、検査人員、検査設備									
			M1-4 各農作物・畜産物の病害虫（種類、被害額）									
M2	インフラ整備	・適切な輸入農作物の市場流通管理ができていないか	M2-1 輸入農産物流通経路									
			M2-2 流通経路別インフラ整備状況（保管庫など）									
2-4 援助食料の適正な利用												
N1	援助食料の分配システムの構築状況	・緊急時の食料の調達と分配が適切に行われているか、緊急時への備えがあるか、不足地域の情報を適切に把握できるか	N1-1 食料援助量									
			N1-2 援助食料の地域への割り当て方法・標準									
			N1-3 過去の被害状況									
			N1-4 ターゲティング手法									
			N1-5 食料価格政策									
			N1-6 地域別在庫水準									
			N1-7 近隣の集積地からの輸送経路の状況（距離、舗装率、災害時の通行状況）									
N2	モニタリングシステムの構築状況	・食料安全保障のためのモニタリングシステムが整備されているか	N2-1 過去の作物被害状況					n2-1 過去の作物被害状況				
			N2-2 過去の飢餓発生率（地域別）					n2-2 慢性的食料不足家計数、分布、特徴				
			N2-3 脆弱な地域の食料安全保障に関する指標					n2-3 主要食料（穀物）の生産状況				
			N2-4 地域別在庫水準					n2-4 降水量などの自然状況				
			N2-5 設定された指標					n2-5 土地なし農民数				
			N2-6 食料との交換で生計を立てている家計数、分布、交換するものと食料との相対価格					n2-6 食料との交換で生計を立てている家計数、分布、交換するものと食料との相対価格				

チェック項目	確認目的	調査項目（中央）	既存情報源				調査項目（対象地域）							
			農業省	財務省	地方分庁	その他省庁	地方自治体	省庁出身機関	住民組織	個人農家	その他			
調査項目			入手先				調査項目				入手先			
<b>3. 活力ある農村の振興</b>														
<b>3-1 農村振興関連政策の推進</b>														
01	国レベルの調整・実施能力	・中央省庁に複数の省庁を調整する機能があるか（特に農村開発案件）	01-1 農村振興政策・施策の有無及び内容					01-1 農村振興関連省庁出先機関の職員数、配置、予算						
			01-2 中央省庁に権限のある分野及び施策（農業普及など）					01-2 地方の農業・農村開発計画の策定方法						
			01-3 農村振興関連省庁の組織図と人数					01-3 農村人材育成のための中央政府による研修制度の活用状況						
			01-4 省庁職員の採用方法、給与					01-4 農村主導の地域振興への中央行政の支援状況						
			01-5 中央政府の農村振興にかかる予算制度（貧困地域に対する予算の傾斜配分制度の有無など）											
02	地方地域レベルの調整・実施能力	・地方行政組織は農村活性化のために重要な役割を担っているか						02-1 地方自治体の農村振興にかかる権限						
								02-2 地方自治体の職員数、配置、予算、歳出・歳入（経常予算、開発予算）						
								02-3 地方の農業・農村開発計画の策定方法						
								02-4 予算策定方法（従事者、時期、最終決定者）						
								02-5 農村主導の地域振興への自治体行政の支援状況						
<b>3-2 農外所得の向上</b>														
P1	村落商工業の現状	・村落商工業の現状はいかなるものか	P1-1 村落商工業の分布					p1-1 村落商工業の分布						
P2	職業訓練機会の有無	・職業訓練需要に対する供給は十分か	P2-1 職業訓練政策の有無及びその内容					p2-1 職業訓練校数、カバーする分野、受入可能人数						
			P2-2 職業訓練教育の体制					p2-2 職業訓練校の修了後の就職先、就職率						
			P2-3 職業訓練需要と訓練校の数					p2-3 その他の職業訓練機会						
P3	農村雇用情報	・農村の雇用機会は生計を維持するのに十分か	P3-1 労働統計（都市部、農村部別）					p3-1 対象地域における生業（出稼ぎなども含む）の把握						
			P3-2 失業率及び失業理由（都市部、農村部別）					p3-2 世帯レベルの所得源（農業の内訳、非農業）						
			P3-3 主な農村雇用機会					p3-3 非農業収入の割合と内容						
			P3-4 地域別の農家収入											
P4	特産品生産活動の現状	・国レベル、地域レベルの特産品は何か、需要に基づいた生産か	P4-1 国の特産品（輸出向け特産品）					p4-1 地域特産品の生産量、出荷状況						
			P4-2 輸出向け特産品の生産量、輸出量					p4-2 地域特産品出荷高の国内需要と国外輸出の割合						
			P4-3 特産品の輸出高に占める割合											
P5	農村金融整備と情報の提供	・農村金融へのアクセスは十分か、十分活用されているか	P5-1 農村金融にかかる制度、法令の有無及びその内容					p5-1 農村金融へのアクセスの有無						
			P5-2 農村金融にかかる農民への情報提供システムの有無					p5-2 農村金融の返済率						
								p5-3 農村グループなどによるマイクロクレジットの活用状況						
<b>3-3 農産品加工業の振興</b>														
Q1	加工施設の整備状況	・加工施設整備を促進するための政府の介入はあるか、実際に存在する加工業は何か	Q1-1 農産加工業振興政策、計画、施策の有無					q1-1 事業数（加工品別）						
								q1-2 平均生産規模						
								q1-3 平均雇用人数						
								q1-4 生産設備						
Q2	民間加工会社の発達度	・民間加工会社の設立状況、経営インセンティブは何か	Q2-1 加工業への民間による投資インセンティブ付与の有無					q2-1 民間加工会社数（本社、支社、工場別）						
			Q2-2 競合他社による製品の生産量、品質、価格、マーケットシェア					q2-2 民間加工会社の規模						
Q3	加工品安全基準の整備状況	・加工品の品質管理は十分か	Q3-1 加工品安全衛生基準の有無					q3-1 加工品の品質						
			Q3-2 加工品安全衛生基準の適用状況					q3-2 加工技術						
Q4	農産品加工に関するマーケティング能力	・農産加工品が需要ベースで生産されているか	Q4-1 関連する政策・制度					q4-1 農産加工品の種類、生産量、出荷量、出荷先						
			Q4-2 市場での農産加工品の需要動向					q4-2 資金調達（調達額、利子、返済率、返済期間）						
<b>3-4 農村インフラの整備</b>														
R1	農村道路の整備状況	・農村道路の整備は十分か	R1-1 地方道路整備キ口数					r1-1 幹線地方道路までのアクセス道路の利用頻度（雨期と乾期）						
			R1-2 地方道路利用車両数					r1-2 農村によるアクセス道路あるいはフィーダー道路の維持管理システムの有無及び機能状況						

チェック項目	確認目的	調査項目（中央）	既存情報源				調査項目（対象地域）					
			農業省	財務省	地方分庁	その他	地方自治体	省庁出身機関	住民組織	個人農家	その他	
		調査項目	入手先				調査項目	入手先				
R2	農村電化、給水施設の整備状況	・農村住民の水・電気へのアクセスは十分か	R2-1 発電量及び輸送量・電線延長					r2-1 電力供給戸数（発電機は含まない）、電力供給率/安全な水へのアクセス戸数、給水率				
			R2-2 農村電力/給水需要（Willing to Pay）					r2-2 供給水もしくは井戸水の管理組合の有無、機能状況				
			R2-3 維持管理組合加入者数					r2-3 利用者負担システムの有無、機能状況				
R3	電話などの通信インフラの整備状況	・農村住民の情報へのアクセスは十分か	R3-1 電話加入者数					r3-1 電話加入者数				
			R3-2 ラジオ保有台数					r3-2 ラジオ保有台数				
			R3-3 ラジオ局数					r3-3 ラジオ局数				
R4	集落公共事業の実施状況	・農村住民出資による農村インフラ整備は現実的か					r4-1 農村住民共同出資の施設の有無、維持管理状況					
3-5 農村環境の保全												
S1	里山、河川、沿岸の環境保全状況	・農村住民に環境保全への意識は存在するか、環境保全のためのインセンティブはあるか	S1-1 環境保護法令の有無					s1-1 自治体による環境保護条例の有無、適用状況				
			S1-2 環境特別保護区の有無、予算措置					s1-2 主な環境問題と農村住民による取り組み状況				
			S1-3 環境保護補助金の有無、活用状況					s1-3 農村住民にとっての環境保全のインセンティブ				
3-6 生活改善の推進												
T1	普及体制	・生活改善が普及するポテンシャルはあるか	T1-1 生活改善のための政府の施策の有無					t1-1 生活改善員の数				
			T1-2 生活改善員の数、年間採用数					t1-2 農村における生活改善員の役割				
			T1-3 生活改善員の配置状況					t1-3 農村住民による生活改善の重要性の認識				
T2	普及手法	・生活改善は効果的に普及しているか	T2-1 生活改善員の研修、訓練方法					t2-1 生活改善員と農業普及員の連携の有無				
								t2-2 生活改善員が個別農村家庭を訪問する頻度				
3-7 村落共同体活動の推進												
U1	集落活動	・対象地域の文脈に沿って案件を実施できるか ・案件の実施を阻害する要因はなにか	U1-1 村落共同体活動を支援する政府機関の有無					u1-1 既存の村落住民組織の数と種類、その目的				
			U1-2 村落共同体活動を支援する政府機関の活動内容					u1-2 村落住民組織への住民の加入率				
U2	文化的基盤	・対象地域の文化的基盤は案件を受け入れることができるか	U2-1 国内の宗教・文化圏及びその地理的な影響範囲					u2-1 地域における伝統的権力構造				
			U2-2 特殊文化圏、保護対象文化圏の有無					u2-2 地域における伝統的社会構造				
			U2-3 伝統支配と新しい文化の共存状況					u2-3 伝統支配と新しい文化の共存状況				
U3	各種提案事業の推進状況	・村落による提案事業は政府により支援されているか	U3-1 政府の村落事業への支援（補助金、人材育成など）					u3-1 村落開発計画の有無				
			U3-2 村落開発計画の策定義務の有無					u3-2 村落開発計画策定プロセスにおける地方自治体の役割				
			U3-3 村落提案事業への中央あるいは自治体からの予算配賦状況					u3-3 村落提案事業への中央あるいは自治体からの予算配賦状況				
3-8 住民の保健水準の向上												
V1	保健・医療サービスの現状	・農村住民の保健・医療サービスへのアクセスは十分か	V1-1 保健セクター計画の有無					v1-1 農村住民の健康（母子の栄養状態、疾患別罹患状況など）				
			V1-2 保健医療システム					v1-2 子供の健康（予防摂取状況など）				
			V1-3 プライマリ・ヘルスケアへのアクセス状況					v1-3 プライマリ・ヘルスケアへのアクセス状況				
V2	健康知識の普及状況	・健康知識の普及体制は確立されているか	V2-1 国家普及システムの有無				v2-1 ヘルスワーカーあるいは生活改善員の数					
				V2-2 ヘルスワーカーの数、採用状況、普及における役割				v2-2 プライマリ・ヘルスケアにかかる情報へのアクセス				
V3	HIV/AIDSの予防とコントロール	・HIV/AIDSの予防体制は確立されているか	V3-1 HIV/AIDS予防のための政府の施策					v3-1 農村住民のHIV/AIDSへの認識度				
			V3-2 HIV/AIDS予防教育、メディアの活用状況					v3-2 HIV/AIDS予防への取り組み状況				
			V3-3 HIV/AIDS予防への民間の協力状況									
3-9 住民の教育水準の向上												
W1	基礎教育	・基礎教育は十分に普及しているか	W1-1 教育セクター計画の有無					w1-1 就学適齢児童の初等教育就学率(NER)及び初等教育総就学率(GER)				
			W1-2 正規教育システム					w1-2 農村住民の識字率				
			W1-3 非正規教育システム（成人識字教育など）					w1-3 農村における非正規教育の実施状況				

チェック項目		確認目的	調査項目（中央）				既存情報源				調査項目（対象地域）			
			調査項目		入手先		調査項目		入手先		地方自治体	省庁出先機関	住民組織	個人農家
W2	教育サービスの拡充	・農村における教育ニーズは充足されているか	W2-1 教育施設の充足度（教室、その他の学校施設）					W2-1 初等教育施設の充足度（教室：児童比率）						
			W2-2 有資格教員の充足度（教師：児童比率）					W2-2 教育サービスの充足度（児童：教科書比率、児童：教師比率など）						
			W2-3 カリキュラムの内容					W2-3 農村部における非正規教育機会の有無及び活用状況						
			W2-4 非正規教育サービスの供給状況											
W3	教育に対する理解	・農村部では、十分に教育の重要性を認識しているか	W3-1 教育への理解促進のための政府の施策					W3-1 学校委員会あるいはPTAの有無、活動状況						
							W3-2 農村家計支出における教育支出の比率							

### 3. 対象（農村）地域把握クエスショナ例

目的

- ・協力が対象地域にある既存の資源管理システムを壊さないかを検討するための情報収集。
- ・案件によってもたらされる利益の管理・配分・蓄積がどのように行われるかを予想するための情報収集。

	中央	対象地域	質問例&回答例（数値に現れない項目）
<b>(1) 自然資本</b>			
	・災害あたりの死傷者数	・災害あたりの死傷者数	「2.案件形成に必要な情報収集のための チェックリスト」参照
	・災害の発生頻度（洪水、旱魃、鳥害・・・）	・災害の発生頻度（洪水、旱魃、鳥害・・・）	
	・降雨（降雨量、降雨期間、降雨分布、年毎の変化）	・降雨（降雨量、降雨期間、降雨分布、年毎の変化）	
		・気温（最高、最低、平均）	
		・標高	
		・湿度	
		・地形（傾斜度）	
		・地下水	
		・河川・湖沼	
		・土壌肥沃度	
		・排水状況	
		・燃料資源(薪炭材、牛糞等)	
		・自然災害の種類	
		・土地利用（未開墾地・休耕地等の有無）	
		・町（市場）からの距離	
		・牧草	
	・農作物		
	・家畜		
	・漁獲量		
	・耕地面積		
	・作付面積		
	・草地面積		
	・森林面積		
<b>(2) 社会資本</b>			
1) 対象地域を取り巻く制度	・土地の分配状況（土地台帳） ・農業普及情報センター数	・（伝統的な）土地の管理・分配システム 栄養改善、健康保健など生活改善サービスの提供状況	参与観察を通じた確認（時間がかかる）  ・何らかの普及サービスを受けたことがあるか？ ・いつ、誰から何を教えてもらったか ・どれくらい頻りに普及員は来たか ・無料だったか、有料だったか ・何を学んだか ・農業生産に関して困った時、どうするか？
	・一人当たり農業普及員の担当世帯数		・1日に何件の農家を回るか？その交通手段は？（徒歩、自転車等） ・週に何回農家を訪問するか（季節ごとに） ・普及員の給料で生計を維持できるか ・他の代替的な収入活動の有無（例：農業）
2) 対象地域に内在する制度		・一般的な互助システム	例えば「食料不足・資金不足・労働不足時」の対応方法を確認 Q:「食べ物が無いとき」「お金が無いとき」「人手が足りないとき」どうするか？ A: ・同年齢男性グループによる労働力を借りる ・女性グループによる労働力を借りる ・村の伝統的な穀物銀行から穀物を借りる ・知人にお金を借りる
		・社会的弱者に対する互助システム	Q:自然災害（対象地域に特有の自然災害名を入れる）にあったとき、どうするか？ A: ・集落の長に助けを求める ・金持ちの親戚に助けを求める ・土地の有力者に助けを求める
		・リーダーの選出方法	Q: ・誰が（調査対象組織、コミュニティ等の）主なリーダーか（フォーマルとインフォーマルなリーダーを明らかにする）。 ・なぜ、その人物が選出されたのか。 ・該当組織の中におけるリーダーの役割は何か。
		・既存グループの形成過程	既存のプロジェクト（検討中の案件と類似プロジェクト）で形成されたグループがある場合、 ・グループのメンバーはどのように選出されたのか（特にプロジェクト側からの指図もなく、村の住民が自由にグループを形成する場合、対象地域社会の特性が出る場合がある） ・グループに入っていない人は誰か（例：表面的には見えない社会制度が現れる場合もある）
		・コミュニティの意思決定システム	Q:（案件に係る資源、例えばコミュニティの土地や水）の活用に関する意思決定権をもつのはだれか？
		村落の最終意志決定者（グループ）の有無	Q:（検討中の案件の）活動を行う場合、誰の許可を得る必要があるか

	中央	対象地域	質問例&回答例（数値に現れない項目）
		・情報伝達システム	Q: 村の決まり事はどのように伝えられるのか A: ・各世帯の長老がそれぞれの世帯メンバーに伝える ・既存プロジェクトで形成されたグループを通じて ・小学校の掲示版
3) 社会構造	・収入別世帯数	Wealth ranking (対象地域における「富」の定義の確認と、それに沿った貧富格差の)	Q: 対象地域で豊かな人は誰か、それはなぜか。 A: ・牛の保有頭数、保有土地面積、ナツメヤシの保有数（モーリタニアのオアシス）、エンセートの保有数（エチオピア南部）
	・ジェンダー	・女性筆頭農家の割合 女性の労働状況（特に男性不在時） ・男女の分業形態	・女性世帯主の数 / 総世帯数 ・一日のスケジュールの確認 ・男性がおもに行う農作業は何か。女性は何か？ ・男性が出稼ぎ等で不在のときはだれが男性の仕事をしますか。
	・対象地域の宗教 ・土地制度	農業従事者層（地主、雇用労働者の有無） ・農業所得 / 非農業所得 ・世帯の成立要因（核家族 / 拡大家族、一夫多妻制等） ・人口の流出入状況	フィールド調査をしながら Q: 「この土地は誰が耕作しているのか」「耕作主が土地を保有しているのか」  統計局
	(3) 人的資本		
		・栄養不足人口 ・栄養状態（年間を通じた食料需給状況等） ・乳幼児死亡率 ・平均寿命 ・主な疾病 ・平均疾病率 ・人口（合計、男女比、世代別）、人口増加率 ・HIV感染者（成人）割合 ・（成人）識字率（男女別） ・就学率	Q: だれが栄養不足になっているか Q: ・1年に自分で生産した穀物等で何ヶ月間食べていけるか ・食料が底をついたらどうしているのか（A: 出稼ぎ、親類縁者の保護、商人からついで置く） Q: 乳幼児死亡率の高い地域あるいは世帯はあるか 統計局 Q: だれがその病気によくかかるか 統計局
	(4) 物的資本		
	案件の利益の分配の予測に役立つ可能性のある情報	・電気に対するアクセス ・安全な水へのアクセス ・衛生施設へのアクセス ・住居の質 ・電気・通信手段（電話、郵便）へのアクセス ・通年での村内道路・幹線道路の状況 ・交通輸送手段（公共サービスへのアクセス、世帯レベルでの保有状況） ・学校 ・保健医療施設 ・集会所 ・農業インフラ ・農機具 ・漁具 ・生産資材	Q: ・対象地域で電気を使う世帯は何割いるか。 ・電気を使えない世帯はどのような世帯か（A: 女性世帯主世帯、貧困世帯） ・電気のサービスはよくなっているか ・電気の使用料は誰に払っているのか Q: ・対象地域で安全な水を使う世帯は何割か。 ・使えない世帯はどのような世帯か（A: 女性世帯主世帯、貧困世帯） ・水のサービスはよくなっているか ・水の使用料は誰に払っているのか Q: ・対象地域で（案件の対象となる衛生施設）を使っている世帯は何割か。 ・使えない世帯はどのような世帯か（A: 女性世帯主世帯、貧困世帯） ・（案件の対象となる衛生施設）のサービスはよくなっているか ・（案件の対象となる衛生施設）の使用料は誰に払っているのか ・参与観察（例：トタン屋根が「富」の証拠という地域など）  統計局 「2. 案件形成に必要な情報収集のためのチェックリスト」との併用
(5) 金融資本			
	世帯レベルでの貯金（「動く銀行」としての家畜を含む） ・コミュニティ内の融資機会（個人のお貸し業、グループ金融プロジェクト） ・外部の融資機会（フォーマル金融機関等）へのアクセス ・副業機会 ・出稼ぎ機会 ・外部からの送金	・収入が入ったとき、どうするか。 ・家畜をもっているか。その種類と頭数は？ ・グループでお金を貸し借りするシステムの有無。 ・銀行や郵便局を使った経験の有無。 ・乾期など農業生産ができない時、どのようにお金を稼ぐか。 ・（地方の中核都市、あるいは首都など固有名詞を挙げて）農村以外の場所で働いたことはあるか。 ・それはいつか？（乾期、年代・・・） ・定期的な送金はあるか。それはだれからか。	

#### 4. 「要請案件調査票作成のためのチェックリスト」の演習

既存の要請案件調査票の中からJICA総合判定がA判定とD判定の案件を取り上げ、「要請案件調査票作成チェックリスト」の項目に沿って検討した。主な比較結果は以下のとおりである。

- ・ A判定案件は も多いが、そもそもの情報量がD判定案件よりも多い。
- ・ 「要請案件調査票作成チェックリスト」の記載事項を踏まえて、関連項目を記述することは、本部が案件の採択を検討する際に必要な情報を盛り込むことにつながる可能性がある。

国名	A国	B国	C国	D国
案件名	灌漑計画策定	家畜育種	農業技術普及	水利行政
JICA総合評価	D	D	A	A
要請案件調査票 1				
<p><b>．現状と問題点</b></p> <p>相手国の社会・経済開発における農業・農村開発の役割について書かれているか</p> <p>問題の背景が相手国の開発計画・政策との関連で明確に位置づけられているか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相手国側政策における問題の位置づけ</li> <li>・ PRSPなど国際機関との取り決めにおける問題の位置づけ</li> <li>・ 国家開発計画などの相手国の上位計画における問題の位置づけ</li> <li>・ 相手国の開発計画などにおける問題の位置づけ</li> <li>・ 市場自由化・民営化・地方分権化、自由貿易協定との関係における問題の位置づけ</li> </ul> <p>対象地域の人々の視点から問題点が的確に把握されているか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象地域の農村社会構造、社会制度から見た問題の把握がなされているか</li> <li>・ 対象地域の共同体や住民組織などによる自然資源（土地、森林、草地、水等）の保全・管理方法を踏まえて問題が把握されているか</li> <li>・ 対象住民が利用可能な行政サービスを考慮して問題が把握されているか</li> </ul> <p>問題点の緊急性・優先性が示されているか（優先課題の絞り込みができていないか）</p> <p>直接的な裨益者を「貧困層」とするプロジェクトの場合、当該国の「貧困」について概念の定義がなされているか</p>	<p>農業が主要産業である対象地域において「雨が少ない条件を克服」することの困難性がより具体的に記述してあるとなおよい。</p>	<p>・ 対象地域の人々の生活における家畜の重要性は述べられている。</p> <p>・ 「品種改良や優良種保全措置がとられていない」とことと貧困農家の生計との関係についての説明があるとさらによい。</p>	<p>普及活動の停滞要因についても述べられている。普及体制の不備が農家の困窮とどのような関係にあるかについての説明があるとさらによい。</p>	<p>灌漑施設管理に関する権限委譲とその取り組みについては詳しく述べられている。灌漑の国民経済、農村の社会経済面について果たす役割を述べれば、本プロジェクト実施の意義がさらに明確になる。</p> <p>・ 権限の地方移譲は国の開発の方向性と整合的である。</p> <p>・ 対象地域だけでなく国家政策のなかに位置づけられている。</p>
<p><b>．我が国援助方針との整合性</b></p> <p>我が国の援助方針（外務省やJICAの国別援助計画、ODAタスクフォースの方針など）に対応しているか</p>	<p>協力の重点分野と記述されている。</p>	<p>国別援助計画との整合性は述べられている。</p> <p>家畜育種が国家開発計画の「農業関連産業」の中でどのように位置づけられているかについての記述があるとなおよい。</p>	<p>国別援助計画との整合性が述べられている。</p>	<p>世界水フォーラムとの関連で位置づけられている。可能であれば「国別援助計画」や「現地ODAタスクフォースの協力方針」との関係での位置づけも記載するとよい。</p>

国名	A国	B国	C国	D国
案件名	灌漑計画策定	家畜育種	農業技術普及	水利行政
JICA総合評価	D	D	A	A
JICAの方針に則しているか（「貧困」や「人間の安全保障」など「人」に焦点をあてた案件であるか。国別事業実施計画の方針にそっているか）				農家は農民組織を通して本プロジェクトで重要な役割を担うことが目指されている。
現地ODAタスクフォースの策定した農業・農村開発プログラムがある場合、プログラム内の他案件（プロジェクトや活動）との相互補完性はあるか 「課題別指針」や「効果的アプローチ」を踏まえているか				既存有償案件との連携を意図しており、JICAが行う意義は高い。
JICAのスキームに適しているか、JICAが協力する意義が明確であるか				
<b>・案件概要</b>				
<b>1) 上位目標：協力終了後に達成が期待される目標</b>				
案件の目標を達成することで実現可能な上位目標であるか	投入から活動を経て目標達成に至る経緯の具体的な説明があるとよい。	案件目標が達成された結果、人々の生計がどう改善するのか（人間の安全保障）についての記載があるとよい。	上位目標と案件の目標との関係が明確。案件の目標も現実的に設定されている。	上位目標 - 案件の目標 - 活動の間のロジックは明確。案件の目標を達成できれば、上位目標達成の一助となる。
貧困削減や環境保全など包括的かつ普遍性を持った上位目標か	普遍性はある。水資源の効率を高めることの社会的意義について触れられているとなおよい。		普遍性はある。貧困層についての考慮もなされているとなおよい。	達成できれば相手国の財政状況の改善や食料安全保障の堅持につながり、普遍性は高い。
モデルとしての波及性を考えた目標になっているか			波及性についてはC/P機関のプロジェクトを通してなされることが明記されている。	対象地域におけるプロジェクトの成功体験を他の県にも適用することが明記されている。
相手国側政策との関連付けがなされているか			県レベルでの関連性は述べられている。	国の政策（灌漑部門改革）に位置づけられている。
PRSP、セクタープログラムなど国際機関と取り決めた方向と整合性があるか				権限の地方移譲は主要国際機関が打ち出した方向性と整合的である。
相手国の国家開発計画など上位計画における農業・農村開発の位置づけとの整合性のある目標が設定されているか				・対象地域だけでなく国家の政策的なかに位置づけられている。
相手国における市場自由化・民営化・地方分権化、自由貿易協定の動向などと整合性が保たれているか			地方分権化と関連づけられたプロジェクトである。	灌漑局の権限委譲は地方分権の枠組みに沿っており、整合性は保たれている。
<b>2) 案件の目標：プロジェクト終了時の達成目標（OUTCOME）：現在の状態がプロジェクトの実施によりどのような状態に変わるか</b>				
案件の背景、問題、目標および目標を達成する道筋（ロジック）が明確であるか。			投入に見合った目標が設定されている。目標を達成すると農家がどのような便益を受けるかについての記述があるとなおよい。	ロジックが明確である。

国名	A国	B国	C国	D国
案件名	灌漑計画策定	家畜育種	農業技術普及	水利行政
JICA総合評価	D	D	A	A
要請書の内容（目的）と住民ニーズが一致しているか 裨益者が明確であるか			C/P機関への技術協力という「裨益」は明確である。最終受益者である農家への裨益についての説明があるとなおよい	裨益者数の記載あり。プロジェクトによる裨益者へのサービス改善についての記述があるとなおよい。
実施機関の能力や役割、協力期間に見合った波及効果を踏まえた目標が設定されているか			C/P機関を通じて波及することが明示されている。	波及効果が想定されている。
終了後の成果の活用についても明示されているか			相手国の政策と当該プロジェクトの位置づけが比較的明確であり、終了後の姿も明示されている。	灌漑施設管理権限の下部行政機関への移譲を踏まえ、下部行政機関の自立的管理能力の向上のために活用することが明示されている。
要請案件調査票 2				
3) 成果: プロジェクト目標を達成するために実現すべき短期的目標(実績/アウトプット)				
活動の成果が積み重なって、案件目標が達成されるか				
自立発展性があるか フェーズ2やフォローアップを検討しない活動実績が想定されているか			上位目標 - 投入までの関係が比較的明確。相手国が案件終了後にどのように取り組むかという記述があるとさらによい。	受益者による水管理委員会が財政的に自立できることが想定されており、案件の自立性が考慮されている。
ソフトとハードとのバランスがとれているか				ハード面の整備を進めている有償資金協力との連携が検討されている。
相手の能力、機能・役割などに見合った成果が想定されているか				
投入に見合った活動成果が想定されているか				
日本農業へのブーム効果のない案件か				
4) 活動(上位目標(政策)と裨益者(住民の生活向上)とのリンクを作るために、JICAが何をすべきかを明示する)				
目標を実現するための道筋が明確な活動であるか			ロジックが整理されている。	ロジックが整理されている。水の分配や施設の管理についての詳細な計画がたてられている。
裨益者の活動を支える周辺状況(生計や生業に加え、教育や保健などの生活の要素)についても検討されているか				

国名	A国	B国	C国	D国
案件名	灌漑計画策定	家畜育種	農業技術普及	水利行政
JICA総合評価	D	D	A	A
<p>農村部住民全体に裨益する活動であるか</p> <p>要請案件をODAにより実施する意義が明示されているか</p> <p>開発された技術の農民への普及方法が明確な活動であるか</p> <p>C/P機関とその他の相手国政府機関の連携が図られた活動であるか</p> <p>国ごとの発展の度合いを考慮した協力内容であるか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適切なC/Pの設定</li> <li>地方分権の進展度</li> <li>所得水準も踏まえた案件規模の検討</li> <li>産業構造</li> <li>市場の開放度</li> <li>協力形態</li> <li>モデル性</li> </ul> <p>案件の目標やJICAの予算に応じた活動規模になった活動スケジュールに即して人や予算の手当をするに際に適したスキームが選ばれているか</p> <p>技術的に可能な活動であるか（機材が供与される場合、維持管理可能か）</p> <p>援助協調が行なわれている国では、当該国の農業セクタープログラムの内容に沿った活動であるか</p> <p>投入が少なくても効果が期待できるか</p> <p>案件終了後の姿が想像できる活動であるか</p> <p>他の案件の経験が活かされた活動であるか</p> <p>対象地域の農村社会構造、社会制度を踏まえた活動内容となっているか。</p> <p>対象地域の共同体や住民組織などによる自然資源（土地、森林、草地、水等）の保全・管理方法にも配慮した活動であるか</p> <p>対象住民が利用可能な行政サービスを考慮した活動であるか</p>			<p>相手国のプロジェクトが予定通り実行されれば、裨益者は面的な広がりを持つことが明確である。</p> <p>相手国のプロジェクトを通して普及されることが明記されている。</p> <p>市場動向を見据えた作物の選定や収穫ロスなどに考慮しており、市場（商業的活動）を意識している。発展段階に対する考慮もされている。</p> <p>目標に対する適切な活動が想定されている。</p> <p>将来的な本格プロジェクト化が想定されている。</p> <p>住民が利用可能な行政サービスが案件となっている。</p>	<p>水管理の技術が農民組織を通して普及されることが想定されている。</p> <p>C/Pだけでなく、権限が委譲される下部行政組織の活動への関与も想定されている。</p>
5) 投入:それぞれの活動を実施するために必要な人員、資機材、施設、資金				
日本側				
<p>活動内容、協力期間、受益者数、案件の規模に合致しているか</p> <p>次年度の予算の目安をもとに検討しているか（要望調査票作成時期に在外事務所に目安を示している）</p>				

国名	A国	B国	C国	D国
案件名	灌漑計画策定	家畜育種	農業技術普及	水利行政
JICA総合評価	D	D	A	A
<p>日本に技術的優位性があるか</p> <p>「重点分野か」、「専門家のリクルートが可能か」、「日本がやる意義があるか」、「場所（任地）はどこか」などが明示されているか</p> <p>JICAの事業としてスキームの選択は適切か（相手国政府にも日本の方針を理解してもらっているか） 投入規模の根拠は明確か（同種の案件と比較して予算規模が大きくかけ離れてないか。かけ離れている援助協調が行われている国では、相手国政府・ドナーが合意した内容に沿った投入であるか</p>				<p>農民組織の歴史のある日本への協力が要請されている。</p> <p>日本の技術的優位性が考慮されている。</p>
相手国側			<p>相手国のプロジェクトの中に位置づけられている。</p> <p>妥当である。農業普及担当責任者がC/Pとなる予定。相手国C/P候補機関が本プロジェクトを強く希望している。</p>	<p>相手国のプロジェクトの中に位置づけられている。</p> <p>相手国C/P候補機関が本プロジェクトを強く希望している。</p>
<p>6) 外部条件: プロジェクトに決定的な影響を与える条件であるが、プロジェクト自体でコントロール不可能なもの。生じるか否かが不確かなもの。</p> <p>経済 政策・規制 (国際) (国内) 人員の定着 他のプロジェクト 自然環境</p> <p>プロジェクトが経済活動を想定している場合、価格の変動、流通システムなどが変更される可能性 案件実施に影響を与え得る法律、政治体制、財政状況、政策などに関して注意すべき点はあるか。</p> <p>自由貿易協定（WTOやFTAなど）や環境に関する国際条約などの締結・進展が案件の活動と成果に影響を及ぼす可能性はあるか。</p> <p>市場経済化、民営化や分権化が案件の成果や想定実施機関の役割にどのような影響を及ぼしているか。分権化などの進捗度はどうか。</p> <p>C/P機関の人員が移動や辞職などをする可能性はないか</p> <p>他の関連するプロジェクトはないか。ある場合、計画通りに進展するのか。</p> <p>自然条件などで案件の成果を左右するものはあるか</p>				
協力期間	予算、案件の規模、スキームに関連づけられている			
実施体制				

国名	A国	B国	C国	D国
案件名	灌漑計画策定	家畜育種	農業技術普及	水利行政
JICA総合評価	D	D	A	A
<p>プロジェクトの目的、活動内容、投入、実施方法、実施時期などに関して相手国政府・実施機関と合意しているか。</p> <p>「地方分権」の農業・農村開発プロジェクトの実施に与える影響の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資源配分（土地、その他自然資源）の決定権を持つ機関を関与させる。</li> <li>・ 資源利用に関する中央省庁と地方自治体の優先課題が異なる場合の意思決定者の把握とプロジェクト実施への関与促進。</li> </ul> <p>予算に関する確認事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象地域への交付金総額とその使途（開発予算、経常予算）。セクター別歳出と地方自治体向け歳出の関連性は中央では正確にわからない場合は、対象地域の地方自治体で支出項目を確認する。</li> <li>・ 対象地域における予算決定メカニズムの確認する（法律と実際）。</li> <li>・ 開発予算、経常予算における農業・農村開発関連支出の内訳。</li> <li>・ 対象地域における徴税状況と農業・農村開発への支出の把握。</li> </ul> <p>援助協調の進んだ国では、相手国政府、ドナーが合意した方式にそった実施体制であるか</p> <p>周辺地域への波及効果を期待できるかように、面的な広がり、複層的アプローチを踏まえた実施体制となっているか。</p>			<p>相手国C/P候補機関が本プロジェクトを強く希望している。</p> <p>相手国のプロジェクトとの関連が考慮され、波及効果が想定されている。</p>	<p>政策に位置づけられているため、他の県への波及効果が期待できる。</p>
<b>要請案件調査票 3</b>				
<p>関連する援助活動</p> <p>他ドナーが同一地域で案件を形成、実施していないか。ある場合、案件同士の競合はないか、補完性はあるか</p> <p>JICAの類似案件の確認（他国でも同じような取り組みがなされていれば、そのプロジェクトの教訓を生かして案件を形成する）</p>				<p>国際機関との連携、有償資金協力案件との連携も想定されている。</p>
<p>ミレニアム開発目標との関連</p> <p>ポップアップで選択入力</p>				
<p>我が国重要開発課題との関連</p> <p>ポップアップで選択入力</p>				
<p>ジェンダー配慮について</p> <p>社会的弱者である女性や子供、老人に負の効果を及ぼさないか</p> <p>新技術の導入によるジェンダーの変化・影響についての配慮</p> <p>「参加型」で計画を策定した場合、「誰の声」が反映されているかに注意する。</p>			<p>普及対象者に女性が含まれる予定。</p>	
<p>類似案件からのフィードバック</p> <p>過去に、JICAあるいは他ドナーによって類似の案件が実施されていないか</p> <p>・ ある場合に、先行・既存のプロジェクトからの教訓（何が良く/悪いかが記載されているか）。</p>				

国名	A国	B国	C国	D国
案件名	灌漑計画策定	家畜育種	農業技術普及	水利行政
JICA総合評価	D	D	A	A
<p>・特に、JICAによる類似案件で、実施に結びつかなかったものや期待された成果やインパクトが得られなかったものはないか。</p>				
<b>裨益者グループの種類と規模（人数・人口）</b> 裨益者の基本情報が述べられているか（グループ名、人数、年齢、性別、教育水準、所属組織、社会・文化的特徴、経済的側面、技術力など）			具体的である。C/P機関のプロジェクトとの関係についても言及されている。	
<b>治安状況</b> 国際機関や他ドナー、他国の大使館の認識はどうか 近年において治安上憂慮すべき状況は起きていないか 治安上も問題が起こった場合の対策はなされているか	具体的な記述がある。憂慮すべき状況はない。	具体的な記述がある。憂慮すべき状況はない。	具体的な記述がある。憂慮すべき状況はない。	具体的な記述がある。憂慮すべき状況はない。
<b>その他</b> 多様な視点から多くの関係者と透明性の高い議論を通して形成された案件か 相手国関係者へ日常的な働きかけを通じて形成された案件か 相手国政府に可能な限り日本の方針を理解してもらっているか				

「開発課題に対する効果的アプローチ〈農業開発・農村開発〉」

農業開発・農村開発 開発課題体系全体図（1）

開発戦略目標	中間目標	中間目標のサブ目標	プロジェクトでの活動例	
1. 持続可能な農業生産	1-1 マクロレベルでの農業政策立案・実施能力の向上	農業政策の立案能力の向上	○農業開発計画の策定 ○農業関連の法制度整備 ○農地改革の推進	
		農業財政政策の立案能力の向上	×農業予算の計画策定と管理 ×農業関連の税制度整備	
		農業統計関連政策立案能力の向上	○農業統計の整備	
		行政人材育成	○農業行政官・技官の育成、地方農業行政官・技官の育成	
	1-2 農業生産の拡大と生産性の向上	1-2-1 生産基盤の整備と維持管理	農地の開発・整備	○礫などの不適物の除去 ○圃場整備 ×換地
			農地の保全	○傾斜を緩和するための土木工事 ○等高線栽培の実施
			灌漑・排水施設の整備	○農業用ダム、地下水開発、水路の建設 ○河川水、ため池の活用 ○灌漑排水施設の補修 ○灌漑水路内の沈殿土砂や植物除去
			水利組合の育成	○農民にとってのインセンティブの把握 ○農民の研修育成 ○ガイドラインの作成
			畜産生産基盤の改善	○畜舎、飼料用の草地、放牧場の改善 ○サイロ、牛乳などの貯蔵施設の改善 ○未利用資源の飼料化
			1-2-2 試験研究・技術開発の強化	試験研究機関の強化
			生産技術の改善	○作物の品種改良（大豆種子の改良、牧草種子の改良など） ○栽培技術の改善（肥培管理、病虫害防除、雑草防除、作付け体系など） ○農業機械の改善 ○灌漑排水技術の改善 ○土壌流亡や塩害の防止、土壌改良の研究
			植物遺伝資源の保全	○植物遺伝資源の探索・収集、保存、評価、データ管理、配布 ○植物遺伝資源を用いた生産性向上の研究
			ポストハーベスト技術の向上	○穀物の脱穀、乾燥、精米技術の向上 ○野菜、青果物、肉類、乳製品などの品質や鮮度の保持 ○農産物の貯蔵及び加工 ○選別・包装技術の研究 ○品質基準や安定性の策定及び検査体制の強化
			畜産技術の開発	○家畜疾病調査、診断、検疫 ○人工授精による家畜繁殖 ○飼育管理の向上 ○育種技術の向上 ○畜産加工の向上
		1-2-3 農業普及の強化	農業普及体制の整備	○中央政府、地方政府における普及政策・体制の構築 ○農業普及機関と試験研究機関との連携 ○農業普及センターの建設・改善
			農業普及方法の改善	○農民の能力やニーズの把握 ○農民から農民への普及の改善 ○NGOや教育機関などとの連携 ○普及マニュアル、普及資材などの開発 ○ワークショップなど農民の研修機会の提供
	普及員の人的能力構築		×農業普及員の人数確保 ○農業普及員のインセンティブの向上 ○農業普及員の研修訓練	
	1-2-4 農家経営の改善	経営能力の向上	○個々の農家の技術の改善 ○個々の農家の経営方針の改善 ×各種助成制度や価格保証の充実	
		農業金融の充実・強化	○公的機関による融資の充実 ○インフォーマル機関による融資の充実 ×農民の借り手としての能力育成	
		農民組織化	○農業協同組合などを通じた農民所得の向上 ○水利組合による適切な水管理の実施	

農業開発・農村開発 開発課題体系全体図（2）

開発戦略目標	中間目標	中間目標のサブ目標	プロジェクトでの活動例	
1. 持続可能な農業生産	1-2 農業生産の拡大と生産性の向上	1-2-5 農業生産資材の確保・利用の改善	農業機械・農機具	<ul style="list-style-type: none"> <li>×農業機械安全基準の策定</li> <li>○農業機械検査制度の整備</li> <li>◎農業機械整備技術者の育成</li> <li>×スベアパーツ流通システムの整備</li> </ul>
			種子の安定供給	<ul style="list-style-type: none"> <li>○種子増殖体制の整備</li> <li>×種子流通体制の整備</li> </ul>
			農業の適切な利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農業使用安全基準の策定</li> <li>○農業安全使用教育の実施</li> </ul>
			肥料の安定供給・適正利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>×肥料品質基準の策定</li> <li>○肥料使用基準の策定</li> <li>×肥料流通体制の整備</li> </ul>
			畜産資材の安定供給	<ul style="list-style-type: none"> <li>×品質基準の策定</li> <li>×使用基準の策定</li> <li>×流通体制の整備</li> </ul>
	1-3 輸出促進策の強化		輸出政策立案能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○輸出振興計画・農業産業振興策など策定支援</li> <li>◎行政官の育成</li> </ul>
			輸出制度・体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>△輸出関連法制度整備</li> <li>×輸出関連金融機関・制度の整備</li> </ul>
			輸出競争力の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農産物生産の拡大と生産性の向上（中間目標1-2参照）</li> <li>△体系的な基準認証制度・標準化等の確立</li> <li>○試験・検査、検疫技術の向上</li> <li>○技術者・検疫官などの育成</li> </ul>
			国際市場動向情報ネットワーク・マーケティング能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○貿易振興機関の機能強化</li> <li>○政府による民間部門育成へのサポート強化</li> <li>×マーケティングセミナー、見本市・商品展示会の開催</li> <li>○海外マーケット情報の収集</li> </ul>
			農業から排出される廃棄物の処理と有効利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ゼロエミッション型農業推進事業</li> <li>×環境保護予算の拡大</li> <li>×廃棄物処理施設の整備</li> <li>×農民の意識向上</li> </ul>
	1-4 環境配慮の向上		肥料・農薬などによる環境負荷の低減	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農薬・肥料の使用基準の策定（中間目標1-2-5の活動例参照）</li> <li>○適正使用指導（中間目標1-2-5の活動例参照）</li> <li>◎環境保全型農業開発プロジェクト（複合農業の推進など）</li> </ul>
			多面的機能の維持・発現、環境教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎農地の適正管理</li> <li>×環境教育の推進</li> </ul>
			教育活動の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎教員に対する技術指導、教授法の改善</li> <li>◎教材開発・改善、適正なカリキュラムの設定</li> <li>◎教室、実験室、機材などの施設・設備の整備</li> <li>×奨学金制度の充実</li> </ul>
			研究機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎中間目標1-2-2「調査研究・技術開発の強化」参照</li> <li>◎研究者の育成</li> <li>◎大学研究成果に関するセミナー、ワークショップの開催</li> </ul>
			マネジメントの改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>△農業高等教育機関の事業実施要領整備</li> <li>×事務職員の運営能力向上</li> <li>×教職員の必要数確保と配置</li> <li>△資機材/ラボの管理・運営・保守システムの構築</li> </ul>
	1-5 農業関連高等教育の強化		関連機関や地方・地域との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農業普及制度との連携</li> </ul>
			普及拠点としての機能強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>×先進国農業大学との連携、留学制度の充実</li> <li>△農業研究機関や民間部門との連携強化</li> <li>△地域との連携強化</li> </ul>
			国民栄養状態の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>△国民栄養調査の実施</li> <li>△栄養状態分析能力の向上</li> <li>△コミュニティワーカーの配置・育成</li> </ul>
			食料生産・流通統計の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中間目標1-1のプロジェクトでの活動例「農業統計の整備」参照</li> </ul>
			主要食料の選定	<ul style="list-style-type: none"> <li>×食料供給モデルの構築</li> <li>×統計分析能力の向上</li> </ul>
2. 安定した食料供給	2-1 食料供給政策の策定	流通・市場関連法令・制度の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>×法整備支援</li> </ul>	

農業開発・農村開発 開発課題体系全体図（3）

開発戦略目標	中間目標	中間目標のサブ目標	プロジェクトでの活動例		
2-2 食料流通機能の整備		農産物価格政策の実施	○農産物価格安定システムの構築		
		食料備蓄計画の整備	○食料備蓄マスタープランの策定		
		流通市場ハードインフラの整備	◎幹線道路・鉄道の整備 ○フィーダー道路の整備 ◎集出荷施設・小売市場・卸売市場の整備		
		流通施設・設備の管理と利用	○流通施設の管理能力向上 ○維持管理システムの構築		
		市場流通情報システムの整備	×食料在庫情報収集システムの構築 ○食料価格情報システムの構築		
		輸送体制の整備	×公共輸送体制整備計画の策定 ×民間輸送業者の育成		
		備蓄体制の整備	○備蓄・貯蔵倉庫の整備		
		2-3 輸入体制の整備		検疫・防疫体制の整備	○試験検査施設の整備 ○検査官の人材育成
				インフラ整備	○湾岸施設、道路、鉄道網の整備 △維持管理システムの構築
		2-4 援助食料の適正な利用		援助食料分配システムの構築	×自然災害に対する緊急援助手法の確立 ×貧困層の救済のための食料援助手法の確立 ×分配ルート、手段の確保
				モニタリングシステムの構築	×モニタリング手法の確立
		3. 活力ある農村の振興	3-1 農村振興関連政策の推進	国レベルの調整・実施能力の向上	◎行政官の人材育成 ◎参加型開発の理解促進 ◎参加型村落開発計画の策定
地方・地域レベルの調整・実施能力の向上	◎地方行政官の人材育成 ◎参加型村落開発の実証				
3-2 農外所得の向上			村落商工業の育成支援	○業種協同組織の育成 ×販売施設の整備	
			職業訓練機会の提供	○職業訓練機会の提供	
			農村雇用情報の整理と提供	×情報収集・提供システムの構築	
			特産品生産活動の導入・普及	○特産品生産技術の向上 ○一村一品運動の導入 △品評会（コンテスト）の実施	
			農村金融整備と情報の提供	○（中間目標1-2-4の活動例参照）	
3-3 農産品加工業の振興			加工施設の整備	○加工施設の整備・改善	
			民間加工会社の育成	◎加工技術の開発支援 △技術者の育成	
			加工品安全基準の整備	○食品安全制度・基準の整備 ×食品安全基準の普及	
			農産品加工に関するマーケティング能力の向上	×市場情報の提供システムの構築 ×商工会議所IT化支援とネットワーク化支援	
3-4 農村インフラの整備			農村道路の整備	◎農村道路の設計・建設 ◎農村道路の維持管理	
			農村電化、給水施設の整備	○電力の整備 ◎上水用井戸の掘削、表流水の上水利用	
			電話などの通信インフラの整備	×電話、郵便、無線システムなどの整備	
			集落公共事業の実施	○保健所、村落医療機関の整備（「貧困削減」の中間目標3-2参照） ◎学校、集会所の設置（「貧困削減」の中間目標3-1参照） ×生活廃棄物処理施設の整備	

農業開発・農村開発 開発課題体系全体図（４）

開発戦略目標	中間目標	中間目標のサブ目標	プロジェクトでの活動例
3. 活力ある農村の振興	3-5 農村環境の保全	里山、河川、沿岸の環境保全の促進	○農地・自然生態系の現状把握（調査）と持続性の追求（棚田保護政策など） ○環境保護の農村振興政策への組み込み ×高等教育における農村環境研究、研究者育成事業 ×アメニティ、娯楽機会の増進など（牧場整備、自然遊歩道の設置、河川整備など） ○農村観光開発プロジェクト
		普及体制の整備	○農業普及員の意識の向上 ○農業普及員などの研修訓練
	3-6 生活改善の推進	普及手法の改善	○マニュアル・教材などの開発・整備 ○各種参加型プロジェクト（共同体強化）
		集落活動の推進	○各種組織強化プロジェクト（農協、水利組合、生産者同盟など）
		文化の伝承	×農村部伝統芸能・文化の調査と活性化事業
	3-7 村落共同体活動の推進	各種提案事業の推進	○青年会・婦人会などの活性化事業 ○一村一品運動 ○小規模融資・貯蓄推進運動
		保健・医療サービスの充実	○「貧困削減」の中間目標 3-2 参照
		健康知識の普及	○「貧困削減」の中間目標 3-2 参照
	3-8 住民の保健水準の向上	HIV/AIDSの予防とコントロール	「HIV/AIDS対策」効果的アプローチ参照
		基礎教育の充実	○「基礎教育」の効果的アプローチ参照
	3-9 住民の教育水準の向上	教育サービスの拡充	「貧困削減」の中間目標 3-1 参照
		教育に対する理解の促進	「貧困削減」の中間目標 3-1 参照

◎＝「プロジェクトでの活動例」がプロジェクト目標として含まれるプロジェクトが5件以上ある場合  
 →個別専門家や青年海外協力隊派遣の場合、10人以上派遣されている場合  
 ○＝「プロジェクトでの活動例」がプロジェクト目標として含まれるプロジェクトがある場合  
 △＝「プロジェクトでの活動例」がプロジェクト目標には含まれていないが、プロジェクトの一要素として入っている場合  
 ×＝実績が全くない、もしくは短期専門家や企画調査のみの派遣の場合